

# 文教施設工事積算要領

## (土木工事)

令和3年3月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

## 改正文書の一覧

<input type="checkbox"/>	16 施参事第	84 号	平成17年	3月30日
<input type="checkbox"/>	17 施参事第	35 号	平成17年	10月13日
<input type="checkbox"/>	17 施参事第	101 号	平成18年	3月31日
<input type="checkbox"/>	18 施参事第	98 号	平成19年	3月14日
<input type="checkbox"/>	20 施参事第	17 号	平成21年	3月10日
<input type="checkbox"/>	21 施参事第	81 号	平成22年	3月31日
<input type="checkbox"/>	22 施参事第	17 号	平成22年	9月14日
<input type="checkbox"/>	23 施参事第	24 号	平成24年	3月29日
<input type="checkbox"/>	25 施参事第	27 号	平成26年	3月 6日
<input type="checkbox"/>	26 施参事第	15 号	平成27年	2月24日
<input type="checkbox"/>	28 施参事第	8 号	平成28年	5月24日
<input type="checkbox"/>	28 施参事第	50 号	平成29年	3月21日
<input type="checkbox"/>	元 施参事第	27 号	令和 元年	8月26日
<input type="checkbox"/>	2 施参事第	21 号	令和 3年	3月25日

# 目 次

## 1 編 総 則

1. 目 的 ..... 1 編- 1
2. 適用範囲 ..... 1 編- 1
3. 工事費の区分 ..... 1 編- 1
4. 工事費の構成 ..... 1 編- 1
5. 予定価格算出内訳明細書 ..... 1 編- 1
6. 直接工事費 ..... 1 編- 2
7. 共通費 ..... 1 編- 3
8. 消費税等相当額 ..... 1 編- 3
9. 設計変更における工事費 ..... 1 編- 3

## 2 編 数 量

- 1 章 一般共通事項 ..... 2 編 1 章- 1
- 2 章 仮設工 ..... 2 編 2 章- 1
- 3 章 土工・岩掘削工・地盤改良工 ..... 2 編 3 章- 1
- 4 章 舗装工 ..... 2 編 4 章- 1
- 5 章 排水工 ..... 2 編 5 章- 1
- 6 章 法面保護工 ..... 2 編 6 章- 1
- 7 章 運動場工 ..... 2 編 7 章- 1
- 8 章 環境緑化工 ..... 2 編 8 章- 1
- 9 章 施設補修工 ..... 2 編 9 章- 1
- 10 章 数値基準 ..... 2 編 10 章- 1

## 3 編 単 価

- 1 章 一般共通事項 ..... 3 編 1 章- 1
- 2 章 仮設工 ..... 3 編 2 章- 1
- 3 章 土工・岩掘削工・地盤改良工 ..... 3 編 3 章- 1
- 4 章 基礎工 ..... 3 編 4 章- 1
- 5 章 コンクリート工 ..... 3 編 5 章- 1
- 6 章 舗装工 ..... 3 編 6 章- 1
- 7 章 排水工 ..... 3 編 7 章- 1
- 8 章 法面保護工 ..... 3 編 8 章- 1
- 9 章 運動場工 ..... 3 編 9 章- 1
- 10 章 環境緑化工 ..... 3 編 10 章- 1
- 11 章 施設補修工 ..... 3 編 11 章- 1

## 4 編 共通費

- 1 章 一般共通事項 ..... 4 編 1 章- 1
- 2 章 共通仮設費 ..... 4 編 2 章- 1
- 3 章 諸経費 ..... 4 編 3 章- 1

## 5 編 消費税等相当額

- 1 章 一般共通事項 ..... 5 編 1 章- 1
- 2 章 消費税等相当額の算出 ..... 5 編 2 章- 1

## 6 編 複合単価算出表

- 1 章 一般共通事項 ..... 6 編 1 章- 1

## 1編 総 則

1. 目 的 .....	1編-1
2. 適用範囲 .....	1編-1
3. 工事費の区分 .....	1編-1
4. 工事費の構成 .....	1編-1
5. 予定価格算出内訳明細書 .....	1編-1
6. 直接工事費 .....	1編-2
7. 共通費 .....	1編-3
8. 消費税等相当額 .....	1編-3
9. 設計変更における工事費 .....	1編-3

## 2編 数量

### 1章 一般共通事項

1. 1	適用範囲	2編1章-1
1. 2	用語の定義	2編1章-1
1. 3	数量の算出と区分	2編1章-1
1. 4	数量の計算方法	2編1章-4
1. 5	数量から控除しないもの	2編1章-5
1. 6	数量に加算しないもの	2編1章-5
1. 7	数量計算の単位及び数位	2編1章-6
1. 8	単位体積重量	2編1章-8
1. 9	図面表示単位	2編1章-8
1. 10	細目別内訳書の単位及び数位	2編1章-8

### 2章 仮設工

2. 1	適用範囲	2編2章-1
2. 2	仮設工細目別内訳書	2編2章-1
2. 3	仮設工細目別の数量算出	2編2章-2
2. 3. 1	工事用道路工	2編2章-2
2. 3. 2	仮水路工	2編2章-2
2. 3. 3	地下排水暗渠工	2編2章-2
2. 3. 4	締切排水工（水替工）	2編2章-3
2. 3. 5	仮防災池工	2編2章-4
2. 3. 6	仮土留工	2編2章-5
2. 3. 7	覆工板工	2編2章-9
2. 3. 8	足場工	2編2章-10
2. 3. 9	支保工	2編2章-13
2. 3. 10	ウエルポイント工	2編2章-14
2. 3. 11	仮囲い工	2編2章-14

### 3章 土工・岩掘削工・地盤改良工

3. 1	適用範囲	2編3章-1
3. 2	土工・岩掘削工・地盤改良工細目別内訳書	2編3章-1
3. 3	土工細目別の数量算出	2編3章-3
3. 3. 1	切土－盛土	2編3章-3
3. 3. 2	切土－流用土	2編3章-5
3. 3. 3	流用土－盛土	2編3章-5
3. 3. 4	購入土－盛土	2編3章-6
3. 3. 5	不用土処分	2編3章-6
3. 3. 6	根切り（床掘り）	2編3章-7
3. 3. 7	埋戻し	2編3章-11
3. 4	岩掘削工細目別の数量算出	2編3章-12
3. 4. 1	岩掘削－運搬，盛土，処分	2編3章-12
3. 5	地盤改良工細目別の数量算出	2編3章-14
3. 5. 1	表層混合処理工	2編3章-14
3. 5. 2	置換工	2編3章-14
3. 5. 3	サンドマット工	2編3章-15
3. 5. 4	サンドドレーン工	2編3章-15

## 4章 舗装工

4. 1 適用範囲	2編4章-1
4. 2 車道、広場・歩道舗装工及び付属施設工細目別内訳書	2編4章-1
4. 3 車道舗装工細目別の数量算出	2編4章-2
4. 3. 1 アスファルト舗装工（車道）	2編4章-2
4. 3. 2 コンクリート舗装工（車道）	2編4章-3
4. 3. 3 排水性アスファルト舗装工	2編4章-4
4. 4 車道付属施設工細目別の数量算出	2編4章-5
4. 4. 1 縁石工	2編4章-5
4. 4. 2 アスカーブ設置工	2編4章-5
4. 4. 3 防護柵設置工	2編4章-5
4. 4. 4 区画線設置工	2編4章-6
4. 4. 5 道路標識設置工	2編4章-7
4. 4. 6 L形側溝工	2編4章-7
4. 5 広場・歩道舗装工細目別の数量算出	2編4章-8
4. 5. 1 アスファルト舗装工（歩道）	2編4章-8
4. 5. 2 コンクリート舗装工（歩道）	2編4章-9
4. 5. 3 透水性アスファルト舗装工	2編4章-9
4. 5. 4 インターロッキングブロック等の舗装工（歩道）	2編4章-10
4. 6 広場・歩道付属施設工細目別の数量算出	2編4章-11
4. 6. 1 工作物設置工	2編4章-11
4. 6. 2 ネットフェンス工	2編4章-11

## 5章 排水工

5. 1 適用範囲	2編5章-1
5. 2 排水工細目別内訳書	2編5章-1
5. 3 排水工細目別の数量算出	2編5章-2
5. 3. 1 側溝工	2編5章-2
5. 3. 2 管渠工	2編5章-2
5. 3. 3 透水暗渠工	2編5章-3
5. 4 柵・人孔工細目別の数量算出	2編5章-4
5. 4. 1 集水柵工	2編5章-4
5. 4. 2 マンホール工	2編5章-4
5. 4. 3 マンホール副管取付け工	2編5章-4

## 6章 法面<sup>のりめん</sup>保護工

6. 1 適用範囲	2編6章-1
6. 2 法面保護工細目別内訳書	2編6章-1
6. 3 法面保護工細目別の数量算出	2編6章-2
6. 3. 1 法面整形工	2編6章-2
6. 3. 2 法面植生工	2編6章-3
6. 3. 3 吹付工	2編6章-3
6. 3. 4 プレキャスト法枠工	2編6章-4
6. 3. 5 コンクリートブロック積擁壁工	2編6章-5
6. 3. 6 プレキャスト擁壁工	2編6章-6
6. 3. 7 現場打ちコンクリート擁壁工	2編6章-7

## 7章 運動場工

7. 1 適用範囲	2編7章-1
7. 2 運動場舗装工及び運動場付属施設工細目別内訳書	2編7章-1
7. 3 運動場舗装工細目別の数量算出	2編7章-2
7. 3. 1 クレイ系舗装工	2編7章-2
7. 3. 2 全天候系舗装工	2編7章-2
7. 3. 3 運動場付属施設工	2編7章-2

<b>8章 環境緑化工</b>	
8.1 適用範囲	2編8章-1
8.2 環境緑化工細目別内訳書	2編8章-1
8.3 植栽工細目別の数量算出	2編8章-2
8.3.1 平面張芝工	2編8章-2
8.3.2 地被類植付工	2編8章-2
8.3.3 中低木植栽工	2編8章-3
8.3.4 高木植栽工	2編8章-4
8.4 移植工細目別の数量算出	2編8章-5
8.4.1 中低木移植工	2編8章-5
8.4.2 高木移植工	2編8章-5
8.5 緑地附属施設工細目別の数量算出	2編8章-6
8.5.1 緑化ブロック積工	2編8章-6
<b>9章 施設補修工</b>	
9.1 適用範囲	2編9章-1
9.2 施設補修工細目別内訳書	2編9章-1
9.3 取りこわし工細目別の数量算出	2編9章-2
9.3.1 構造物取りこわし工	2編9章-2
9.4 舗装補修工細目別の数量算出	2編9章-2
9.4.1 舗装版切断工	2編9章-2
9.4.2 舗装版打換え工	2編9章-3
9.4.3 オーバーレイ工	2編9章-3
<b>10章 数値基準</b>	
10.1 一般事項	2編10章-1
10.2 留意事項	2編10章-1
数値基準表	2編10章-2

## 3編 単 価

### 1章 一般共通事項

1. 1	一般事項	3編1章-1
1. 2	単価算出共通事項	3編1章-2
1. 3	市場単価	3編1章-7
1. 4	標準工期の算出	3編1章-9
1. 5	予定価格算出内訳明細書標準書式	3編1章-10

### 2章 仮設工

2. 1	適用範囲	3編2章-1
2. 2	留意事項	3編2章-1
2. 3	仮設工の積算	3編2章-1
2. 4	細目単価表	3編2章-2
2. 4. 1	工事用道路工	3編2章-2
2. 4. 2	仮水路工	3編2章-2
2. 4. 3	地下排水暗渠工	3編2章-2
2. 4. 4	締切排水工	3編2章-3
2. 4. 5	仮防災池工	3編2章-4
2. 4. 6	仮土留工	3編2章-5
2. 4. 7	ガス切断工	3編2章-8
2. 4. 8	覆工板工	3編2章-8
2. 4. 9	足場工	3編2章-9
2. 4. 10	支保工	3編2章-9
2. 4. 11	ウエルポイント工	3編2章-10
2. 4. 12	仮囲い工	3編2章-10
2. 4. 13	法面工（仮設用モルタル吹付工）	3編2章-11
2. 4. 14	交通整理員	3編2章-11
2. 4. 15	仮設用鋼材単価の算出	3編2章-12

### 3章 土工・岩掘削工・地盤改良工

3. 1	適用範囲	3編3章-1
3. 2	留意事項	3編3章-1
3. 3	土工・岩掘削・地盤改良工の積算	3編3章-2
3. 3. 1	土工の積算	3編3章-2
3. 3. 2	岩掘削工の積算	3編3章-4
3. 3. 3	地盤改良工の積算	3編3章-7
3. 4	細目単価表	3編3章-8
3. 4. 1	切土－盛土	3編3章-8
3. 4. 2	切土－流用土	3編3章-10
3. 4. 3	流用土－盛土	3編3章-11
3. 4. 4	購入土－盛土	3編3章-12
3. 4. 5	不用土処分	3編3章-13
3. 4. 6	根切り（床掘り）	3編3章-13
3. 4. 7	埋戻し	3編3章-14
3. 4. 8	岩掘削－運搬	3編3章-15
3. 4. 9	岩掘削－盛土	3編3章-18
3. 4. 10	岩掘削－処分	3編3章-19
3. 4. 11	表層混合処理工	3編3章-19
3. 4. 12	置換工	3編3章-20
3. 4. 13	サンドドレーン工	3編3章-21
3. 4. 14	サンドコンパクションパイル工	3編3章-21

<b>4章 基礎工</b>	
4. 1 適用範囲	3編4章-1
4. 2 留意事項	3編4章-1
4. 3 基礎工の積算	3編4章-1
4. 4 細目単価表	3編4章-1
<b>5章 コンクリート工</b>	
5. 1 適用範囲	3編5章-1
5. 2 留意事項	3編5章-1
5. 3 コンクリート工及び型枠・鉄筋工の積算	3編5章-1
5.3.1 コンクリート工の積算	3編5章-1
5.3.2 鉄筋工の積算	3編5章-2
5.3.3 型枠工の積算	3編5章-2
5. 4 細目単価表	3編5章-2
<b>6章 舗装工</b>	
6. 1 適用範囲	3編6章-1
6. 2 留意事項	3編6章-1
6. 3 車道舗装工及び道路付属施設工の積算	3編6章-1
6.3.1 車道舗装工の積算	3編6章-1
6.3.2 道路付属施設工の積算	3編6章-1
6. 4 細目単価表	3編6章-2
6.4.1 アスファルト舗装工（車道）	3編6章-2
6.4.2 コンクリート舗装工（車道）	3編6章-3
6.4.3 排水性アスファルト舗装工（車道）	3編6章-4
6.4.4 縁石工	3編6章-4
6.4.5 アスカーブ設置工	3編6章-5
6.4.6 防護柵設置工	3編6章-5
6.4.7 区画線設置工	3編6章-7
6.4.8 道路標識設置工	3編6章-7
6.4.9 L形側溝工	3編6章-8
6.4.10 アスファルト舗装工（歩道）	3編6章-9
6.4.11 コンクリート舗装工（歩道）	3編6章-9
6.4.12 透水性アスファルト舗装工（歩道）	3編6章-10
6.4.13 インターロッキングブロック舗装工（歩道）	3編6章-10
6.4.14 コンクリート平板舗装工（歩道）	3編6章-11
6.4.15 工作物設置工	3編6章-11
6.4.16 ネットフェンス工	3編6章-11
<b>7章 排水工</b>	
7. 1 適用範囲	3編7章-1
7. 2 留意事項	3編7章-1
7. 3 排水工の積算	3編7章-1
7. 4 細目単価表	3編7章-2
7.4.1 プレキャストU形側溝工	3編7章-2
7.4.2 現場打ちU形側溝工	3編7章-3
7.4.3 管（函）渠側溝工	3編7章-4
7.4.4 自由勾配側溝工	3編7章-4
7.4.5 管渠工	3編7章-5
7.4.6 透水管渠工	3編7章-7
7.4.7 プレキャスト集水柵工	3編7章-7
7.4.8 現場打ち集水柵工	3編7章-8
7.4.9 プレキャストマンホール工（組立マンホール工）	3編7章-9
7.4.10 現場打ちマンホール工	3編7章-10
7.4.11 マンホール副管取付け工	3編7章-11

<b>8章</b>	<small>のりめん</small> <b>法面保護工</b>	
8. 1	適用範囲	3編8章-1
8. 2	留意事項	3編8章-1
8. 3	法面保護工の積算	3編8章-1
8. 4	細目単価表	3編8章-2
8. 4. 1	プレキャスト法枠工	3編8章-2
8. 4. 2	コンクリートブロック積擁壁工	3編8章-2
8. 4. 3	プレキャスト擁壁工	3編8章-3
8. 4. 4	現場打ちコンクリート擁壁工	3編8章-3
8. 4. 5	張りコンクリート工	3編8章-4
<b>9章</b>	<b>運動場工</b>	
9. 1	適用範囲	3編9章-1
9. 2	留意事項	3編9章-1
9. 3	運動場舗装工及び運動場附属施設工の積算	3編9章-1
<b>10章</b>	<b>環境緑化工</b>	
10. 1	適用範囲	3編10章-1
10. 2	留意事項	3編10章-1
10. 3	環境緑化工の積算	3編10章-1
10. 4	細目単価表	3編10章-2
10. 4. 1	平面張芝工	3編10章-2
10. 4. 2	地被類植付工	3編10章-2
10. 4. 3	中低木植栽工	3編10章-3
10. 4. 4	高木植栽工	3編10章-3
10. 4. 5	中低木移植工	3編10章-4
10. 4. 6	高木移植工	3編10章-5
10. 4. 7	緑化ブロック積工	3編10章-6
<b>11章</b>	<b>施設補修工</b>	
11. 1	適用範囲	3編11章-1
11. 2	留意事項	3編11章-1
11. 3	施設補修工の積算	3編11章-1
11. 4	細目単価表	3編11章-2
11. 4. 1	構造物取りこわし工	3編11章-2
11. 4. 2	舗装版切断工	3編11章-3
11. 4. 3	舗装版打換え工	3編11章-3
11. 4. 4	オーバーレイ工	3編11章-5

## 4編 共通費

### 1章 一般共通事項

- 1. 1 適用範囲 ..... 4編1章-1
- 1. 2 共通費の構成 ..... 4編1章-1
- 1. 3 工事の一時中止に伴う増加費用 ..... 4編1章-1
- 1. 4 異種工事を含む工事を発注する場合の共通費の算出 ..... 4編1章-2

### 2章 共通仮設費

- 2. 1 共通仮設費の構成 ..... 4編2章-1
- 2. 2 共通仮設費の内容 ..... 4編2章-2
- 2. 3 共通仮設費の細目別内訳書 ..... 4編2章-4
- 2. 4 基本共通仮設費の算出 ..... 4編2章-5
- 2. 5 付加共通仮設費の算出 ..... 4編2章-6
  - 2. 5. 1 付加運搬費の算出 ..... 4編2章-6
  - 2. 5. 2 付加準備費の算出 ..... 4編2章-8
  - 2. 5. 3 付加事業損失防止施設費の算出 ..... 4編2章-9
  - 2. 5. 4 付加安全費の算出 ..... 4編2章-9
  - 2. 5. 5 付加役務費の算出 ..... 4編2章-10
  - 2. 5. 6 付加技術管理費の算出 ..... 4編2章-10
  - 2. 5. 7 付加営繕費の算出 ..... 4編2章-11
- 2. 6 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の  
共通仮設費の算出 ... 4編2章-12
- 2. 7 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の  
共通仮設費の算出 ... 4編2章-12
- 2. 8 設計変更の共通仮設費の算出 ..... 4編2章-12
- 2. 9 新旧積算要領の積算調整 ..... 4編2章-12

### 3章 諸経費

- 3. 1 諸経費の構成 ..... 4編3章-1
- 3. 2 諸経費の内容 ..... 4編3章-2
- 3. 3 諸経費の細目別内訳書 ..... 4編3章-4
- 3. 4 現場管理費の算出 ..... 4編3章-4
- 3. 5 一般管理費等の算出 ..... 4編3章-6
- 3. 6 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の  
諸経費の算出 ..... 4編3章-7
- 3. 7 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の  
諸経費の算出 ..... 4編3章-7
- 3. 8 設計変更の諸経費の算出 ..... 4編3章-7
- 3. 9 新旧積算要領の積算調整 ..... 4編3章-8

## 5 編 消費税等相当額

<b>1 章 一般共通事項</b>	
1. 1 適用範囲 .....	5 編 1 章 - 1
1. 2 一般事項 .....	5 編 1 章 - 1
<b>2 章 消費税等相当額の算出</b>	
2. 1 消費税等相当額の算出方法 .....	5 編 2 章 - 1
2. 2 消費税等相当額の端数整理 .....	5 編 2 章 - 1

## 6 編 複合単価算出表

1 章 一般共通事項	
1. 1 適用範囲 .....	6 編 1 章 - 1
1. 2 複合単価の構成 .....	6 編 1 章 - 1
1. 3 単価採用資料 .....	6 編 1 章 - 1



# 1 編 総 則

## 1. 目的

この要領は、国立文教施設の整備に係る土木工事の予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

## 2. 適用範囲

(1) この要領は、敷地造成、車道、広場・歩道、排水、<sup>のりめん</sup>法面保護、運動場、環境緑化、施設補修の土木工事（以下「土木工事」という。）及びこれらに類する工事に適用する。

(2) 小規模な工事や特殊な地域の工事（<sup>さんかん</sup>離島、山間、へき地等）は、その特殊性に留意して本要領を適用する。

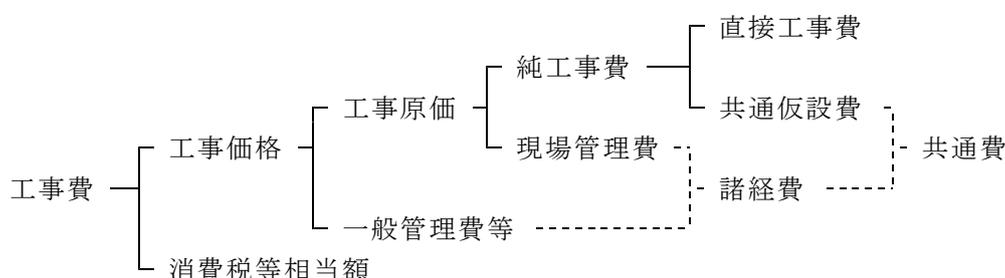
## 3. 工事費の区分

工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。

直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

## 4. 工事費の構成

工事費の構成は、次のとおりとする。



## 5. 予定価格算出内訳明細書

(1) 予定価格算出内訳明細書（以下「内訳書」という。）は、種目、科目、中科目、細目に分類して表示する。

(2) 内訳書の書式は、「3編 単価」の1.5 予定価格算出内訳明細書標準書式を参考とする。なお、必要に応じてこの書式以外の科目、細目を設けることができる。

## 6. 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

### (1) 算定方法

算定方法は、次のイからハによる。

- イ 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。
- ロ 単位施工当たりに必要な材料費，労務費，機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。
- ハ イ又はロにより難しい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

### (2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、次に掲げる各項によるほか、本積算要領「3編 単価」による。

#### 1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

#### 2) 複合単価

複合単価は、材料，労務，機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。

##### イ 材料価格

材料価格は、物価資料の掲載価格等による。

##### ロ 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間以外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

##### ハ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

#### 二 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

#### 3) 市場単価

市場単価は、歩掛りを用いた積上げ単価ではなく、材料費，労務費及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格である。

土木工事の市場単価は、物価資料に掲載された「土木工事市場単価」による。

#### 4) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

### (3) 数量

算定に用いる数量は、本積算要領「2編 数量」による。

## 7. 共通費

共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、本積算要領「4編 共通費」による。

### (1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

### (2) 現場管理費

現場管理費は、施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

### (3) 一般管理費等

一般管理費等は、施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。

## 8. 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

## 9. 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更にかかわる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、更に消費税等相当額を加えて得た額とする。



# 2 編 数 量

## 1 章 一般共通事項

### 1. 1 適用範囲

本編は、土木工事及びこれらに類する工事の数量算出に適用する。

### 1. 2 用語の定義

(1) 「設計図書等」とは次のものをいう。

- a. 図面
- b. 特記仕様書、工事数量表
- c. 現場説明書
- d. 質問回答書
- e. 標準仕様書（標準図集を含む。）
- f. その他（仮設計画図、設計計算書等）

(2) 「数量」は次による。

- a. 数量は、設計数量、所要数量、計画数量に区分されるが、原則として「設計数量」で算出する。
- b. 設計数量とは、設計図書に示す寸法及び本編の規定に基づき算出した数量をいう。
- c. 所要数量とは、設計数量に施工上のやむを得ない切りむだ、破損、飛散等のロス分を加算した数量をいう。
- d. 計画数量とは、施工計画に基づき算出した概略の数量（仮設、土工等）をいう。

### 1. 3 数量の算出と区分

(1) 数量は、1－1表の土木工事の科目、中科目及び本編各章に記載する細目別内訳書のうち、当該工事に該当する工種の設計数量を算出する。

(2) 数量の算出は、本編各章の記載事項に従い算出し、計算結果は「数量算出調書」としてとりまとめる。

(3) 「数量算出調書」は、原則としてA4判又はA3判折り込みとし、科目、中科目、細目別の総括表及び数量計算書を取りまとめ作成する。なお、所要数量、計画数量で算出する場合には、本要領に基づき、その旨を数量算出調書に記載する。

また、調書には、数量の確認に必要な対象物の平面、断面、展開図及び数量計算に使用した資料等を必要に応じて添付するものとする。

(4) 数量の単位及び数値は本編の規定に基づき、科目別、中科目別及び細目別にまとめる。

なお、細目別内訳書が一式で計上されている場合には、細目明細書を別途作成する。

(5) 施工に伴い数量に変更が生じた場合は、必要に応じて本編の記載事項に従い「変更数量算出調書」を作成する。なお、「変更数量計算書」を作成する場合は、当初設計の数量と比較できるように作成する。

1-1表 土木工事の科目・中科目

科目	中科目	数量	単位	備考
敷地造成		1式		敷地造成は、自然地形を切り盛りして指定する形状に造成し、キャンパスの基盤を整備するもので、敷地造成に必要な仮設、土工、岩掘削、地盤改良等で構成する。
	仮設	1式		
	土工	1式		
	岩掘削	1式		
	地盤改良	1式		
車道舗装		1式		車道舗装は、車、歩行者等が通行する道路を整備するもので、車道整備に必要な仮設、土工、岩掘削、地盤改良、舗装及び付属施設等で構成する。なお、車道基盤を敷地造成と同時に行う場合は、土工等 <sup>等</sup> は敷地造成に計上する。
	仮設	1式		
	土工	1式		
	岩掘削	1式		
	地盤改良	1式		
	舗装	1式		
	付属施設	1式		
広場・歩道 舗装		1式		広場・歩道舗装は、専ら休息、集い等に利用する広場、歩行者が通行する道路を整備するもので、広場・歩道整備に必要な仮設、土工、岩掘削、舗装及び付属施設等で構成する。なお、広場・歩道基盤を敷地造成と同時に行う場合は、敷地造成に計上する。  また、車道と歩道が併設されている道路の場合は歩道部分にかかわる工種は歩道舗装に計上する。
	仮設	1式		
	土工	1式		
	岩掘削	1式		
	舗装	1式		
	付属施設	1式		
排水		1式		排水は、雨水等の屋外排水施設を整備するもので、排水整備に必要な仮設、土工、岩掘削及び排水路、柵・人孔等で構成する。
	仮設	1式		
	土工	1式		
	岩掘削	1式		
	排水	1式		
	柵・人孔	1式		
のりめん 法面保護		1式		法面保護は、敷地造成、車道、広場・歩道、運動場等の整備に伴い生じる法面の保護を行うもので、仮設、土工、岩掘削及び法面保護で構成する。
	仮設	1式		
	土工	1式		
	岩掘削	1式		
	法面保護	1式		

科目	中科目	数量	単位	備考
運動場 舗装		1式		運動場は、専ら利用者の運動に供するために整備するもので、運動場整備に必要な仮設、土工、岩掘削、地盤改良、舗装及び付属施設等で構成する。なお、運動場の基盤整備を敷地造成と同時に行う場合の土工事等は、敷地造成に計上する。
	仮設	1式		
	土工	1式		
	岩掘削	1式		
	地盤改良	1式		
	クレイ系舗装	1式		
	全天候系舗装	1式		
付属施設	1式			
環境緑化		1式		環境緑化は、キャンパス内の屋外緑地を整備するもので、樹木及び地被類の植栽並びに樹木の移植、付属施設、客土等で構成する。なお、造成が必要な場合は敷地造成に計上する。
	植栽	1式		
	移植	1式		
	付属施設	1式		
	客土工	1式		
施設補修		1式		施設補修は、土木施設の補修を行うもので、構造物の取りこわし、舗装補修等で構成する。
	取りこわし	1式		
	舗装補修	1式		
	他の補修	1式		

#### 1. 4 数量の計算方法

- (1) 数量の算出は、設計図書等に基づいて正確に算出するものとし、設計図書等に記載のない事項を推測で算出してはならない。
- (2) 数量の計算に当たっては、工事の目的及び現地の地形・地質、周辺の環境条件等の設計条件を十分調査の上、設計計算書、設計図の記載内容が設計条件と相違ないことを確認し算出する。なお、設計条件との相違又は記載内容が不明であった場合は、事前に担当職員に再確認して適切に処置する。
- (3) 数量の単位は、原則として計量法による。
- (4) 長さの計算は数学公式によるほか、図面からのスケールアップによることができる。ただし、スケールアップによる場合は、2回以上の計測値の平均値とする。
- (5) 面積の計算は数学公式によるほか、3斜誘致法又はプランメータによることができる。ただし、プランメータによる場合は、正確と判断される3回以上の計測値の平均値とする。なお、両辺の法長が異なるときは、両辺長を平均したものにその区間長を乗じて求める平均面積法による。
- (6) 体積の計算は数学公式によるほか、両断面の平均値にその区間長を乗じて求める平均断面法による。
- (7) 構造物の計算に用いる角度は「分」までとし、円周率、法長、乗率、三角関数及び弧度は小数点以下4位を四捨五入して3位止めとする。
- (8) 算式計算の乗除は、記載の順序に従って行い、分数は約分せず分子分母にその値を求めた後に除法を行うものとし、四捨五入して位止めにする。
- (9) 電算機プログラムによって長さ、面積、体積を算出してよいものとするが、信頼できるものを用いる。

### 1. 5 数量から控除しないもの

次の各号に掲げるものの面積又は容積は、原則として数量から控除しなくてよい。

- a. コンクリート中の鉄筋，鋼矢板，土留材等
- b. コンクリート中の基礎杭頭
- c. 鋼材中のボルト孔及び隅欠き
- d. コンクリート構造物の面取り及び水切り
- e. コンクリート構造物の伸縮継目の間隔及び止水板
- f. コンクリート構造物内の内径30cm以下の管類，水抜き穴等
- g. 基礎材（ならしコンクリート含む）中の径30cm以下の杭及び胴木
- h. 法沿い縦排水工，地下排水工等の容積及びこれに類似のもの
- i. コンクリート構造物中のモルタル注入孔及び埋込み金具等の容積
- j. 舗装工，床版工中の1箇所 1.0m<sup>2</sup>未満の建造物
- k. 埋戻し（盛土）中の内径15cm以下の管類及びこれに相当するもの
- l. 盛土中で現地盤線以上の断面積が 1.0m<sup>2</sup>未満の建造物
- m. ガードレール，ガードパイプ等防護柵の支柱部分の箱抜き
- n. その他面積又は体積が前項に示す値以下で全体数量に及ぼす影響が僅かなもの
- o. 上記に準ずるものと判断されるもの

### 1. 6 数量に加算しないもの

施工時に、数量を算出する必要がある場合、次の各号に掲げるものは数量に加算してはならない。

- a. 品質・形状等が不相当と監督職員が判断し、解体、除去を命じた構造物
- b. 型枠の余裕面積
- c. コンクリート，鉄筋等の材料損失量
- d. 鉄筋の組立て・据付けに使用したタイクリップ等
- e. 仮締切り，足場支保工等の仮設基礎コンクリート等
- f. 上記に準ずるものと判断されるもの

### 1. 7 数量計算の単位及び数位

数量計算に用いる単位及び数位は、1-2～1-4表によるものとし、数位以下の数値は有効数位1位（有効数位2位を四捨五入）を数値とする。

なお、標準図集等に記載されている単位当たり数量は、記載されている数値を使用する。

1-2表 数量計算の単位及び数位

計算書名	種別	単位	数位	備考（数値の丸め方）
土 工	距離	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
	高さ	m	〃	〃
	幅	m	〃	〃
	断面積	m <sup>2</sup>	〃	〃
	平均断面積	m <sup>2</sup>	小数位以下2位止	3位四捨五入
	土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	2位四捨五入
のり 法 面	距離	m	〃	〃
	法長	m	〃	〃
	平均法長	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	2位四捨五入
コンクリートプロ ック(石)積(張)	距離	m	〃	〃
	法長	m	〃	〃
	平均法長	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	2位四捨五入
コンクリート・ アスファルト	幅	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	高さ	m	〃	〃
	長さ	m	〃	〃
	体積	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	2位四捨五入
型 枠	幅	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	高さ	m	〃	〃
	長さ	m	〃	〃
	面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	2位四捨五入
鉄 筋	径	mm	整数	
	単位質量	kg/m	小数位以下3 有効数字3桁	鉄筋1本あたり質量は 小数2位止四捨五入
	質量	kg	整数位止	1位四捨五入

計算書名	種別	単位	数 位	備 考 (数値の丸め方)
足場・支保	幅	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
	高さ	m	〃	〃
	距離	m	〃	〃
	面積	掛m <sup>2</sup>	整数位止	1位四捨五入
	体積	空m <sup>3</sup>	〃	〃
舗 装	幅	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	距離	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
	面積	m <sup>2</sup>	〃	〃
区 画 線	長さ	m	小数位以下2位止	3位四捨五入
	延長	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
鋼 材	幅	m	小数位以下3位止	4位四捨五入
	高さ	m	〃	〃
	長さ	m	〃	〃 (鉄筋は整数cm止)
	質量	kg	整数位止	1位四捨五入
ボ ル ト	単位質量	g/本	整数位止	〃
	本数	本	整数	—
	質量	kg	整数位止	1位四捨五入
塗 装	幅	m	小数位以下3位止	4位四捨五入
	高さ	m	〃	〃
	長さ	m	〃	〃
	面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	2位四捨五入

注) 表にない項目については、類似する項目に準じる。

1-3表 鋼板の質量

計 算 順 序	計 算 方 法	備 考 (数値の丸め方)
基本質量(kg/mm/m <sup>2</sup> )	7.85	厚1mmの鋼板の1m <sup>2</sup> 当たりの質量(kg)
単位質量(kg/m <sup>2</sup> )	基本質量×鋼板厚(mm)	有効数字4桁の数値に丸める。
鋼板1枚の面積(m <sup>2</sup> /枚)	幅(m)×長さ(m)	有効数字4桁の数値に丸める。
1枚の質量(kg/枚)	単位質量(kg/m <sup>2</sup> ) ×面積(m <sup>2</sup> /枚)	有効数字3桁に丸める。 ただし、100~999kgは小数位以下1位、 1,000kg以上は整数値に丸める。

1-4表 平鋼の質量

計 算 順 序	計 算 方 法	備 考 (数値の丸め方)
基本質量(kg/cm <sup>2</sup> /m)	0.785	断面積1cm <sup>2</sup> の平鋼の1m当たりの質量(kg)
単位質量(kg/m)	基本質量×断面積(cm <sup>2</sup> )	有効数字3桁の数値に丸める。
平鋼の断面積(cm <sup>2</sup> )	幅(mm)×厚(mm)×1/100	有効数字4桁の数値に丸める。
1枚の質量(kg/枚)	単位質量(kg/m) ×長さ(m)	有効数字3桁に丸める。 ただし、100~999kgは小数位以下1位、 1,000kg以上は整数値に丸める。

### 1. 8 単位体積質量

数量計算に用いる 1 m<sup>3</sup>当たりの単位体積質量は、1 - 5 表のとおりとする。ただし、試験等によって求められている場合は、その数値を使用する。

1 - 5 表 単位体積質量

名 称		規 格	単位	単位質量	備 考
土 砂			kg	1,800	大規模土工事の場合は、試験結果等の資料による。
軟 岩			〃	2,200	
硬 岩			〃	2,500	
コンクリート		無 筋	〃	2,350	
		鉄 筋	〃	2,500	
アスファルト 混 合 物	車道用	密 粒	〃	2,350	
		粗 粒	〃	2,350	
		細 粒	〃	2,300	
		モルタル	〃	2,100	
		安定処理	〃	2,350	
		排水性	〃	2,000	空隙率20%での標準値
	歩道用	密 粒	〃	2,200	
		粗 粒	〃	2,200	
		細 粒	〃	2,150	
		透水性	〃	2,050	空隙率16%での標準値
砂			〃	1,740	
切 込 砂 利			〃	2,020	
クラッシュラン			〃	2,040	
粒 調 砕 石			〃	2,100	
水 硬 性 ス ラ グ			〃	2,080	
粒 調 ス ラ グ			〃	2,060	
クラッシュランスラグ			〃	2,060	
セ メ ン ト			〃	3,000	
ソイルセメント			〃	2,100	
鋼 材			〃	7,850	
水			〃	1,000	
木 材			〃	800	
石 材			〃	2,600	

### 1. 9 図面表示単位

設計図面に表示する寸法の単位は、原則として「mm」とする。これ以外については、それぞれの表示に単位を記入するものとする。なお、鋼材の材質、コンクリートの強度等は、原則として国際単位系である S I 単位とする。

### 1. 10 細目別内訳書の単位及び数値

細目別内訳書に計上する単位及び数値は、本編10章数値基準によるものとする。

## 2章 仮設工

### 2. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれらに類する工事の仮設工の数量算出に適用する。

### 2. 2 仮設工細目別内訳書

仮設工は、2-1表仮設工細目別内訳書のうち、当該工事に該当する細目について、項目ごとに数量を算出する。

2-1表 仮設工細目別内訳書

中科目名称及び細目名称	摘要	数量	単位	備考
仮設		1式		
工事用道路工		1式		
仮水路工		1式		
地下排水暗渠工 <sup>あんきよ</sup>		1式		
締切排水工（水替工）		1式		
○号仮防災池工		1式		
仮土留工		1式		
ガス切断工		1式		
覆工板工		1式		
足場工		1式		
支保工		1式		
ウェルポイント工		1式		
仮囲い工		1式		
法面工（仮設用モルタル吹付工）		1式		
交通整理員		1式		

- 注) 1. 摘要欄は、規格、形状・寸法等を記入する。  
2. 備考欄には、数量計算書の対象番号等必要事項を記入する。  
3. 上表にない細目については、類似する細目に準じる。

## 2.3 仮設工細目別の数量算出

### 2.3.1 工事用道路工

一般道路から工事現場までの工事用道路を碎石（厚20cm以下）によって整備する場合は、次により数量を算出する。なお、工事用道路の整備に伴い、基盤整備、法面整形、仮土留、敷鉄板等が必要な場合は、別途数量を算出する。

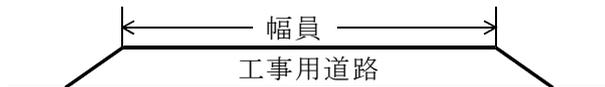
(1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
工事用道路面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①工事用道路面積(m<sup>2</sup>) = 延長(m) × 幅員(m)
- ②延長は、道路センターの起終点間水平距離とする。ただし、起伏、勾配が大で水平距離と実距離が甚だしく異なる場合は、実距離とする。
- ③幅員は、平たん面部分の幅とし、両サイドの法こぼし部分は含まない。なお、幅員が異なる場合は、その区間ごとに面積を算出して合計数量を求める。



### 2.3.2 仮水路工

造成工事等に伴い雨水排水施設として素掘り側溝（幅1.0m、深さ0.5～1.0m、1箇所当たり施工土量100m<sup>3</sup>程度）を整備する場合は、次により数量を算出する。なお、コンクリート製品等を使用する場合は、別途排水工に準じて算出する。

(1) 算出項目及び数量・数値

項目	単位	数値	備考
仮水路工根切り土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は、1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①根切り土量(m<sup>3</sup>) = 施工総延長(m) × 断面積(m<sup>2</sup>)
- ②延長は、仮水路の起終点間水平距離とする。
- ③断面積は、仮水路の断面積とする。なお断面が異なる場合は、その区間ごとに土量を算出して合計数量を求める。

### 2.3.3 地下排水暗渠工<sup>あんきよ</sup>

造成工事等に伴い湧水、地下水等の排水施設として仮設の地下排水暗渠を整備する場合は、本編6章排水工に準じて算出する。

### 2.3.4 締切排水工（水替工）

構造物床付け面の排水等に潜水ポンプを使用する場合は，次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
潜水ポンプ設置箇所数	箇所	整数	設置箇所別，排水方法別に推定揚水量から算出する。
〃 使用台数	台	整数	
〃 使用日数	日	整数	

注) 1. 排水に伴い土のうによる仮締切りを行う場合は，土のう積面積を算出する。

なお，算出数位は小数点以下1位止めとする。

#### (2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①使用箇所，台数及び使用日数は，現場条件（推定揚水量等），工程表等の資料から算出する。なお，揚水量に対する潜水ポンプの規格，使用台数及び発動発電機を使用する場合の規格は，次表を標準とする。

表 1 箇所当たりポンプの使用台数及び発動発電機の規格

揚水量 ( $\text{m}^3/\text{h}/\text{箇所}$ )	揚程 15m以下 口径(mm)×台数	排出ガス対策型発 動発電機容量(kVA)
0～40未満	150×1	20
40以上～120未満	200×1	25
120以上～450未満	150×1+200×2	60
450以上～1300未満	200×5	100

注) 1. 揚水量，揚程高が上表の範囲を上回る場合は，別途考慮する。

- ②排水方法は，作業時排水（作業開始1～3時間前から作業終了まで排水），又は常時排水に区分する。
- ③土のう積に使用する土のうは化学繊維製(620mm×480mm)を標準とし， $1\text{m}^2$ 当たりの袋数は，小口並べの場合17袋，側面並べの場合14袋を標準とする。
- ④土のう積面積は，直高(m)×延長(m)により算出する。
- ⑤土のう積に必要な土量は，1袋当たり $0.02\text{m}^3$ を標準とする。

### 2.3.5 仮防災池工

造成工事等に伴い土砂，濁水等の下流への流出防止及び雨水等の出水量を調整する目的で仮防災池を整備する場合は，仮防災池の計画図面にに基づき必要工種，数量等を適切に算出する。なお，算出事例を以下に示す。

(1) 算出項目及び単位・数位（参考）

項目	単位	数位	備考
土工	1 式		
切土－盛土量	m <sup>3</sup>	小数位以下 1 位止	
切土－流用土量	m <sup>3</sup>	〃	
流用土－盛土量	m <sup>3</sup>	〃	
不用土処分土量	m <sup>3</sup>	〃	
仮土留工	1 式		
流入柵工	1 式		
流出柵工	1 式		
法面整形工	1 式		
切土法面積	m <sup>2</sup>	小数位以下 1 位止	
盛土法面積	m <sup>2</sup>	〃	

注) 1. 法面保護が必要な場合は，別途数量を算出する。

(2) 数量の算出

数量の算出は，本編 1 章一般共通事項によるほか，次による。

- ① 土工の数量算出は，本編 3 章土工に準ずる。
- ② 仮土留工の数量算出は，本編 2.3.6 仮土留工に準ずる。
- ③ 流入柵工，流出柵工の数量算出は，本編 6 章排水工に準ずる。
- ④ 法面整形工の数量算出は，本編 8 章法面保護工に準ずる。

### 2.3.6 仮土留工

構造物等の根切り（床掘り）に伴い仮土留を行う場合は、次により仮土留材の数量を算出する。なお、土留工法の選定に当たっては、現場条件、施工時期等を勘案の上、施工性、経済性を十分に考慮したものであることとし、次表の各算出項目のうち、当該工事に該当する項目の数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

##### ①鋼矢板、H鋼杭等の算出項目及び単位・数位

項目	規格	単位	数位	備考
鋼矢板 枚数・質量	○型, L = ○m	枚 t	整数 小数位以下3位止	型, 長さ別に区分
H鋼杭 本数・質量	○型, L = ○m	本 t	整数 小数位以下3位止	型, 長さ別に区分
軽量鋼矢板 枚数・質量	○型, L = ○m	枚 t	整数 小数位以下3位止	型, 長さ別に区分

##### ②切梁・腹起し材等の算出項目及び単位・数位

項目	規格	単位	数位	備考
切梁材 本数・質量	○型, L = ○m	本 t	整数 小数位以下3位止	型, 長さ別に区分
腹起材 本数・質量	○型, L = ○m	本 t	整数 小数位以下3位止	型, 長さ別に区分
火打梁材 本数・質量	○型, L = ○m	本 t	整数 小数位以下3位止	型, 長さ別に区分
補助ピース 本数・質量	○型, L = ○m	本 t	整数 小数位以下3位止	型, 長さ別に区分
副部材(A) 質量		t	小数位以下3位止	主部材の合計×率
副部材(B) 質量		t	〃	主部材の合計×率
横矢板面積	材質, 板厚	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	板厚別に区分
支保工延長	軽量金属製	m	〃	掘削深さに区分

##### ③建込み簡易土留の算出項目及び単位・数位

項目	規格	単位	数位	備考
土留延長		m	小数位以下1位止	掘削深さ, 掘削幅別に区分

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① 仮土留工の数量は、仮設計画図に基づき施工箇所（ブロック）ごとに区分して、算出する。なお、仮土留材の転用を考慮する場合は、工程表等の資料から、最も経済的と考えられるブロック割りを設定し、必要数量を算出する。
- ② 鋼矢板、H鋼杭等の算出は、次による。
  - イ) 鋼矢板（H鋼杭）の材質、型式、1枚（1本）当たり長さごとに区分し算出する。  
また、施工箇所（ブロック）ごとに打込み長及び打込み長に対する最大N値又は地層ごとの加重平均N値を算出する。
  - ロ) 鋼矢板及び軽量鋼矢板の枚数は、施工箇所（ブロック）ごとの土留総延長を鋼矢板1枚当たりの幅で除した値とし、小数以下の端数は切り上げて整数に丸める。
  - ハ) H鋼杭の本数は、施工箇所（ブロック）ごとの土留総延長をH鋼杭の間隔（1～2m、標準 1.5m）で除した値とし、小数以下の端数は切り上げて整数に丸める。  
ただし、端部の土留がある場合は、必要本数を加算する。なお、中間杭のH形鋼は、仮設計画より必要本数を算出する。
  - ニ) 鋼矢板（H鋼杭）の1m当たりの質量は、次表を標準とする。
  - ホ) 鋼矢板、H鋼杭の杭長は、杭打込み長以上の0.5m単位の長さとし、軽量鋼矢板の建込み式の場合は掘削深さ+0.2m以上の0.5m単位の長さとする。また、建込み簡易パネルは、掘削深さ以上の0.5m単位の高さ（長さ）とする。

表 鋼矢板・H鋼杭の単位質量(kg/m)

鋼矢板	SP-II	SP-III	SP-IV	SP-II <sub>A</sub>	SP-III <sub>A</sub>	SP-IV <sub>A</sub>
質量	48.0	60.0	76.1	43.2	58.4	74.0
H鋼杭	H-200	H-250	H-300	H-350	H-400	
質量	49.9	71.8	93.0	135.0	172.0	

注) 1. 鋼矢板はランゼル型(矢板幅400mm)、H鋼杭は杭用(生材)の数値を示す。

③ 切梁・腹起し材等の算出は、次による。

- イ) 主部材である切梁・腹起し材、火打梁材及び切梁・腹起しの補助ピースは、材質、型式、寸法ごとに区分して算出する。なお、キリンジャッキ・火打受ピース(火打ブロック)の長さに相当する部材長の質量は含めない。
- ロ) 主部材、副部材(A)、副部材(B)の部品名、質量算出方法は、次表のとおり。

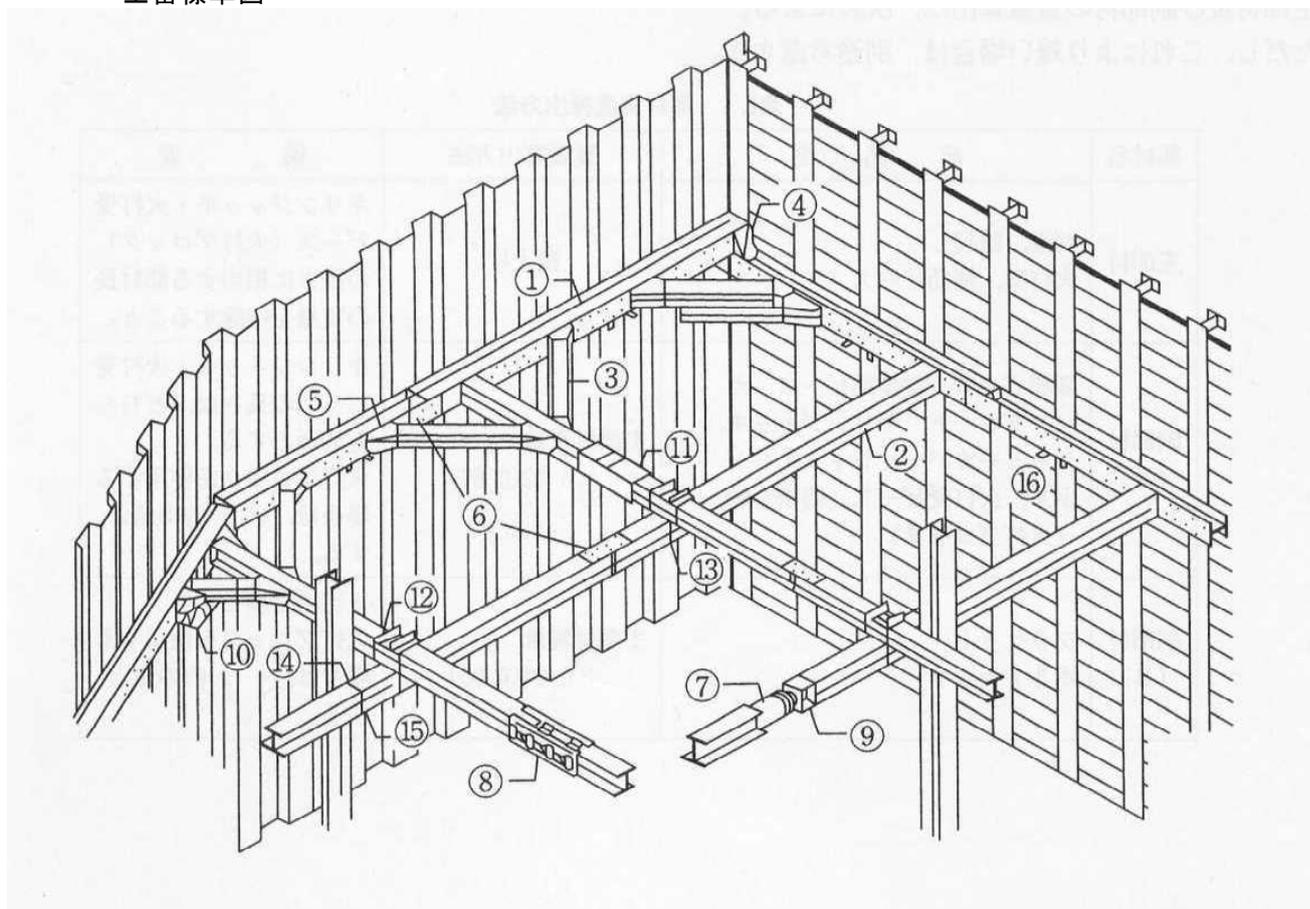
きりばり  
表 切梁・腹起し材等の質量算出方法

部材名	部 品 名	質量算出方法	備 考
主 部 材	切梁, 腹起し, 火打梁, 補助ピース	積上げ	キリンジャッキ・ 火打受ピース(火打 ブロック)の長さ に 相当する部材長の 質量は控除する。
副部材(A)	隅部ピース, 交差部ピース, カ バープレート, キリンジャッキ, ジャッキカバー, ジャッキハン ドル, 火打受ピース, 腰掛金物, (火打ブロック)	主部材質量 ×0.22(0.67)	キリンジャッキ, 火打受ピースの長 さは50cmとする。
副部材(B)	ブラケット, ボルト・ナット	主部材質量 ×0.04(0.06)	1 現場全損とする。

注) 1. 副部材(A), 副部材(B)質量算出方法欄の( )内は, 火打ちブロックを使用  
した場合の値とする。

2. 1 現場全損とする副部材(B)は, 運搬費の対象としない。

土留標準図



No	部材名称	No	部材名称	No	部材名称	No	部材名称
1	腹起し	5	火打受ピース	9	補助ピース	13	交差部Uボルト
2	切梁 <sup>きりはり</sup>	6	カバープレート	10	自在火打受ピース	14	締付用Uボルト
3	火打梁	7	キリンジャッキ	11	土圧計	15	切梁ブラケット
4	隅部ピース	8	ジャッキカバー	12	交差部ピース	16	腹起しブラケット

ハ)切梁・腹起し材のH形鋼（加工材）の1m当たりの質量は、次表を標準とする。

表 H形鋼（加工材）の単位質量（kg/m）

H形鋼規格	200型	250型	300型	350型	400型	備考
単位質量	55.0	80.0	100.0	150.0	200.0	

ニ)H鋼杭土留工の横矢板は、矢板厚（最小板厚3cmとする。）別に区分し、各矢板厚さ別土留延長に横矢板設置高さを乗じた値を算出する。なお、既設埋設管、H鋼杭の板厚等は控除しなくて良い。

ホ)軽量鋼矢板土留は、掘削と同時に矢板を建て込む土留工法で、使用する支保工は、次表に示す土留工法別、掘削深さ別に区分し、土留延長(m)を算出する。

表 支保工数量算出区分

土留工法区分	掘削深さ区分	備考
軽量鋼矢板	G.L. -2.0m以下	
	G.L. -3.5m以下	
	G.L. -4.0m未満	

注) 1.上表のうち、当該工事に該当する区分の数量を算出する。

④建込み簡易土留の算出は、次による。

イ)建込み簡易土留は、土留材、支保材が一体となったものであり、次表に示す掘削深さと掘削幅の組合せに区分し、簡易土留材(賃料)の数量は、両側分の土留面積(m<sup>2</sup>)を、設置工・撤去工は、各土留延長(m)を算出する。

ロ)簡易土留材は、1セット30mを標準とし、簡易土留材の運搬は、転用を考慮した使用セット数を算出する。

表 建込み簡易土留工数量算出区分

掘削深さ (m)	機材1セット(30m)質量(t)		備考
	掘削幅3m未満	掘削幅3m以上	
1.5	9.0	—	共通仮設費の運搬費 対象質量は、必要セッ ト分の質量とする。
2.0	12.0	—	
2.5	14.6	—	
3.0	18.4	23.4	
3.5	23.0	24.8	
4.0	32.7	34.6	
4.5	38.3	40.8	
5.0	46.5	47.8	
5.5	52.6	56.3	
6.0	58.5	62.2	

注) 1. 上表のうち、当該工事に該当する区分の数量を算出する。

### 2.3.7 覆工板工

土留め掘削工法に伴い路面覆工を行う場合は、次により覆工材の数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	規格	単位	数 位	備考
覆工板面積	○型, ○○用	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
覆工板受桁 本数・質量	○型, L=○m	本 t	整数 小数位以下3位止	
覆工板受桁用桁受 本数・質量	○型, L=○m	本 t	整数 小数位以下3位止	

注) 1. 上表のうち、覆工板受桁・覆工板受桁用桁受については、設置面積が700m<sup>2</sup>を超える場合のみ数量を算出する。

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① 覆工材の数量は、仮設計画図に基づき施工箇所(ブロック)ごとに区分し、算出する。  
なお、覆工材の転用を考慮する場合は、工程表等の資料から、最も経済的と考えられるブロック割りを設定し、必要数量を算出する。
- ② 覆工板は、据付け式(はめ込み式)の加工品を標準とし、必要面積を算出する。
- ③ 覆工板受桁、覆工板受桁用桁受は加工品によるボルト止めを標準とし、必要質量を算出する。

### 2.3.8 足場工

構造物等の施工に伴い足場を設置する場合は、次により足場掛け面積の数量を算出する。  
 なお、足場を必要とする構造物は、施工基面（基礎又はフーチング上）より高さ2m以上の構造物とする。

(1) 算出項目及び単位・数値

項目	最大設置高	平均設置高	単位	数値	備考
手すり先行型 枠組足場面積	〇〇m	〇〇m	掛m <sup>2</sup>	整数位止	構造物の種類
単管足場面積	〇〇m	〇〇m	掛m <sup>2</sup>	整数位止	構造物の種類
単管傾斜足場面積	〇〇m	〇〇m	掛m <sup>2</sup>	整数位止	構造物の種類

注) 1. 上表のうち、当該工事に該当する項目の数量を算出する。

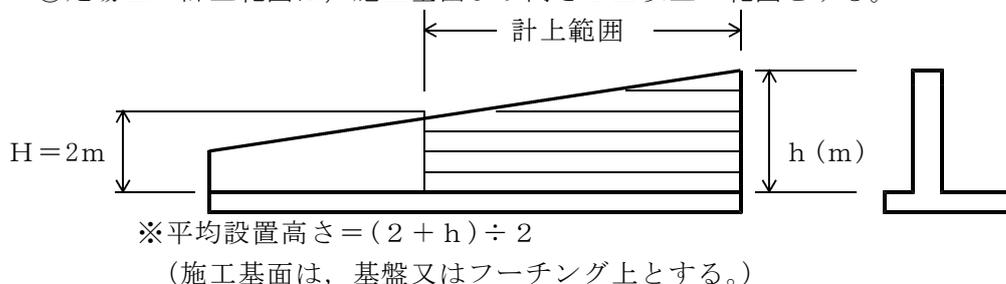
2. 足場工の種類別適用区分は、次のとおり。

- a. 手すり先行型枠組足場：構造物面が垂直に近く、勾配が1：0.1以下で設置面が平坦な場所に適用
- b. 単管足場：枠組足場の設置が不適当な場所に適用
- c. 単管傾斜足場：傾斜した構造物面で勾配が1：0.1を超える場所に適用

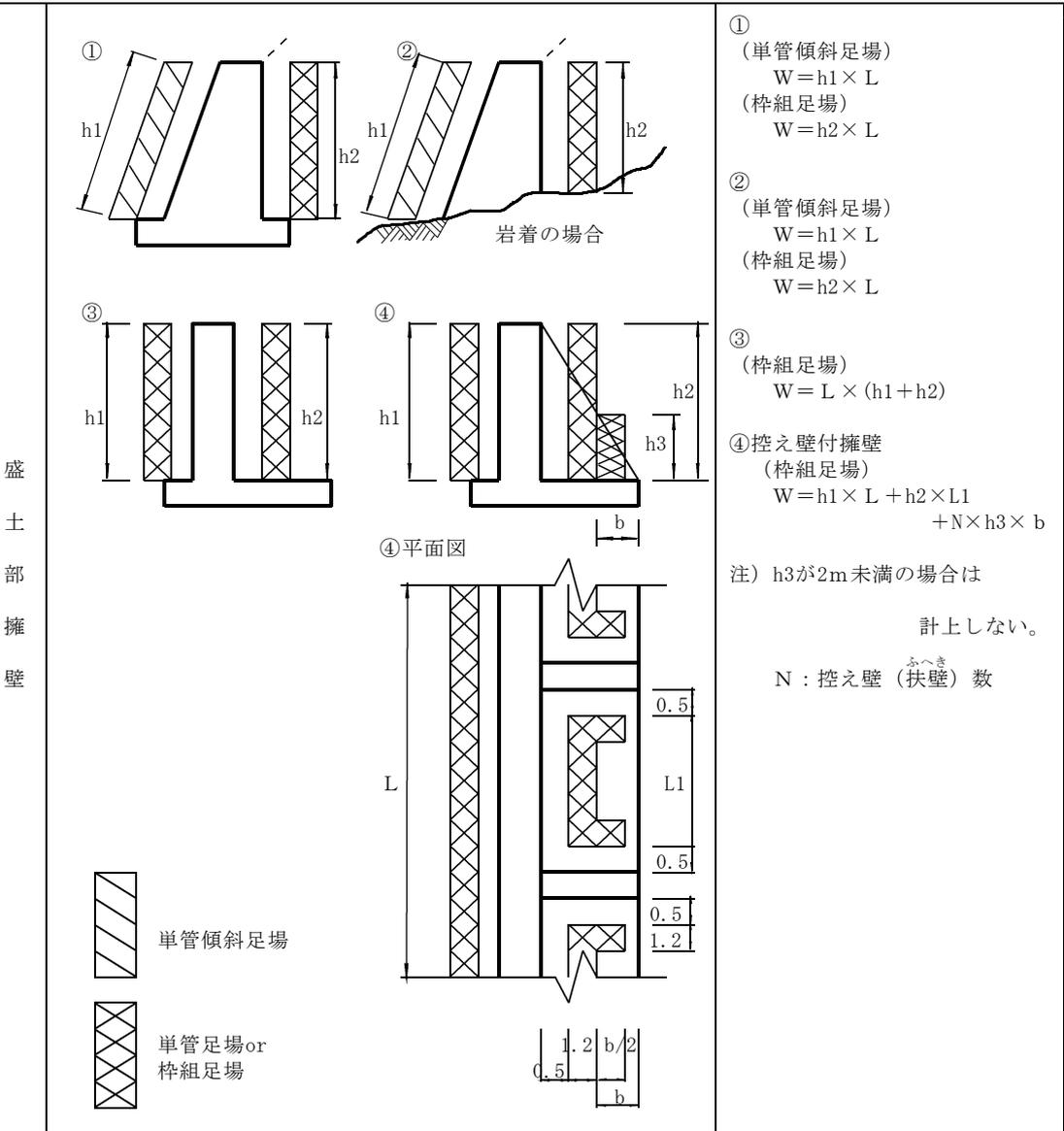
(2) 数量の算出

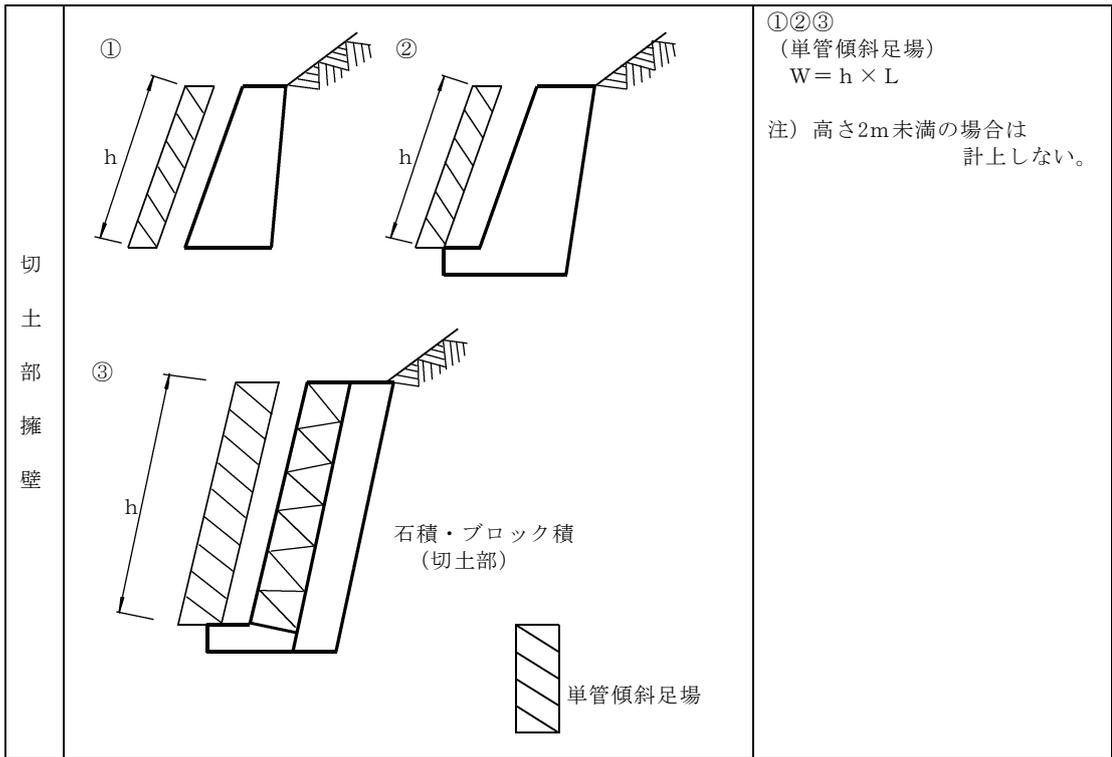
数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① 足場工の数量は、最大設置高（30m以下）の種類別に区分し、それぞれの数量について算出する。
- ② 高さが2m以上であっても盛土部の石積、ブロック積擁壁及び法<sup>のりおく</sup>枠の足場は、原則として計上しない。
- ③ 法枠工については、切土勾配が1：1.2以上の場合に足場を計上する。
- ④ 足場工の計上範囲は、施工基面より高さ2m以上の範囲とする。



- ⑤ 足場の設置延長は、足場幅を120cm、構造物面からの離れを50cmとした状態を想定して算出する。
- ⑥ 共同溝工については適用しない。
- ⑦ 足場の掛け面積(W)の算出例を次図に示す。





注) 1. L : 構造物の長さ [m]      N : 控え壁数

### 2.3.9 支保工

構造物等の施工に伴い支保工を設置する場合は、次により支保空体積の数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	最大設置高	平均設置高	支保耐力 (KN/m <sup>2</sup> )	単位	数値	備考
パイプサポート 支保体積	〇〇m	〇〇m	〇〇	空m <sup>3</sup>	整数位止	構造物の種類
くさび結合 支保体積	〇〇m	〇〇m	〇〇	空m <sup>3</sup>	整数位止	構造物の種類

注) 1. 上表のうち、当該工事に該当する項目の数量を算出する。

2. 支保工の種類別適用区分は、次のとおり。

a. パイプサポート支保：平均設置高さ 4 m未満かつ支保耐力60KN/m<sup>2</sup>以下の場合

b. くさび結合支保：平均設置高さ 4 m以上かつ支保耐力80KN/m<sup>2</sup>以下の場合

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

①支保工の数量は、支保工の種類別に次表に示す、設置高及び支保耐力別に区分し、それぞれの数量について算出する。

表 支保工種類別数量算出区分

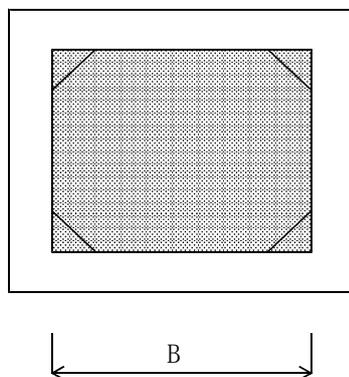
種類	平均設置高 (m)	最大設置高 (m)	支保耐力 (KN/m <sup>2</sup> )	床板等のコンクリート厚 t (cm)
パイプサポート 支保工	4 m未満		40以下	t ≤ 120
			40超60以下	120 < t ≤ 190
くさび結合 支保工	4 m以上	注) 1.	40以下	t ≤ 120
			40超80以下	120 < t ≤ 250

注) 1. くさび結合支保工は、最大設置高を30m以下とする。ただし、支保耐力区分は上表に準じて区分する。

2. 張り出し部等で断面が変化する場合のコンクリート厚は、平均厚とする。

②数量算出に使用する高さ、幅、長さは、構造物の設計寸法とする。

③支保工の空体積の算出例を次図に示す。



計上数量V (空m<sup>3</sup>) は次式による。

$$V = B \times h \times L1$$

ただし、B、hは左図により、

L1は設計延長とする。

### 2.3.10 ウェルポイント工

構造物等の床掘りに先立ち地下水位の低下を図るため、ウェルポイントを設置する場合は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	規格	単位	数値	備考
ウェルポイント 本数・設置日数	〇〇	本 日	整数 〃	打込み深度
ヘッダーライン 延長・設置日数	〇〇	m 日	小数位以下1位止 整数	
ウェルポイントポンプ 組数・設置日数	〇〇	組 日	整数 〃	
ジェット装置 組数・設置日数	〇〇	組 日	整数 〃	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① ウェルポイント本数、ヘッダーライン延長、ウェルポイントポンプ組数、ジェット装置組数及び設置日数は、ウェルポイント工の仮設計画に基づき算出する。
- ② ウェルポイントは、打込み深度(m)ごとに本数を算出する。

### 2.3.11 仮囲い工

工事現場を丸パイプ、仮囲い鉄板によって立入防止柵（高さ3m程度）を設置する場合は、次により数量を算出する。なお、丸パイプ、仮囲い鉄板以外の材料による場合は、別途数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	形状寸法	単位	数値	備考
仮囲い延長	高さ〇〇m, 基礎形式	m	小数位以下1位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① 仮囲いは、高さ別、基礎形式別に設置延長を算出する。
- ② 開口部は別途、形式、箇所数、使用数量等を算出する。
- ③ 基礎形式は単管による土中打込み式を標準とし、その他の場合は別途必要材料を算出する。

### 3章 土工・岩掘削工・地盤改良工

#### 3. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれらに類する工事の土工、岩掘削工及び地盤改良工の数量算出に適用する。

#### 3. 2 土工・岩掘削工・地盤改良工細目別内訳書

土工・岩掘削工・地盤改良工は、3-1表細目別内訳書のうち、当該工事に該当する細目について、項目ごとに数量を算出する。

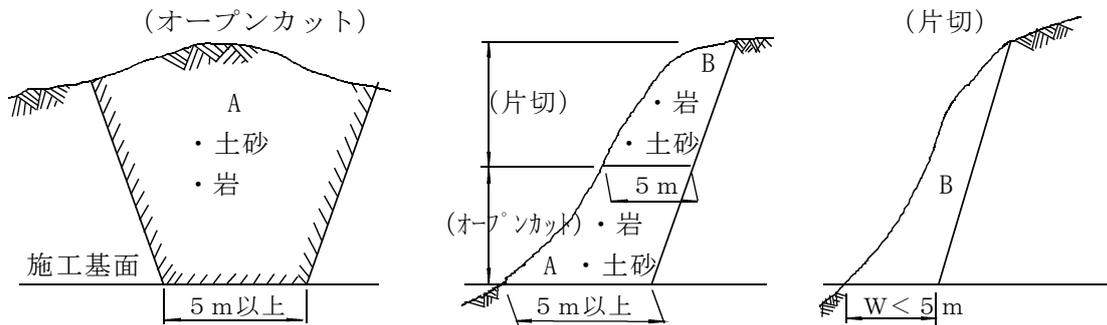
3-1表 土工・岩掘削工・地盤改良工細目別内訳書

中科目名称及び細目名称	摘要	数量	単位	備考
土工		1式		
切土-盛土		〇〇	m <sup>3</sup>	
切土-流用土		〇〇	m <sup>3</sup>	
流用土-盛土		〇〇	m <sup>3</sup>	
購入土-盛土		〇〇	m <sup>3</sup>	
不用土処分工		〇〇	m <sup>3</sup>	
根切り(床掘り)		〇〇	m <sup>3</sup>	
埋戻し		〇〇	m <sup>3</sup>	
岩掘削		1式		
岩掘削-運搬		〇〇	m <sup>3</sup>	
岩掘削-盛土		〇〇	m <sup>3</sup>	
岩掘削-処分		〇〇	m <sup>3</sup>	
地盤改良		1式		
表層混合処理工		1式		
置換工		1式		
サンドマット工		1式		
サンドドレーン工		1式		
サンドコンパクションパイル工		1式		

注) 1. 土工の名称は、以下のとおりとする。

- a. 切土とは、敷地造成、道路土工等の大規模土工において、現地盤線から計画地盤線まで土砂を掘削する場合で、埋戻しを行わない範囲の土砂をいう。  
なお、切土のうち掘削幅が5m以上、かつ掘削延長が20m以上有する範囲を掘削する場合はオープン掘削(オープンカット)といい、掘削幅が5m未満又は掘削延長が20m未満の場合は片切掘削をいう。(図3-1参照)

図 3 - 1



- b. 盛土とは、敷地造成、道路土工等の大規模土工において、現地盤線から計画地盤線まで土砂を盛り立てる範囲の土砂をいう。
  - c. 流用土とは、工事によって発生した土砂を現場外の仮置場又は他の工事現場に搬出（搬入）する土砂をいう。
  - d. 購入土とは、工事に必要な土砂を、購入によって補充する土砂をいう。
  - e. 不用土とは、工事によって発生した土砂を構内の仮置場又は構外の処理施設等に運搬処分する土砂をいう。
  - f. 根切り（床掘り）とは、構造物の設置又は撤去を目的に、現地盤線から床付面まで土砂を掘削する場合で、設置又は撤去後に埋戻しを前提とする範囲の土砂をいう。  
 なお、根切り（床掘り）の掘削形状は、設計図に指定しないのが一般的である。
  - g. 埋戻しとは、構造物の設置又は撤去後に計画地盤線まで盛り立てる範囲の土砂をいう。
2. 摘要欄は、土工、岩掘削は対象土質、適用機種、運土距離等を記入、地盤改良は改良材の種類、改良厚、杭径、杭長等を記入する。
  3. 備考欄には、数量計算書の対象番号等必要事項を記入する。
  4. 3 - 1 表にない細目については、類似する細目に準じる。

### 3.3 土工細目別の数量算出

#### 3.3.1 切土－盛土

敷地造成，道路土工等において現場内で土の切土，盛土を一連の作業として行う場合は，次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
切土－盛土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
平均運搬距離	m	整数位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次の事項による。

- ①切土－盛土量は，土質，切土形態（オープンカット又は片切掘削），使用機種別に区分して算出する。なお，道路土工を単独で行う場合は，更に路床（舗装路盤下1mの範囲）部分とそれ以外の部分に区分する。
- ②掘削・押土・運搬機械は，現場施工条件，土質条件，運搬距離等から適用機種を選定し，それぞれの土量を算出する。
- ③オープンカットの運搬距離に対する標準適用機種は，次表を標準とする。

表 運搬距離と標準適用機種

運搬距離	標準適用機種
60m以内	ブルドーザが標準
60mを超える	バックホウ+ダンプトラックが標準

注) 1. 上表により難しい場合は，別途考慮する。

- ④片切掘削の機種は，バックホウ(0.8m<sup>3</sup>)+ダンプトラック(10t)を標準とする。
- ⑤平均運搬距離は，区分ごと切土・盛土計画図に基づき算出する。
- ⑥土量の算出は，区分ごとに地山体積（所要盛土体積÷土の変化率C）を算出するものとし，算出方法は「平均断面法」を標準とする。ただし，敷地造成等で大規模な面整備を行う場合は，「点高法」によることができる。
- ⑦土量の変化率は，次表を標準とする。

表 土量の変化率

土質 土量の変化率	埴質土 (埴)	砂質土 (砂)	粘性土 (高含水比粘性土)	岩塊 玉石	軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
C	0.90 (0.95)	0.90 (0.95)	0.90	1.00	1.15	1.20	1.25	1.40
L	1.20	1.20	1.30 (1.25)	1.20	1.30	1.50	1.60	1.65

注) 1. 上表は，地山土量を1.00とした場合の土量変化率を示す。

2. 土の変化率Cは，締固め後の土量であり，締固め後の土量/地山土量で算出された数値である。

3. 土の変化率Lは，ほぐした土量であり，ほぐした土量/地山土量で算出された数値である。

⑧土質による区分は、次表のとおりとする。区分はC分類を標準とするが、土砂については、細分化が難しい場合はB分類としてよい。

表 土及び岩の区分表

区 分			説 明	摘 要	
A	B	C			
土	レキ質土	レキ混じり土	レキの混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	レキの多い砂，レキの多い砂質土，レキの多い粘性土	レキ (G) レキ質土 (GF)
	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂，マサ土	砂 (S)
		砂質土 (普通土)	掘削が容易で，バケット等に山盛り形状にしやすい空隙の少ないもの。	砂質土，マサ土，粒度分布の良い砂，条件の良いローム	砂 (S) 砂質土 (SF) シルト (M)
	粘性土	粘性土	バケット等に付着しやすく空隙の多い状態になりやすいもの，トラフィカビリティが問題となりやすいもの。	ローム，粘性土	シルト (M) 粘性土 (C)
		高含水比粘性土	バケット等に付着しやすく，特にトラフィカビリティが悪いもの。	条件の悪いローム，条件の悪い粘性土，火山灰質粘性土	シルト (M) 粘性土 (C) 火山灰質粘性土 (V) 有機質土 (O)
岩	岩塊玉	岩塊玉	岩塊，玉石が混入して掘削しにくく，バケット等に空隙のできやすいもの。岩塊，玉石は粒径7.5cm以上とし，まるみのあるのを玉石とする。	玉石混じり土，岩塊，破碎された岩，ごろごろした河床	
	軟岩	軟岩 I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしく，極めてもろいもの。指先で離し得る程度のもので，亀裂の間隔は1～5cmぐらいのもの及び第三紀層の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み，多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの，離れやすいもので，亀裂間隔は5～10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700～2,800m/sec	
		軟岩 II	凝灰質で硬く固結しているもの。風化が目にして相当進んでいるもの。亀裂間隔が10～30cm程度で軽い打撃により離し得る程度異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離し得るもの。		
	硬岩	中硬岩	石灰岩，多孔質安山岩のように特に緻密でなくても相当の硬さを有するもの。風化の程度が余り進んでいないもの。硬い岩石で間隔30～50cm程度の亀裂を有するもの。	地山弾性波速度 2,000～4,000m/sec	
		硬岩 I	硬岩 I	花こう岩，結晶片岩等で全く変化していないもの。亀裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3,000m/sec以上
硬岩 II			けい岩，角岩等の石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。亀裂が少なくよく密着しているもの。		

### 3.3.2 切土一流用土

敷地造成、道路土工等において現場内で切土した土砂を、他の工事現場へ流用あるいは後日他の工事に流用するために仮置場へ搬出する場合は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
切土一流用土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
運搬距離	m	100m単位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①切土一流用土量は、土質、切土形態（オープン掘削又は片切掘削）別に区分して算出する。
- ②土質区分は、本編3.3.1切土一盛土に準じる。
- ③掘削、運搬機械は、バックホウ+ダンプトラックを標準とする。
- ④土量の算出は、区分ごとに地山体積（所要切土体積）を算出するものとし、算出方法は「平均断面法」を標準とする。ただし、敷地造成等で大規模な面整備を行う場合は、「点高法」によることができる。
- ⑤運搬距離は、区分ごとに切土箇所から搬出先までの距離を算出する。

### 3.3.3 流用土一盛土

敷地造成、道路土工等において他の工事現場で発生した土砂を流用又は仮置場から土砂を採取して盛土を行う場合は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
流用土一盛土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
運搬距離	m	100m単位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①流用土一盛土量は、土質別に区分して算出する。
- ②土質区分は、本編3.3.1切土一盛土に準じる。
- ③掘削、運搬機械は、バックホウ+ダンプトラックを標準とする。
- ④土量の算出は、区分ごとに地山体積（所要盛土体積÷土の変化率C）を算出するものとし、算出方法は「平均断面法」を標準とする。ただし、敷地造成等で大規模な面整備を行う場合は、「点高法」によることができる。
- ⑤運搬距離は、区分ごとに土取場から盛土箇所までの距離を算出する。

### 3.3.4 購入土－盛土

敷地造成、道路土工等において土砂を購入して盛土を行う場合は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
購入土－盛土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①購入土－盛土は、土質別に区分して算出する。
- ②土質区分は、本編3.3.1切土－盛土に準じる。
- ③土量の算出は、区分ごとに地山体積（所要盛土体積÷土の変化率C）を算出するものとし、算出方法は「平均断面法」を標準とする。ただし、敷地造成等で大規模な面整備を行う場合は、「点高法」によることができる。

### 3.3.5 不用土処分

現場内で不用となった土砂を構外の処理施設に運搬処分する場合は、次により数量を算出する。なお、処分費を必要としない場合は、本編3.3.2切土－流用土に準じる。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
不用土処分土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①不用土処分土量は、土質別に区分して算出する。
- ②土質区分は、本編3.3.1切土－盛土に準じる。
- ③掘削、運搬機械は、バックホウ＋ダンプトラックを標準とする。
- ④土量の算出は、土質別に不用土処分土量を算出する。

－普通土の場合－

$$\text{不用土処分土量} = \text{全切土量及び全根切り(床掘り)土量} - \text{全盛土量及び全埋戻し土量(盛土, 埋戻し体積} \div \text{土の変化率C)} - \text{流用土量}$$

- ⑤運搬距離は、土質別に処理施設までの距離を算出する。なお、処理施設は運搬費、処分費等について、土質別に複数の処理施設に対して比較検討を行い、最も経済的な施設を選定する。

### 3.3.6 根切り（床掘り）

擁壁、排水、共同溝等の構造物の根切り（床掘り）は、次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数値

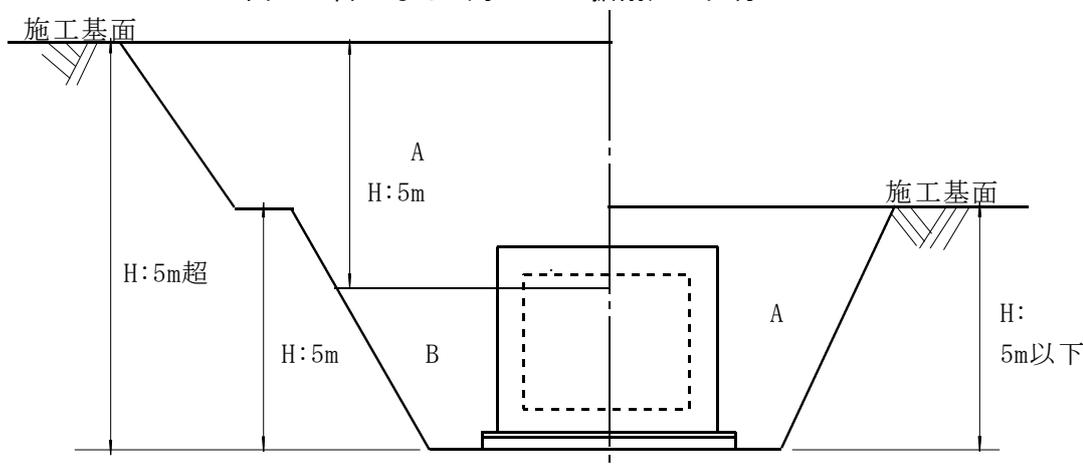
項目	単位	数値	備考
根切り（床掘り）土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

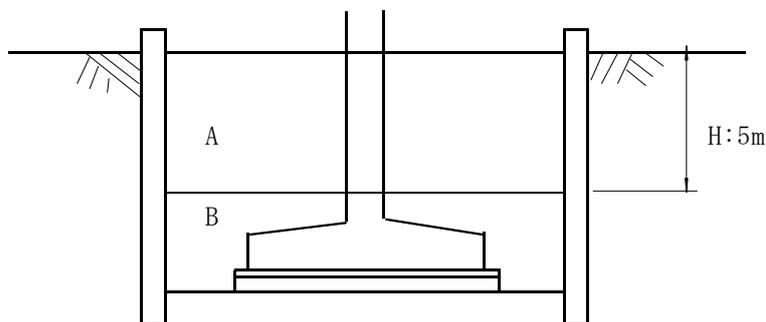
- ①根切り（床掘り）は、構造物別、土質別、土留工の有無に区分して算出する。
- ②土質区分は、本編3.3.1切土・盛土に準じる。
- ③土留工なし（オープン掘削）の場合は、根切り幅2m以上、2m未満に区分した上、施工基面からの床掘り深さにより、次図を参照して施工基面から5m以下の部分、施工基面から5mを超える部分に区分する。

図 土留工なし（オープン掘削）の区分



- ④土留工あり（土留掘削）で自立式土留工の場合は、施工基面からの床掘り深さにより、次図を参照して施工基面から5m以下の部分、施工基面から5mを超える部分に区分する。

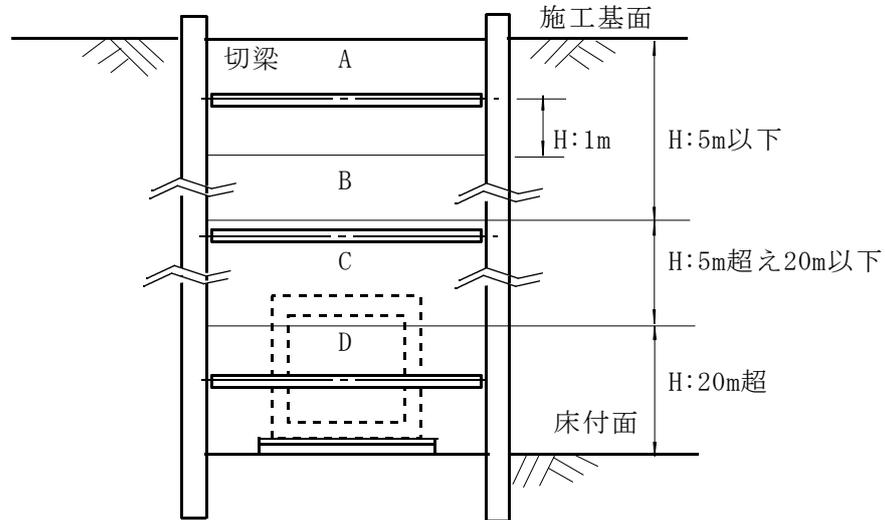
図 自立式土留工の区分



- 注) 1. 土留工の規模等により、A領域で同一機種による床掘りが不適当な場合は、別途その部分の断面積を区分できるものとする。
2. B領域においては、基礎杭等の作業障害がある場合とない場合に区分して算出する。

- ⑤土留工あり（土留掘削<sup>きりばり</sup>）で切梁式土留工の場合は、施工基面からの床掘り深さにより、次図を参照して施工基面から最上段切梁の下部1 m以下の部分、施工基面から5 m以下の部分、施工基面から5 mを超え20 m以下の部分、施工基面から20 mを超える部分に区分する。

図 切梁式土留工の区分

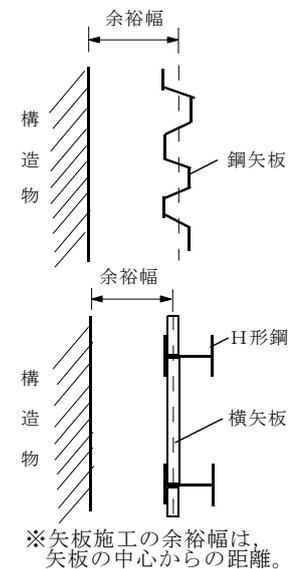


- 注) 1. 最上部切梁の下部1 mを超える部分(B～D領域)は、作業障害ありを適用する。  
 2. 土留工の規模等により、A、B領域で同一機種による床掘りが不適当な場合は、別途その部分の断面積を区分できるものとする。

- ⑥根切り幅は、構造物の設計寸法の両側に作業用足場等の「余裕幅」を考慮するとともに、オープン掘削で施工する場合は、作業中における土壁面の安定を図るため「床掘り勾配」を考慮する。

1) 余裕幅の寸法は、次表のとおり。

種別	足場工の有無	余裕幅(w)
オープン掘削	足場工無し	50cm
	足場工有り	170cm
	高さ2 m未満のフーチング上に足場を設置する場合	50cm
	小型構造物で根切り深さ2 m未満	30cm
	小型構造物で根切り深さ2 m以上	50cm
土留掘削	足場工無し	100cm
	足場を必要としないプレキャスト構造物で、自立型土留の場合	70cm
	足場工有り	220cm
	高さ2 m未満のフーチング上に足場を設置する場合	100cm
	小型構造物で根切り深さ2 m以上	50cm

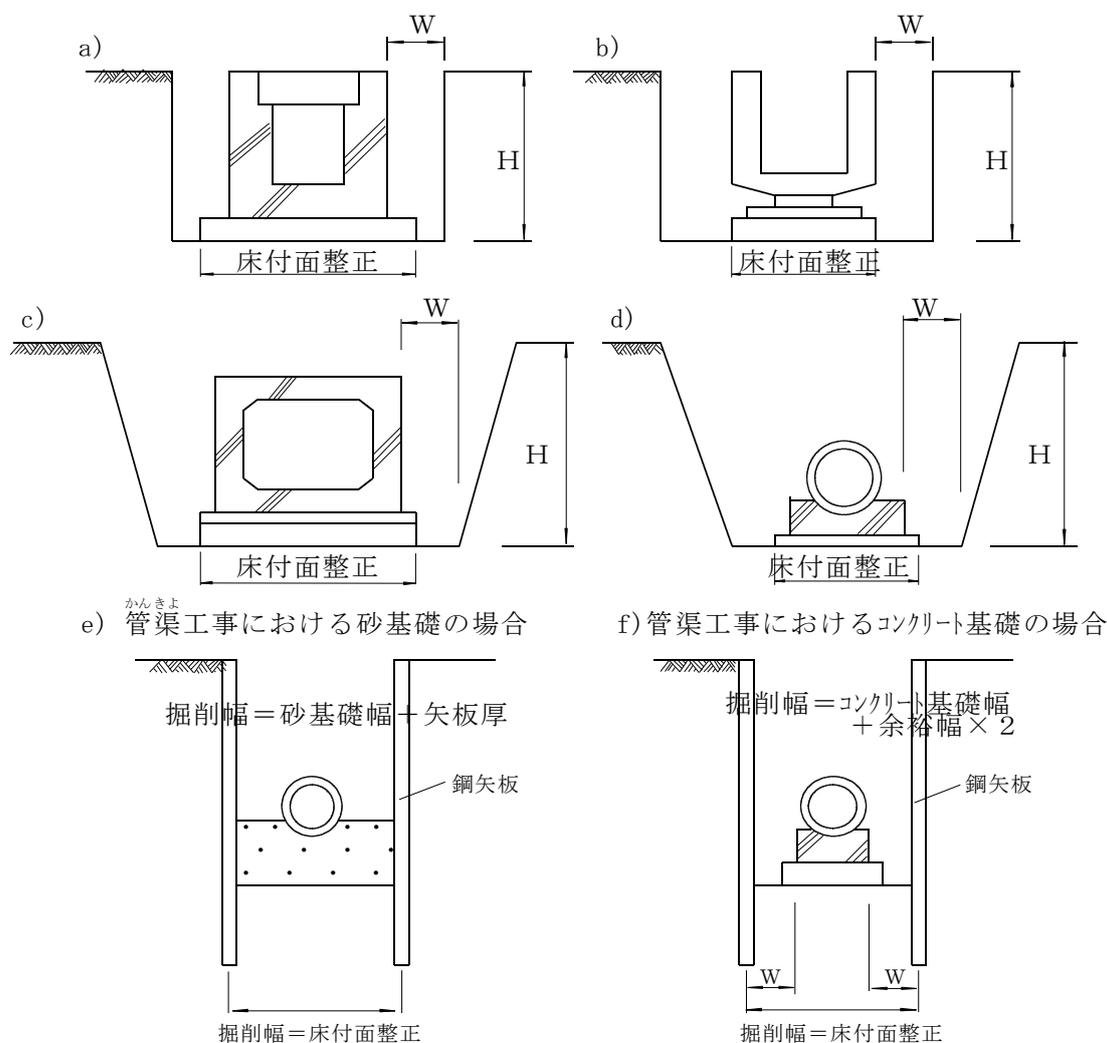


- 注) 1. 小型構造物とは、管径 1.0 m 未満の排水管等のプレキャスト構造物とする。  
 2. 構造物寸法+余裕幅が基礎幅寸法に満たない場合は、基礎幅により算出する。  
 3. 上表により難しい場合は、別途設定することができる。  
 4. 足場工の必要な場合とは、H = 2 m 以上の構造物とする。

ロ) 土壁面の床掘り勾配は、次表のとおりとする。

土質	土壁面の高さ	床掘り勾配	備考
レキ質土, 砂質土, 粘性土, 岩塊, 玉石	1m未満	直掘り	床付け面からH=5mごとに幅1mの小段を設ける。(ただし, 砂の場合は, 幅2mの小段を設ける。)
	1m以上5m未満	1:0.5	
	5m以上	1:0.6	
砂	全土壁面とも	1:1.5	
軟岩Ⅰ, 軟岩Ⅱ	1m未満	直掘り	
	1m以上5m未満	1:0.3	
	5m以上	1:0.3	
中硬岩, 硬岩	5m未満	直掘り	
	5m以上	1:0.3	
発破などにより崩壊しやすい状態になっている地山	2m未満	1:1.0	H=2mごとに2mの小段を設ける

図3-2 余裕幅(W)・掘削幅



床付面整正は1箇所当たりの施工土量が $100\text{m}^3$ を超える場合のみ計上する。  
矢板厚は鋼矢板の場合とする。

- ⑦土量の算出は，構造物ごとに地山体積（所要根切り体積）を算出するものとし，算出方法は「平均断面法」を標準とする。

### 3.3.7 埋戻し

擁壁、排水、共同溝等の土木構造物の埋戻しは、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
埋戻し土量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	

#### (2) 数量の算出

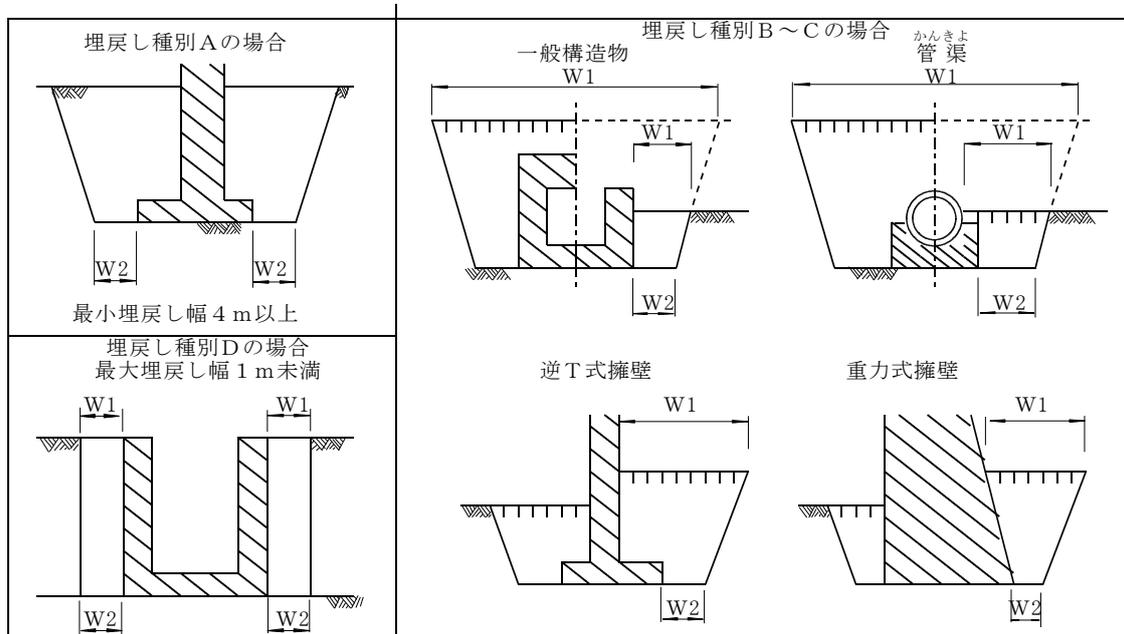
数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①埋戻し・敷きならしは、構造物、埋戻し幅、土質別に区分して算出する。
- ②土量の算出は、区分ごとに地山体積（所要埋戻し体積÷土の変化率C）を算出するものとし、算出方法は「平均断面法」を標準とする。
- ③土質区分は、本編3.3.1切土－盛土に準じる。
- ④埋戻し幅による区分は、次表による。

表 埋戻し区分

埋戻し種別	A	B	C	D
基準埋戻し幅(W)	$W_2 \geq 4\text{ m}$	$W_1 \geq 4\text{ m}$	$1\text{ m} \leq W_1 < 4\text{ m}$	$W_1, W_2 < 1\text{ m}$

- 注) 1. 埋戻し幅 $W_1$ は当該断面の最大幅、埋戻し幅 $W_2$ は当該断面の最小幅を表し、下図のとおりとする。なお、擁壁等で前背面の最大埋戻し幅が異なる場合は、広い方の領域を基準として、狭い方も同一種別とする。
2.  $W_2$ が1 m以上、4 m未満となる場合は、B又はCの条件を勘案して区分する。
3. 締め固め機械等の搬入が困難な場合又は締め固めを伴わない作業等で、上表によることが著しく不相当と判断される場合は別途考慮する。



- ⑤共同溝の埋戻しは、上記のほか、本編7章共同溝工による。

### 3.4 岩掘削工細目別の数量算出

#### 3.4.1 岩掘削－運搬，盛土，処分

岩掘削を行う場合は，次により数量を算出する。

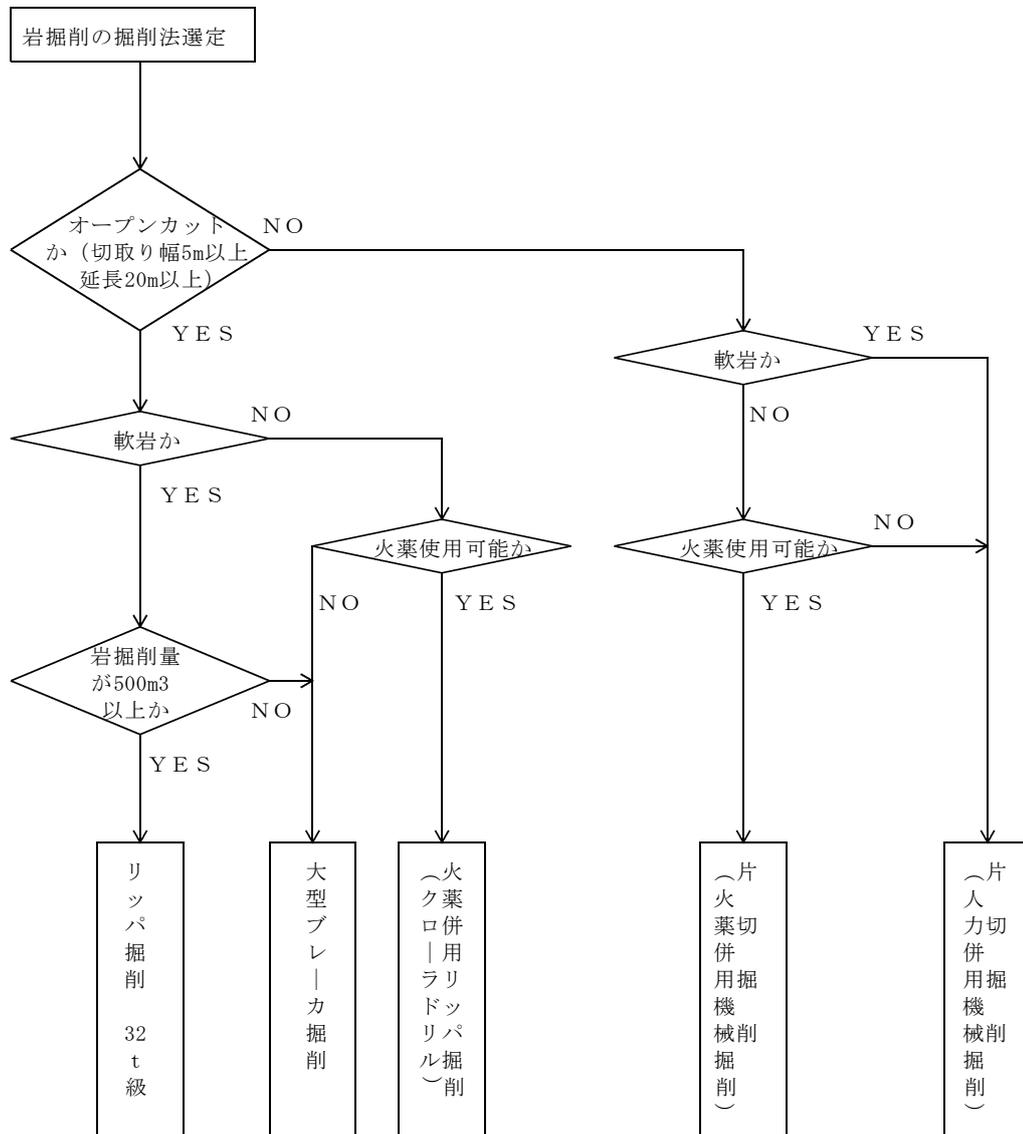
(1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
岩掘削量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	各区分別
運搬距離	m	整数位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次の事項による。

- ① 岩掘削量は，岩質，切土形態（オープン掘削又は片切掘削），岩掘削工法別及び処理方法，運搬方法別に区分して算出する。
- ② 岩質及び切土形態区分は，本編3.3.1切土－盛土に準じる。
- ③ 岩掘削工法は，現場施工条件，岩質条件等から適用工法を選定し，それぞれの土量を算出する。なお，選定フローを次に示す。



④処理方法及び運搬方法の区分は、次による。

処理方法	運 搬 方 法
盛土材として使用	ブルドーザ又はバックホウ+ダンプトラック
仮置場に運搬	ブルドーザ又はバックホウ+ダンプトラック
処理施設に運搬	バックホウ+ダンプトラック

注) 1.ブルドーザ又はバックホウ+ダンプトラックは、施工性、を考慮して選定する。

⑤岩掘削量の算出は、区分ごとに地山体積（所要切土体積）を算出するものとし、算出方法は「平均断面法」を標準とする。ただし、敷地造成等で大規模な面整備を行う場合は、「点高法」によることができる。なお、盛土材として使用する場合は、所要盛土体積÷土の変化率Cとする。

⑥土の変化率は、本編3.3.1切土-盛土に準じる。

⑦運搬距離は、区分ごと必要距離を算出する。なお、処理施設等に運搬処分する場合は、複数の処理施設に対して運搬費、処分費等の比較検討を行い、最も経済的な施設を選定する。

### 3.5 地盤改良工細目別の数量算出

#### 3.5.1 表層混合処理工

路床の安定を図ることを目的にスタビライザを使用して表層混合処理工を行う場合は、次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
改良面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
固化材使用量	t	〃	

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①改良面積は、改良厚ごとに算出する。
- ②固化材の種類及び使用量は、別途試験又は実績調査を実施して決定するものとする。
- ③表層混合処理工に必要な仮設等は、必要数量を別途算出する。

#### 3.5.2 置換工

路床の安定を図ることを目的に軟弱な地盤を良質土に置き換えを行う場合は、次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
不良土掘削量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
置換土量	m <sup>3</sup>	〃	

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①不良土の掘削量（置き換え体積）は、施工面積に深さを乗じて算出する。
- ②取り除いた不良土の処理は、複数の処理施設に対する運搬費、処分費等を比較検討し、最も経済的な処理施設を選定する。
- ③不良土を改良して再利用する場合は、改良に必要な項目、数量を別途算出する。
- ④置き換え土（良質土）を土取り場から掘削、運搬する場合は、掘削土量（所要置き換え体積÷土の変化率C）、運搬距離を算出する。
- ⑤置換工に必要な仮設等は、必要数量を別途算出する。

### 3.5.3 サンドマット工

施工基盤の安定を図ることを目的に軟弱な基盤上に砂を敷設する場合は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
サンドマット材料量	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
土木安定シート面積	m <sup>2</sup>	〃	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① サンドマット材料（砂）の量は、施工面積×敷設厚により算出する。
- ② 土木安定シートを行う場合は、必要面積（重ね合わせは考慮しない）を算出する。
- ③ サンドマット工に必要な仮設等は、必要数量を別途算出する。

### 3.5.4 サンドドレーン工

施工基盤の安定を図ることを目的に軟弱な基盤に砂柱を構築する場合は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
サンドドレーン本数	本	整数位	
サンドドレーン打設長	m	小数位1位止	
砂使用量	m <sup>3</sup>	〃	

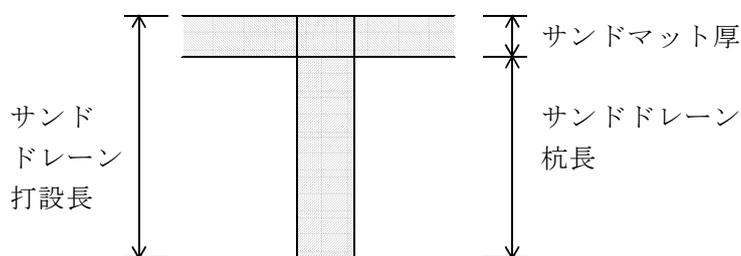
#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次の事項による。

- ① サンドドレーン本数は、杭<sup>くい</sup>径、打設長別に算出する。
- ② サンドマット工を併用する場合、打設長はサンドマットの厚さを含めるものとする。  
ただし、砂の使用量を算出する場合は、サンドマットの厚さ部分は除く。

$$\text{砂の使用量 (m}^3\text{)} = \text{サンドドレーン杭長 (m)} \times \text{杭断面積 (m}^2\text{)}$$

- ③ サンドドレーン工に必要な仮設等は、必要数量を別途算出する。
- ④ サンドコンパクションパイル工の数量算出は、本項に準じる。





## 4章 舗装工

### 4.1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれらに類する工事の車道、広場・歩道舗装工及び附属施設工の数量算出に適用する。

### 4.2 車道、広場・歩道舗装工及び附属施設工細目別内訳書

車道、広場・歩道舗装工及び附属施設工は、4-1表細目別内訳書のうち、当該工事に該当する細目について、項目ごとに数量を算出する。

4-1表 車道、広場・歩道舗装工及び附属施設工細目別内訳書

中科目名称及び細目名称	摘要	数量	単位	備考
車道舗装		1式		
アスファルト舗装工(車道)		〇〇	m <sup>2</sup>	
コンクリート舗装工(車道)		〇〇	m <sup>2</sup>	
排水性アスファルト舗装工		〇〇	m <sup>2</sup>	
車道附属施設		1式		
縁石工		〇〇	m	
アスカーブ設置工		〇〇	m	
防護柵設置工		〇〇	m	
区画線設置工		1	式	
道路標識設置工		1	式	
L形側溝工		〇〇	m	
広場・歩道舗装		1式		
アスファルト舗装工(歩道)		〇〇	m <sup>2</sup>	
コンクリート舗装工(歩道)		〇〇	m <sup>2</sup>	
透水性アスファルト舗装工		〇〇	m <sup>2</sup>	
インターロッキング ブロック舗装工		〇〇	m <sup>2</sup>	
コンクリート平板舗装工		〇〇	m <sup>2</sup>	
広場・歩道附属施設		1式		
工作物設置工		〇〇	m	
ネットフェンス工		〇〇	m	

- 注) 1. 摘要欄は、規格、形状寸法等を記入する。  
2. 備考欄には、数量計算書の対象番号等必要事項を記入する。  
3. 上表にない細目については、類似する細目に準じる。

#### 4.3 車道舗装工細目別の数量算出

##### 4.3.1 アスファルト舗装工（車道）

車道のアスファルト舗装工は、舗装構成別に次により数量を算出する。

###### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
凍上抑制層面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
遮断層面積	m <sup>2</sup>	〃	
不陸整正面積	m <sup>2</sup>	〃	
路盤工面積	m <sup>2</sup>	〃	
舗装工面積	m <sup>2</sup>	〃	

注) 1. 上表のうち、当該工事に該当する項目の数量を算出する。

###### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①クラッシュラン、再生クラッシュラン、粒度調整砕石による路盤工の面積は、路盤厚、路盤材料ごとに区分して算出する。
- ②アスファルト安定処理路盤工及びアスファルト混合物による舗装工の面積は、舗装厚、舗装材料ごとに次表に示す施工幅別に区分して算出する。

表 舗装工施工幅区分

施工幅区分	備考
1.4m未満 (人力施工)	振動ローラ ハンドガイド式 0.5～0.6 t, 振動コンパクタ 前進型 40～60 kg
1.4m以上3.0m以下 (機械施工)	アスファルトフィニッシャー ホイール型 1.4～3.0m, 振動ローラ 搭乗式 コンバインド型 3～4 t
3.0m超 (機械施工)	アスファルトフィニッシャー ホイール型 2.4～6.0m, ロードローラ マカダム 10～12 t, タイヤローラ 8～20 t

- ③遮断層の面積は、施工幅4m以上又は4m未満に区分して算出する。
- ④不陸整正は機械施工とし、施工面積を算出する。なお、必要に応じて縦横断測量結果から補足材の数量を算出する。
- ⑤使用材料、施工厚等を示す舗装構成図を添付する。

#### 4.3.2 コンクリート舗装工（車道）

車道のコンクリート舗装工は、舗装構成別に次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数 値	備 考
路 盤 工 面 積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
舗 装 工 面 積	m <sup>2</sup>	〃	
鉄 筋 鉄 網 面 積	m <sup>2</sup>	〃	
補強鉄筋鉄網重量	t	小数位以下3位止	
縦目地材料延長	m	小数位以下1位止	
横目地材料延長	m	〃	

注) 1. 上表のうち、当該工事に該当する項目の数量を算出する。

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①路盤工の面積は、本編4.3.1 アスファルト舗装工（2）（車道）①に準じる。
- ②コンクリート舗装の面積は、舗装厚ごとに1車線施工又は2車線同時施工（片側2車線の場合等）に区分して算出する。
- ③鉄筋鉄網の数量は、コンクリート舗装面積とする。
- ④補強鉄筋鉄網、縦目地、横目地の数量は、設計図に基づき必要数量を算出する。
- ⑤使用材料、施工厚等を示す舗装構成図を添付する。

#### 4.3.3 排水性アスファルト舗装工（車道）

車道の排水性アスファルト舗装工は、舗装構成別に次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
凍上抑制層面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
遮断層面積	m <sup>2</sup>	〃	
不陸整正面積	m <sup>2</sup>	〃	
路盤工面積	m <sup>2</sup>	〃	
舗装工面積	m <sup>2</sup>	〃	
導水パイプ延長	m	〃	

注) 1. 上表のうち、当該工事に該当する項目の数量を算出する。

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①路盤工の面積は、本編4.3.1アスファルト舗装工（車道）（2）①に準じる。
- ②アスファルト安定処理路盤工及びアスファルト混合物による舗装工の面積は、舗装厚、舗装材料ごとに次表に示す施工幅、仕上がり厚別に区分して算出する。

表 舗装工施工幅・仕上がり厚区分

施工幅区分	備考
1.4m未満 (人力施工)	振動ローラ ハンドガイド式 0.5～0.6 t, 振動コンパクタ 前進型 40～60 k g
2.4m以上 (機械施工)	アスファルトフィニッシャ ホイール型 2.4～6.0m, ロードローラ マカダム 10～12 t, タイヤローラ 8～20 t

- ③遮断層の面積は、本編4.3.1アスファルト舗装工（車道）（2）③に準じる。
- ④不陸整正是、本編4.3.1アスファルト舗装工（車道）（2）④に準じる。
- ⑤使用材料、施工厚等を示す舗装構成図を添付する。
- ⑥導水パイプ数量は、排水性アスファルト舗装の区分ごとに舗装面積が100m<sup>2</sup>当たり必要量を算出する。

#### 4.4 車道附属施設工細目別の数量算出

##### 4.4.1 縁石工

歩車道境界ブロック，地先境界ブロック等の縁石工は，次により数量を算出する。

###### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
ブロック設置延長	m	小数位以下1位止	

###### (2) 数量の算出

ブロックの数量は，種別，規格別に本編1章一般共通事項により算出する。

##### 4.4.2 アスカーブ設置工

アスファルト混合物の縁石（アスカーブ）工は，次により数量を算出する。

###### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
アスカーブ延長	m	小数位以下1位止	

###### (2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項による。

##### 4.4.3 防護柵設置工

ガードレール，ガードパイプ等の防護柵は，次により数量を算出する。

###### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
防護柵設置延長	m	小数位以下1位止	

###### (2) 数量の算出

防護柵の数量は，種別，規格別に本編1章一般共通事項により算出する。

#### 4.4.4 区画線設置工

道路及び駐車場等に設置する区画線，路面標示は次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
区画線設置延長	m	小数位以下1位止	実線，破線，ゼブラ
〃	〃	〃	矢印，記号，文字等

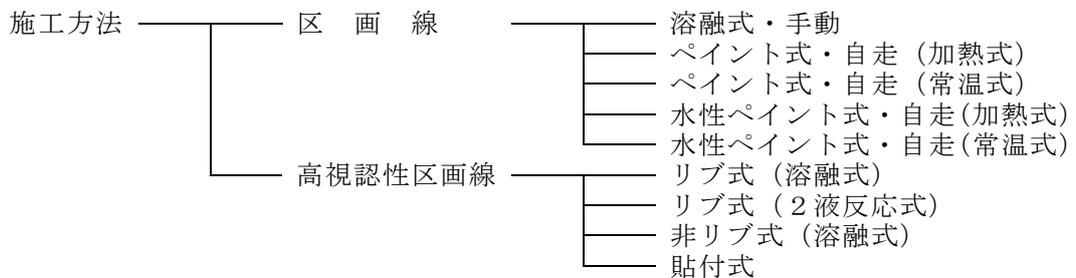
##### (2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①実線・破線・ゼブラは，施工方法，規格・仕様，施工区間，色，厚さ別に区分し延長を算出する。なお，破線については，実際に塗布する延長とする。
- ②矢印・記号・文字等は，面積・箇所ごとに15cm換算延長を算出する。ただし，構成する線幅が10cm未満の矢印・記号及び文字については，区分して算出する。
- ③区画線を消去する場合は，消去面積を15cm換算した延長を算出する。

##### 1) 施工方法区分

施工方法区分は，以下のとおりとする。



##### 2) 規格・仕様区分

規格・仕様の区分は線種，施工幅ごとに区分して算出する。



道路表示の種類 ———— 矢印・記号・文字 施工幅 ———— 15cm換算

注) 1. 矢印・記号・文字は，構成する線幅が10cm未満のものについて，区分して算出する。

2. 区画線の溶解式・手動及び高視認性区画線の非リブ式 (溶解式) の横断線はゼブラを適用する。

##### 3) 施工区間区分

###### ・区画線設置

施工区間区分は，供用区間・未供用区間を区分して算出する。

排水性舗装区間については，上記区分に追加して区分する。

###### ・区画線消去

排水性舗装区間，コンクリート舗装区間については，区分して算出する。

##### 4) 色，厚さの区分

色については，白色又は黄色に区分する。

厚さについては，1.5mm又は1.0mmに区分する。

#### 4.4.5 道路標識設置工

道路等に設置する標識は次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
標識柱設置基数	基	整数位止	
標識板設置面積	m <sup>2</sup> /枚 枚	小数位以下1位止	

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①構造，添加形式，規格別に区分し算出する。
- ②標識板は補助板と1組で1枚とする。

#### 4.4.6 L形側溝工

車道端に設置するL形側溝は、次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
L形側溝設置延長	m	小数位以下1位止	

##### (2) 数量の算出

L形側溝の数量は、種別，規格別に本編1章一般共通事項により算出する。

#### 4.5 広場・歩道舗装工細目別の数量算出

##### 4.5.1 アスファルト舗装工（歩道）

広場・歩道のアスファルト舗装は、舗装構成別に次により数量を算出する。

###### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
路盤工面積	m <sup>2</sup>	小数点以下1位止	
舗装工面積	m <sup>2</sup>	〃	

###### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①クラッシュラン、再生クラッシュランによる路盤工の面積は、路盤厚、路盤材料ごとに区分して算出する。
- ②アスファルト混合物による舗装工の面積は、舗装厚、舗装材料ごとに次表に示す施工幅別に区分して算出する。

表 舗装工施工幅区分

施工幅区分	備 考
1.4m未満 (人力施工)	振動ローラ ハンドガイド式 0.5～0.6 t, 振動コンパクタ 前進型 40～60 k g
1.4m以上3.0m以下 (機械施工)	アスファルトフィニッシャ クローラ型 1.4～3.0m, 振動ローラ 搭乗式 コンバインド型 3～4 t
3.0m超 (機械施工)	アスファルトフィニッシャ クローラ型 2.4～4.5m, 振動ローラ 搭乗式 コンバインド型 3～4 t

- ③使用材料、施工厚等を示す舗装構成図を添付する。

#### 4.5.2 コンクリート舗装工（歩道）

広場・歩道のコンクリート舗装は、舗装構成別に次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
路盤工面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
舗装工面積	m <sup>2</sup>	〃	
鉄筋鉄網面積	m <sup>2</sup>	〃	
目地工	m	〃	

注) 1. 上表のうち、当該工事に該当する項目の数量を算出する。

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①クラッシュラン、再生クラッシュランによる路盤工の面積は、本編4.5.1アスファルト舗装工（歩道）(2)①に準じる。
- ②コンクリート舗装の面積は、舗装厚ごとに区分して算出する。
- ③鉄筋鉄網、目地工の数量は、設計図に基づき必要数量を算出する。
- ④使用材料、施工厚等を示す舗装構成図を添付する。

#### 4.5.3 透水性アスファルト舗装工（歩道）

歩道の透水性アスファルト舗装工は、舗装構成別に次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
フィルター層面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
路盤工面積	m <sup>2</sup>	〃	
舗装工面積	m <sup>2</sup>	〃	

注) 1. 上表のうち、当該工事に該当する項目の数量を算出する。

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①路盤工の面積は、本編4.5.1アスファルト舗装工（歩道）(2)①に準じる。
- ②アスファルト混合物による舗装工の面積は、舗装厚、舗装材料ごとに次表に示す施工幅、仕上がり厚別に区分して算出する。

表 舗装工施工幅・仕上がり厚区分

施工幅区分	備考
1.4m未満 (人力施工)	振動ローラ ハンドガイド式 0.5～0.6 t, 振動コンパクタ 前進型 40～60 k g
1.4m以上 (機械施工)	アスファルトフィニッシャー クローラ型 1.4～3.0m, 振動ローラ 搭乗式 コンバインド型 3～4 t

- ③使用材料、施工厚等を示す舗装構成図を添付する。

#### 4.5.4 インターロッキングブロック等の舗装工

インターロッキングブロック，コンクリート平板等を表層材として使用した車道、広場・歩道舗装は，次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
路盤工面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
舗装工面積	m <sup>2</sup>	〃	

##### (2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①施工数量は，舗装種類，舗装構成別に区分して算出する。
- ②路盤工の面積は，本編4.3.1アスファルト舗装工（歩道）（2）①に準じて算出する。
- ③舗装工（コンクリートによる基層工含む）の面積は，表層材の種類，表面仕上げ別に区分して算出する。
- ④階段部は，一般部と区分して算出する。
- ⑤使用材料，施工厚を示す舗装構成図を添付する。

#### 4.6 広場・歩道付属施設工細目別の数量算出

##### 4.6.1 工作物設置工

金属製，コンクリート製又は木製の工作物を設置する場合は，次により数量を算出する。

###### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数 位	備 考
〇〇工作物箇所数	基	整数位止	

###### (2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①工場製作の工作物は，製品ごとに数量を算出する。
- ②現場製作の工作物は，製品別，材料別に数量を算出する。

##### 4.6.2 ネットフェンス工

ネットフェンスは，次により数量を算出する。

###### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数 位	備 考
ネットフェンス設置延長	m	小数位以下1位止	

###### (2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①ネットフェンスは，規格，形状寸法別に数量を算出する。



## 5章 排水工

### 5.1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれらに類する工事の排水工の数量算出に適用する。

### 5.2 排水工細目別内訳書

排水工は、5-1表細目別内訳書のうち、当該工事に該当する細目について、項目ごとに数量を算出する。

5-1表 排水工細目別内訳書

中科目名称及び細目名称	摘要	数量	単位	備考
排水		1式		
プレキャストU形側溝工		〇〇	m	
現場打ちU形側溝工		〇〇	m	
円形又は箱形側溝工		〇〇	m	
自由勾配側溝工		〇〇	m	
かんきよ 管渠工		〇〇	m	
支管取付工		〇〇	か所	
透水暗渠工		〇〇	m	
ます 柵・人孔		1式		
プレキャスト集水柵工		〇〇	か所	
現場打ち集水柵工		〇〇	か所	
プレキャストマンホール工		〇〇	か所	
現場打ちマンホール工		〇〇	か所	
マンホール副管取付工		〇〇	か所	

注) 1. 摘要欄は、規格、形状寸法等を記入する。

2. 備考欄には、数量計算書の対象番号等必要事項を記入する。

3. 上表にない細目については、類似する細目に準じる。

## 5.3 排水工細目別の数量算出

### 5.3.1 側溝工

コンクリート製品のU形側溝、円形側溝、箱形側溝、自由勾配側溝及び現場打ちU形側溝は、次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
側溝延長	m	小数位以下1位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①側溝延長は、種別、構造別に区分して算出する。
- ②根切り（床掘り）及び埋戻しの土量は、本編3章土工に準じて数量を算出する。
- ③側溝の種別、構造別に10m当たりの基礎材、コンクリート、型枠、側溝ブロック、蓋等の数量を算出する。

### 5.3.2 <sup>かんきよ</sup>管渠工

ヒューム管、塩化ビニール管による管渠は、次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
管渠延長	m	小数位以下1位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①管渠延長は、種別、構造別に区分して算出する。なお、延長は<sup>ます</sup>栞、人孔（内径）を除く管中心線の長さとする。
- ②仮土留工が必要な場合は、本編2章仮設工に準じて数量を算出する。
- ③根切り（床掘り）及び埋戻しの土量は、本編3章土工に準じて数量を算出する。  
なお、根切り断面に乗じる延長は栞、人孔を含む長さとする。
- ④管渠の種別、構造別に10m当たりの基礎材、コンクリート、型枠、ヒューム管等の数量を算出する。

### 5.3.3 透水暗渠工あんきよ

有孔ヒューム管，塩化ビニール管，透水管による透水暗渠は，次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
暗渠延長	m	小数位以下1位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①暗渠延長は，種別，構造別に区分して算出する。なお，延長は柵<sup>ます</sup>，人孔（内径）を除く管中心線の長さとする。
- ②仮土留工が必要な場合は，本編2章仮設工に準じて数量を算出する。
- ③根切り（床掘り）及び埋戻しの土量は，本編3章土工に準じて数量を算出する。なお，根切り断面に乗じる延長は柵，人孔を含む長さとする。
- ④透水暗渠の種別，構造別に10m当たりのフィルター材，透水管等の数量を算出する。

## 5.4 <sup>ます</sup> 柵・人孔工細目別の数量算出

### 5.4.1 集水柵工

コンクリート製品又は現場打ち集水柵は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
集水柵箇所数	箇所	整数位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①集水柵は、種別、構造別に区分して算出する。
- ②集水柵の種別、構造別に10箇所当たりの基礎材、コンクリート、集水柵ブロック等の数量を算出する。
- ③根切り（床掘り）及び埋戻しの土量は、本編3章土工に準じて数量を算出する。

### 5.4.2 マンホール工

コンクリート製品の組立マンホール及び現場打ちマンホールは、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
マンホール箇所数	箇所	整数位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①マンホールは、種別、構造別に区分して算出する。
- ②マンホールの種別、構造別に1箇所当たりの基礎材、コンクリート、マンホールブロック等の数量を算出する。
- ③根切り（床掘り）及び埋戻しの土量は、本編3章土工に準じて数量を算出する。

### 5.4.3 マンホール副管取付工

上・下流の管底高が60cm以上の段差がある場合のマンホール副管取付けは、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
副管取付け箇所数	箇所	整数位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①副管取付けは、種別、構造別に区分して算出する。
- ②副管取付けの種別、構造別に1箇所当たりの段差量、基礎材、コンクリート、型枠、接続管等の数量を算出する。

## 6章 のりめん 法面保護工

### 6. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれらに類する工事の法面保護工の数量算出に適用する。

### 6. 2 法面保護工細目別内訳書

法面保護工は、6-1表細目別内訳書のうち、当該工事に該当する細目について、項目ごとに数量を算出する。

6-1表 法面保護工細目別内訳書

中科目名称及び細目名称	摘要	数量	単位	備考
法面保護		1式		
盛土法面整形工		〇〇	m <sup>2</sup>	
切土法面整形工		〇〇	m <sup>2</sup>	
張芝工		〇〇	m <sup>2</sup>	
筋芝工		〇〇	m <sup>2</sup>	
種子散布工		〇〇	m <sup>2</sup>	
モルタル吹付工		〇〇	m <sup>2</sup>	
コンクリート吹付工		〇〇	m <sup>2</sup>	
プレキャスト法枠工		〇〇	m <sup>2</sup>	
コンクリートブロック積擁壁工		〇〇	m <sup>2</sup>	
プレキャスト擁壁工		〇〇	m	
現場打ちコンクリート擁壁工		〇〇	m <sup>3</sup>	
張りコンクリート工		〇〇	m <sup>2</sup>	

- 注) 1. 摘要欄は、法面土質、規格、形状寸法等を記入する。  
2. 備考欄には、数量計算書の対象番号等必要事項を記入する。  
3. 上表にない細目については、類似する細目に準じる。

6.3 <sup>のりめん</sup> 法面保護工細目別の数量算出

6.3.1 法面整形工

切土、盛土法面の整形は、次により数量を算出する。ただし、盛土法面に筋芝、種子帯工及び低木植栽を同時に行う場合には計上しない。

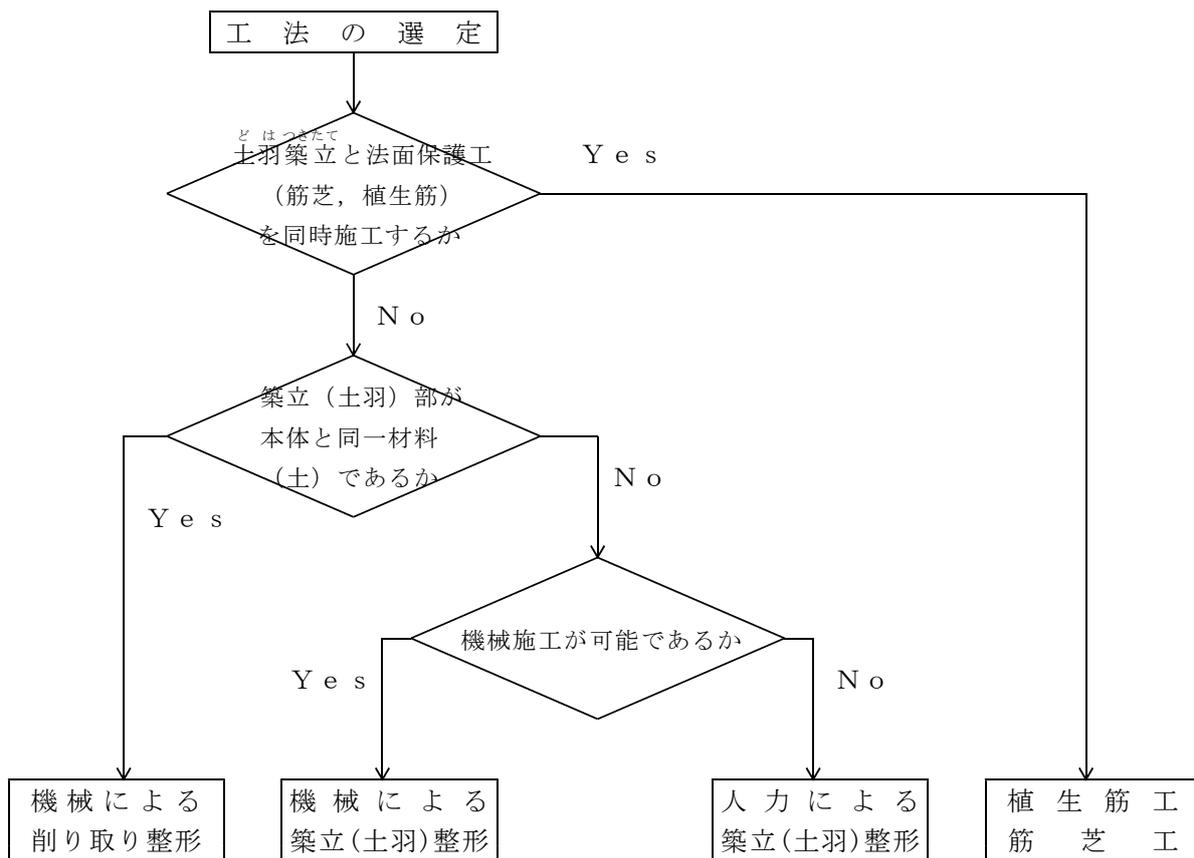
(1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
切土法面整形面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
盛土法面整形面積	m <sup>2</sup>	〃	

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①切土又は盛土法面整形の面積は、土質、施工方法、法面勾配別に区分して算出する。
- ②土質区分は、本編3章土工に準じる。
- ③切土法面の施工方法区分は、一次整形(バックホウ又は人力)及び二次整形(人力)に区分する。なお、二次整形は一度法面を整形した後、植生工を除く法枠工、ブロック及びコンクリート張工等の法面保護を行うため、再度法面整形が必要な場合に算出する。
- ④盛土法面の施工方法区分は、次図により区分する。



注) 1.機械による整形を標準とするが、現場条件等により機械施工が困難な場合は、人力による整形とする。

- ⑤<sup>のりめん</sup>法面勾配の区分は、盛土法面整形に適用するものとし、以下に区分する。
- イ) 機械による盛土整形
  - ロ) 人力による盛土整形
- ⑥ 土羽部（厚30cm標準）の土砂は盛土本体部の土砂と同一材料を標準とするが、やむ得ず異なる土砂を使用する場合は、土羽土量を算出する。
- なお、土羽土量は、盛土法面積(m<sup>2</sup>)×土羽厚(m)×土の変化率C(0.9)とする。

### 6.3.2 法面植生工

張芝、筋芝、種子散布工等による「法面植生工」は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数 位	備 考
張 芝 面 積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
筋 芝 面 積	m <sup>2</sup>	〃	
種 子 散 布 面 積	m <sup>2</sup>	〃	

注) 1. 上表にない植生工は、類似する項目に準じる。

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① 法面植生工の面積は、工種（算出項目）、材料別に区分して算出する。
- ② 法面植生工に使用する芝、種子は、「土木工事市場単価」を掲載した物価資料に記載された材料とする。
- ③ 小段に法面と同じ植生工を行う場合は、法面植生面積に含める。

### 6.3.3 吹付工

モルタル又はコンクリートの吹付けは、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数 位	備 考
モルタル吹付け面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	
コンクリート吹付け面積	m <sup>2</sup>	〃	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① 吹付工の面積は、工種（算出項目）、吹付け厚、垂直高別に区分して算出する。
- ② 溶接金網、補強鉄筋が必要な場合は、別途算出する。
- ③ モルタル吹付工の吹付け厚は、5～10cmの範囲を標準とする。
- ④ コンクリート吹付工の吹付け厚は、10、15、20cmを標準とする。
- ⑤ 法面の垂直高(施工基面からの高さ)は、45m以下、45mを超える部分に区分する。
- ⑥ 吹付工の面積計算書には、必要に応じて「展開図」を添付する。

### 6.3.4 プレキャスト<sup>のりわく</sup>法枠工

コンクリート製品の法枠は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
プレキャスト法枠面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①法枠工の面積は、中詰め面積を含めた法枠工の全体面積を算出する。
- ②プレキャスト法枠工は、法枠ブロックの規格寸法、中詰め材料、法面勾配別に区分し、次の事項について算出する。
  - イ) 全体の法枠面積算出に合わせて、次表に示す項目について100m<sup>2</sup>当たりの数量を算出する。

表 プレキャスト法枠工100m<sup>2</sup>当たり数量

名称	規格・形状寸法	単位	数値	備考
法枠ブロック	〇〇×〇〇	個	整数位止	規格別に計上
中詰め材料	中詰めブロック	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	該当する中詰め材料を計上する。
〃	客土	m <sup>3</sup>	〃	
〃	中詰めコンクリート	m <sup>3</sup>	〃	
〃	中詰め張芝	m <sup>2</sup>	〃	
〃	植生土のう	袋	整数位止	
〃	栗石（割石）	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
〃	砕石	m <sup>3</sup>	〃	
アンカー	径〇，長さ〇〇	本	整数位止	必要に応じて計上する。
敷砂利	〇〇	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
吸出し防止材	〇〇	m <sup>2</sup>	〃	

- 注) 1. 各数値が1.0未満の場合は小数位以下2位止とする。なお、端数は四捨五入する。
2. 足場工が必要な場合は、別途数量を算出する。
3. 法枠ブロックの使用量（個）は、中詰め面積を含めた面積に1m<sup>2</sup>当たりのブロック使用量（個）を乗じた数量とする。

### 6.3.5 コンクリートブロック積擁壁工

1個当たりの質量が150kg未満のコンクリートブロック(間知ブロック)を使用したブロック積擁壁は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
基礎材料	m <sup>2</sup> 及びm <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
裏込め・胴込め砕石	m <sup>3</sup>	〃	
ブロック積	m <sup>2</sup>	〃	
裏込め・胴込めコンクリート	m <sup>3</sup>	〃	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①基礎及び裏込め・胴込め用の砕石及びコンクリートの数量は、施工箇所ごとにブロック積み面積100m<sup>2</sup>当たりの換算数量を算出する。なお、胴込めコンクリートの使用量はブロック積み面積10m<sup>2</sup>当たり2.2m<sup>3</sup>を標準とする。
- ②ブロック積み面積は、施工箇所ごとの積み面積(基礎部分を除く、天端<sup>てんば</sup>、小口、調整コンクリート部分を含む。)を算出する。
- ③基礎杭を使用する場合は、施工箇所ごとに杭種<sup>くい</sup>、杭径、杭長、打込み長に対する平均N値別に区分した必要本数を別途算出する。

### 6.3.6 プレキャスト擁壁工

擁壁高0.5～5.0mのプレキャスト擁壁（L型，逆T型，側溝付擁壁）は，次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数 位	備 考
プレキャスト擁壁延長	m	小数位以下1位止	各区分別

(2) 数量の算出

数量の算出は，本編1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①プレキャスト擁壁の延長は，施工箇所，擁壁高さ別に区分し算出する。
- ②擁壁の高さは，0.5以上1.0m以下，1.0を超え2.0m以下，2.0を超え3.5m以下，3.5を超え5.0m以下に区分する。
- ③擁壁延長の算出に合わせ，擁壁の高さごとに次表に示す項目について10m当たりの数量を算出する。

表 プレキャスト擁壁工10m当たり数量（高さ〇〇m）

名 称	規格・形状寸法	単 位	数 位	備 考
プレキャスト 擁壁ブロック	高さ〇〇m	個	整数位止	
基礎 砕石		一式	小数位以下1位止	
ならしコンクリート		一式	〃	

注) 1. ブロック1個の長さは2mを標準とする。

2. 擁壁高さが0.5～5.0mの場合，基礎砕石，ならしコンクリートについては，数量の算出は必要ないが，必要の有無は記載すること。

- ④擁壁基礎に既製杭，木杭くいを使用する場合は，施工箇所ごと杭種，杭径，杭長，打込み長に対する平均N値別に区分した必要本数を算出する。

### 6.3.7 現場打ちコンクリート擁壁工

現場打ちの無筋、鉄筋コンクリート擁壁は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
無筋コンクリート擁壁	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	各区分別
鉄筋コンクリート擁壁	m <sup>3</sup>	〃	〃

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①コンクリート擁壁の体積は、施工箇所別、構造形式別、擁壁高さ別に区分し算出する。
- ②構造形式及び高さは、次表を標準とする。

構造形式	擁壁高さ
小型擁壁	0.5m以上1.0m以下
重力式擁壁	1.0mを超え2.0m未満
	2.0m以上5.0m以下
もたれ式擁壁	3.0m以上8.0m以下
逆T型擁壁	3.0m以上10.0m以下
L型擁壁	3.0m以上7.0m以下

- ③コンクリート擁壁の体積の算出に合わせ、次表に示す項目について10m<sup>3</sup>当たりの数量を算出する。

表 ○○型コンクリート擁壁工10m<sup>3</sup>当たり数量（平均高さ○○m）

名称	規格・形状寸法	単位	数値	備考
鉄筋	径○○	t	小数位以下3位止	
化粧型枠		m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	必要に応じて計上
裏込材		m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	

- 注) 1. 鉄筋は、鉄筋コンクリート擁壁にのみ計上する。
2. 化粧型枠の数量が1.0未満の場合は小数位以下2位止めとする。なお、端数は四捨五入する。
3. 裏込め砕石は、背面地山の湧水状況等から必要に応じて計上する。
4. 遮水、止水シートを全面に施工する場合は、別途考慮する。
5. 擁壁基礎に既製杭くい、木杭を使用する場合は、施工箇所ごと杭種、杭径、杭長、打込み長に対する平均N値別に区分した必要本数を算出する。



## 7章 運動場工

### 7.1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれらに類する工事の運動場舗装工及び運動場附属施設工の数量算出に適用する。

### 7.2 運動場舗装工及び運動場附属施設工細目別内訳書

運動場舗装工及び運動場附属施設工は、7-1表細目別内訳書のうち、当該工事に該当する細目について、項目ごとに数量を算出する。

7-1表 運動場舗装及び運動場附属施設工細目別内訳書

中科目名称及び細目名称	摘要	数量	単位	備考
クレイ系舗装		1式		
下層工		〇〇	m <sup>2</sup>	
中層工		〇〇	m <sup>2</sup>	
表層工		〇〇	m <sup>2</sup>	
全天候系舗装		1式		
基盤工		〇〇	m <sup>2</sup>	
表層工		〇〇	m <sup>2</sup>	
運動場附属施設		1式		
〇〇設置工		1式		

- 注) 1. 摘要欄は、施設名称、規格、形状寸法等を記入する。  
2. 備考欄には、数量計算書の対象番号等必要事項を記入する。  
3. 上表にない細目については、類似する細目に準じる。

### 7.3 運動場舗装工細目別の数量算出

#### 7.3.1 クレイ系舗装工

クレイ系舗装工の下層，中層，表層工は，次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
クレイ系舗装面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は，1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①クレイ系舗装の面積は下層工，中層工，表層工別に算出する。
- ②下層，中層，表層の使用材料，施工厚等を示す舗装構成図を添付する。
- ③フィールド内に張り芝を行う場合は，本編10章環境緑化工に準じる。

#### 7.3.2 全天候系舗装工

全天候系舗装工の基盤工，表層工は，次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
全天候系舗装面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は，1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①全天候系舗装の面積は基盤工，表層工別に算出する。
- ②基盤をアスファルト又はコンクリート舗装とする場合は，本編5章広場・歩道舗装工に準じる。
- ③基盤，表層の使用材料，施工厚等を示す舗装構成図を添付する。

#### 7.3.3 運動場附属施設工

運動場の附属施設は，次により数量を算出する。

(1) 算出項目及び単位，数値

項目	単位	数値	備考
〇〇設置工	一式	整数位止	

(2) 数量の算出

数量の算出は，1章一般共通事項によるほか，次による。

- ①運動場に設置するバックネット，スタンド等の数量は一式計上とするが，必要に応じて使用材料等を設計図に基づき算出するとともに詳細図を添付する。

## 8章 環境緑化工

### 8.1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれらに類する工事の環境緑化工及び緑地付属施設工の数量算出に適用する。

### 8.2 環境緑化工細目別内訳書

環境緑化工及び緑地付属施設工は、8-1表細目別内訳書のうち、当該工事に該当する細目について、項目ごとに数量を算出する。

8-1表 環境緑化工及び緑地付属施設工細目別内訳書

中科目名称及び細目名称	摘要	数量	単位	備考
植栽		1式		
平面張芝工		〇〇	m <sup>2</sup>	
地被類植付工		〇〇	鉢	
中低木植栽工		〇〇	本	
高木植栽工		〇〇	本	
移植		1式		
中低木移植工		〇〇	本	
高木移植工		〇〇	本	
緑地付属施設		1式		
緑化ブロック積工		〇〇	m <sup>2</sup>	
客土工		1式		
植栽客土工		〇〇	m <sup>3</sup>	

- 注) 1. 摘要欄は、樹種名、規格、形状寸法等を記入する。  
2. 備考欄には、数量計算書の対象番号等必要事項を記入する。  
3. 客土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。  
4. 上表にない細目については、類似する細目に準じる。

### 8.3 植栽工細目別の数量算出

#### 8.3.1 平面張芝工

緑地、広場及び運動場のフィールド等の平面張芝は、次により数量を算出する。

なお、法面<sup>のりめん</sup>の張芝は、本編~~8~~6章法面保護工による。

##### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
平面張芝面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①平面張芝面積は、芝の種類別に算出する。
- ②目地張りの場合であっても、全面積を対象とする。

#### 8.3.2 地被類植付工

環境緑地の地被類植付けは、次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
地被類植付け鉢数	鉢	整数位止	

注) 1. 小数以下は、四捨五入する。

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①地被類の種類ごとに、植付け面積から鉢数を算出する。なお、1 m<sup>2</sup>当たりの植付鉢数は、次表を標準とする。

表 1 m<sup>2</sup>当たり植付け鉢数

種類	鉢数	備考
リュウノヒゲ	44鉢	1鉢当たり5芽立ち
サ サ	44鉢	1鉢当たり3芽立ち

注) 1. 上表以外の地被類は、使用芽立ち、成長率等を考慮し定める。

### 8.3.3 中低木植栽工

環境緑地の中低木植栽は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数位

項目	単位	数位	備考
中低木植栽本数	本	整数位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①中低木の植栽本数は、設計図に基づき樹種別、樹高別に算出する。
- ②樹高別区分は、次表による。

表 樹高別区分

樹高(m)	中低木区分
0.6未満	低木
0.6以上3.0未満	中木

- ③樹高 1.0m以上の中木は、次表を参考に支柱の形式を付記する。なお、布掛け、生け垣形の支柱は設置延長を算出する。

表 樹高別の支柱形式

樹高(m)	支柱形式
1.0以上	八つ掛け(竹), 添え柱形(1本)
	布掛け(竹), 生け垣形
2.5以上	二脚鳥居添え木付き

### 8.3.4 高木植栽工

環境緑地の樹高3.0m以上の高木植栽は、次により数量を算出する。

(1)算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
高木植栽本数	本	整数	

(2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

①高木の植栽本数は、設計図に基づき樹種別、幹周別に算出する。なお、幹周は地表より高さ1.2mの位置の周囲長とし、株立ち樹木の場合は、個々の周囲長を合計した数値の70%とする。

②高木植栽の幹周区分は、次表による。

表 幹周区分

幹周 (cm)	15未満	15以上25 未満	25以上 40未満	40以上 60未満	60以上 90未満

③高木植栽は、次表を参考に支柱の形式を付記する。

表 樹高別の支柱形式

幹周 (cm)	支柱形式
30未満	二脚鳥居 (添え木付き)
20以上30未満	二脚鳥居 (添え木無し)
30以上60未満	三脚鳥居
	十字鳥居
40以上75未満	二脚鳥居組合せ
20未満	八つ掛け (三脚, 竹)
20以上35未満	八つ掛け (丸太, L=4m)
30以上75未満	八つ掛け (丸太, L=6~7m)

注) 1. 上表により難しい場合及び特殊な支柱材を使用する場合は、別途計上する。

## 8.4 移植工細目別の数量算出

### 8.4.1 中低木移植工

環境緑地の中低木移植は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
中低木移植本数	本	整数	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①中低木の移植本数は、設計図に基づき樹種別、樹高別に算出する。
- ②樹高別区分は、本編8.3.3中低木植栽工に準じる。
- ③樹高1.0m以上の中木は本編8.3.3中低木植栽工に準じて支柱の形式を付記する。
- ④移植時に根巻きを行わない樹木の本数は、別途算出する。
- ⑤樹木の運搬が100mを超える場合は、別途運搬距離を算出する。

### 8.4.2 高木移植工

環境緑地の高木移植は、次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
高木移植本数	本	整数	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①高木の移植本数は、設計図に基づき樹種別、幹周別に算出する。
- ②幹周別区分は、本編8.3.4高木植栽工に準じる。
- ③高木移植は、本編8.3.4高木植栽工に準じて支柱の形式を付記する。
- ④移植時に根巻きを行わない樹木の本数は、別途算出する。
- ⑤高木移植に移植専用機を使用する場合は、別途数量を算出する。
- ⑥樹木の運搬が100mを超える場合は、別途運搬距離を算出する。

## 8.5 緑地付属施設工細目別の数量算出

### 8.5.1 緑化ブロック積工

勾配が1割未満<sup>のりめん</sup>の法面緑化を目的とした緑化ブロック積みは次により数量を算出する。

#### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
基礎材料	m <sup>2</sup> 及びm <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
基礎コンクリート	m <sup>3</sup>	〃	
基礎コンクリート型枠	m <sup>2</sup>	〃	
天端 <sup>てんは</sup> コンクリート	m <sup>3</sup>	〃	
天端コンクリート型枠	m <sup>2</sup>	〃	
緑化ブロック積み面積	m <sup>2</sup>	〃	
緑化ブロック	個	整数位止	
裏込め・胴込め砕石	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	
客土	m <sup>3</sup>	〃	
植栽樹木	本	整数位止	

#### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①基礎材料、基礎コンクリート等は、施工箇所ごとに必要数量を算出する。なお、天端コンクリートは、必要に応じて計上する。
- ②緑化ブロックは施工箇所、ブロックの種類ごとに積み面積及び使用個数を算出する。
- ③客土は、施工箇所ごとに体積を算出する。
- ④植栽樹木は、施工箇所、樹種ごとに数量を算出する。なお、植栽樹木の樹高は50cm未満の低木とする。
- ⑤根切り（床掘り）及び埋戻しが必要な場合は、土量を本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じて算出する。

## 9章 施設補修工

### 9. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれらに類する工事の施設補修工の数量算出に適用する。

### 9. 2 施設補修工細目別内訳書

施設補修工は、9-1表細目別内訳書のうち、当該工事に該当する細目について、項目ごとに数量を算出する。

9-1表 施設補修工細目別内訳書

中科目名称及び細目名称	摘要	数量	単位	備考
取りこわし		1式		
構造物取りこわし工		〇〇	m <sup>3</sup>	
舗装補修		1式		
舗装版切断工		〇〇	m	
舗装版打換え工		〇〇	m <sup>2</sup>	
オーバーレイ工		〇〇	m <sup>2</sup>	

- 注) 1. 摘要欄は、規格、寸法等を記入する。  
2. 備考欄には、数量計算書の対象番号等必要事項を記入する。  
3. 上表にない細目については、類似する細目に準じる。

### 9.3 取りこわし工細目別の数量算出

#### 9.3.1 構造物取りこわし工

土木構造物の取りこわしは、次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
構造物取りこわし体積	m <sup>3</sup>	小数位以下1位止	

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① 構造物の取りこわし数量は、無筋・鉄筋構造物別に破碎前の体積を算出する。ただし、乾燥収縮によるひび割れ対策の鉄筋程度を含むものは無筋構造物とする。
- ② 取りこわしたガラを処理施設に運搬処理する場合は、複数の処理施設に対して運搬費、処分費等について比較検討を行い最も経済的な施設を選定し、運搬距離を算出する。

### 9.4 舗装補修工細目別の数量算出

#### 9.4.1 舗装版切断工

アスファルト又はコンクリート舗装打換え等に伴う舗装版の切断は、次により数量を算出する。

##### (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
舗装版切断延長	m	小数位以下1位止	

##### (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ① 舗装切断延長は、次表の切断深さ別に区分し算出する。

表 切断深さ区分

種類	切断深さ	
アスファルト舗装版のみ切断	20cm以下	
	20cmを超え30cm以下	
	30cmを超え40cm以下	
コンクリート舗装版のみ切断	20cm以下	
	20cmを超え30cm以下	
	30cmを超え35cm以下	
コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版の切断	全体厚	20cm以下
		30cm以下
		45cm以下
	全体厚の内 コンクリート 舗装厚	20cm以下
		20cmを超え30cm以下
		30cmを超え35cm以下

注) 1. コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版で全体厚が45cmを超える場合は、舗装版切断数量を分けて算出する。

- ②舗装厚が5cm程度の場合で、舗装版の切断をしなくても周辺構造物に影響がないと判断される場合は、省略しても差し支えない。
- ③既設及び新設の舗装材料、施工厚等を示す舗装構成図を添付する。

#### 9.4.2 舗装版打換え工

既設舗装版の打換えは、次により数量を算出する。

- (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
舗装版打換え面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	

- (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①舗装打換え面積は、既設の舗装種別、舗装厚別に区分するとともに、次のように区分して算出する。
  - イ)アスファルト舗装は、本編4.3.1アスファルト舗装工(車道)に準じて区分する。
  - ロ)インターロッキングブロック、コンクリート平板等のブロック舗装は、撤去したブロックを処分する部分と再使用する部分に区分し、面積又は枚数を算出する。
- ②撤去したガラを処理施設に運搬処理する場合は、複数の処理施設に対して運搬費、処分費等について比較検討を行い最も経済的な施設を選定し、運搬距離を算出する。

#### 9.4.3 オーバーレイ工

舗装オーバーレイは、次により数量を算出する。

- (1) 算出項目及び単位・数値

項目	単位	数値	備考
オーバーレイ面積	m <sup>2</sup>	小数位以下1位止	

- (2) 数量の算出

数量の算出は、本編1章一般共通事項によるほか、次による。

- ①オーバーレイの平均厚は、20mごとに道路中心線、道路端及びその中心の測点における現況舗装高とオーバーレイ後の基準高との差で算出する。なお、現場状況によって間隔、測点数を変えることができる。
- ②オーバーレイ面積は、本編4.3.1アスファルト舗装工(車道)に準じて区分する。



## 10章 数値基準

### 10. 1 一般事項

この章は細目別内訳書及び一式で算出する細目単価表に計上する数量について、その数値基準を定めたものである。

なお、1 施工単位当たりの細目単価表の数量は原則として小数位以下3位止め（小数位4位以下切捨て）とする。

### 10. 2 留意事項

1. 設計表示単位及び数値は、別表に示すとおりとする。なお、別表にない細目については、類似する細目に準じる。
2. 設計数量が設計表示数値に満たない場合及び工事規模、工事内容等により設計表示数値が不適当と判断される場合は（小規模工事等）有効数値第1位の数量を設計表示数値とする。
3. 数値基準以外の項目について、設計表示単位及び数値を定める必要が生じたときは工事規模、工事内容及び別表の数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。
4. 設計計上数量は、2編数量により算出された数量を設計表示数値に四捨五入して求めるものとする。
5. 設計表示単位及び数値の適用は細目ごとを原則とし、科目、中科目は一式を原則とする。
6. 契約数量は設計計上数量とする。ただし、工事目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な科目以外は一式計上とする。
7. 設計表示数値に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。
8. 数量計算に用いる単位、数値は、本編1.7数量計算の単位及び数値によるものとする。

別表 数値基準表

工 種	細目及び細目単価名称	設計表示	数 位	備 考
仮 設 工	覆工板・覆工鉄板・敷鉄板	m <sup>2</sup>	1	
	鋼矢板	枚	1	
	H鋼杭 <sup>ぐい</sup>	本	1	
	アンカー	本	1	
	タイロッド	t	0.1	数量契約の場合は0.1t
	切梁 <sup>きりばり</sup> , 腹起し	t	0.1	数量契約の場合は0.1t
	横矢板	m <sup>2</sup>	1	
	縮切排水工(水替工)	日	1	
	ウェルポイント	日	1	
	足場工	掛m <sup>2</sup>	10	
	支保工	空m <sup>3</sup>	10	
	仮囲い・立入防止 <sup>さく</sup> 柵	m	1	
土 工	切土	m <sup>3</sup>	100	ただし1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> , 100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
	岩掘削	m <sup>3</sup>	10	
	盛土	m <sup>3</sup>	100	ただし1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> , 100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
	不用土処分	m <sup>3</sup>	10	
	根切り(床堀)(土砂掘削)	m <sup>3</sup>	100	ただし1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> , 100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
	根切り(床堀)(岩掘削)	m <sup>3</sup>	10	
	埋戻し	m <sup>3</sup>	100	ただし1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> , 100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
地盤改良工	サンドマット	m <sup>2</sup>	10	
	安定シート	m <sup>2</sup>	10	
	表層混合処理工	m <sup>2</sup>	10	
	置換工	m <sup>3</sup>	100	ただし1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup> , 100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
	サンドドレーン工	本	1	
	ペーパードレーン	本	1	
	サンドコンパクションパイル工	本	1	
基 礎 工	既製コンクリート杭	本	1	ただし1本当たりは1m
	カットオフ	本	1	
	鋼管杭	本	1	ただし1本当たりは0.5m
	H鋼杭	本	1	ただし1本当たりは0.5m
	場所打杭	本	1	ただし1本当たりは0.1m
	杭土処理	m <sup>3</sup>	10	
	基礎材	m <sup>3</sup>	10	ただし100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
コンクリート工	ならしコンクリート	m <sup>3</sup>	10	ただし100m <sup>3</sup> 未満は1m <sup>3</sup>
	コンクリート	m <sup>3</sup>	1	
	型枠	m <sup>2</sup>	10	ただし100m <sup>2</sup> 未満の場合は1m <sup>2</sup>
	鉄筋	t	0.01	

工 種	細目及び細目単価名称	設計表示	数 位	備 考
舗 装 工	不陸整正	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	下層路盤	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	上層路盤	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	基層	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	表層	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	コンクリート舗装	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	縦目地	m	1	
	横目地	m	1	
	ブロック舗装	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
区画線	m	10	ただし100m未満は1m	
付属施設工	歩車道境界ブロック	m	1	
	地先境界ブロック	m	1	
	植樹ブロック	m	1	
	アスカープ	m	10	
	小型標識	基	1	
	防護柵 (ガードレール, ガートハイ)	m	1	
	境界杭 <sup>ぐい</sup>	本	1	
	照明柱	基	1	
排 水 工	排水構造物	m	1	ただし径1m以上の管渠類 <sup>かんきよ</sup> は0.1m
	集水枒 <sup>ます</sup>	箇所	1	プレキャスト含む
	街渠	箇所	1	プレキャスト含む
	マンホール	箇所	1	
	蓋	枚	1	
のりめん 法面保護工	法面整形	m <sup>2</sup>	10	
	法枠工	m <sup>2</sup>	1	
	吹付工	m <sup>2</sup>	1	
	種子散布工	m <sup>2</sup>	10	
	張芝工	m <sup>2</sup>	10	
	各種石, ブロック積(張)	m <sup>2</sup>	1	
	天端 <sup>てんば</sup> コンクリート・基礎工	m <sup>3</sup>	1	
	擁壁等	m	1	各種ブロック(既製品共)H=2.0未満の擁壁類
	擁壁等	m	0.1	H=2.0以上の擁壁類
環境緑化工	植栽帯盛土	m <sup>3</sup>	100	ただし1,000m <sup>3</sup> 未満は10m <sup>3</sup>
	植樹	本	1	
	添え木設置	箇所	1	
	樹名板	枚	1	
施設補修工	ガラ運搬処理工	m <sup>3</sup>	1	
	コンクリート 構造物取りこわし工	m <sup>3</sup>	1	
	舗装版取りこわし	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	石積取りこわし	m <sup>2</sup>	10	ただし100m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	コンクリートはつり	m <sup>2</sup>	1	ただし10m <sup>2</sup> 未満は0.1m <sup>2</sup>

工 種	細目及び細目単価名称	設計表示	数 位	備 考
施設補修工	はつり	m <sup>2</sup>	1	ただし10m <sup>2</sup> 未満は0.1m <sup>2</sup>
	目地補修	m	1	
	舗装版切断	m	10	ただし100m未満は1m
	オーバーレイ工	m <sup>2</sup>	10	ただし1,000m <sup>2</sup> 未満は1m <sup>2</sup>
	パッチング	t	0.1	
	クラック処理	m	1	

# 3 編 単 価

## 1 章 一般共通事項

### 1. 1 一般事項

#### a. 適用範囲

- (1) 本編は、適正な工事費を算出するために必要な標準の単価表等を記載したものであり、土木工事及びこれらに類する工事の積算に適用する。
- (2) 本編に記載した標準の単価表等の適用範囲や使用材料、使用機械等が異なる場合、現場施工条件により標準の単価表等の適用ができないと判断される場合及び本編に記載されていない工種、工法を採用する場合など、本編により難しい場合は、別途算出することができる。別途算出に当たっては、信頼できる資料や、その工事に習熟する専門業者の見積書等を参考として積算することができる。

#### b. 予定価格算出内訳明細書

- (1) 予定価格算出内訳明細書は、本編 1. 5 予定価格算出内訳明細書標準書式により、種目、科目、中科目、細目に分類して表示する。
- (2) 予定価格算出内訳明細書は、本積算要領「1 編総則」に示す「工事費」を構成する費用について、直接工事費、共通仮設費、諸経費、消費税等相当額に区分して集計する。
  - イ) 直接工事費は、本積算要領「1 編総則」に示す「直接工事費」の規定に従い算出する。
  - ロ) 共通仮設費は、本積算要領「4 編共通費 2 章共通仮設費」の規定に従い必要な費用を算出する。
  - ハ) 諸経費は、本積算要領「4 編共通費 3 章諸経費」の規定に従い必要な費用を算出する。
  - ニ) 消費税等相当額は、本積算要領「1 編総則」に示す「消費税等相当額」に示す内容について、本積算要領「5 編消費税等相当額」の規定に従い必要な費用を算出する。

#### c. 細目の単価

細目の単価は、細目（工種）別に、本積算要領 3 編単価 2 章から 13 章に定める 1 施工単位当たりの細目単価表書式に基づき算出する材料費、労務費、機械器具損料その他の複合単価であり、積上げ単価及び市場単価又は複合単価等によるものとする。なお、細目の単価には下請経費は計上しない。

#### d. 消費税及び地方消費税相当分の取扱い

- (1) 単価には消費税及び地方消費税相当分を含めない。
- (2) 採用しようとする単価が消費税及び地方消費税相当分を含んでいる場合には、次により、消費税及び地方消費税相当分を除いた単価を算出する。
  - イ) 消費税及び地方消費税相当分が別計上されている場合は、当該消費税及び地方消費税相当分を除く。
  - ロ) 消費税及び地方消費税相当分を別計上せず一括計上して消費税及び地方消費税相当分込みで見積もられている場合は、当該金額から消費税及び地方消費税相当分を減ずる。

## 1. 2 単価算出共通事項

### a. 単価設定時期

- (1) 単価は、原則として発注に際して最新のものとする。
- (2) 主要材料以外の単価で工事費に大きな影響を及ぼさないものや価格変動の少ないものは、通常、年2回程度設定する複合単価等によることができる。
- (3) 工事費に大きく影響する主要材料については、その影響を考慮して最新のものとする。  
なお、主要材料とは、次のものをいう。
  - イ) コンクリート杭，鋼管杭などの既製杭材料
  - ロ) 鉄筋，鉄骨等の鋼材料
  - ハ) レディーミクストコンクリート
  - ニ) その他工事費に大きく影響すると思われる材料
- (4) 「年2回程度設定する複合単価等」とは、次のものをいう。
  - イ) 各部局で複合単価等算出表により作成する複合単価

### b. 材料価格

- (1) 材料価格は、原則として現場着価格とする。「現場着価格」とは、現場の材料置場又は車上渡し of 価格とする。
- (2) 材料単価は、原則として2種以上の物価資料の市場価格（市中価格）を比較検討し、その最低値とする。
- (3) 「物価資料」とは、一般に次表のものをいい、主要材料を除く単価は、原則として①及び②の物価資料に掲載された当該地域における大口単価を採用する。主要材料単価の採用は、小規模な工事を除き原則として、発注に際して最新の①及び②の物価資料に掲載された単価とする。  
また、市場単価（本編1.3市場単価参照）は、③及び④の物価資料（土木工事編）に掲載された当該地域における単価を採用する。

物 価 資 料 一 覧			
①	建設物価	(財)建設物価調査会	月刊
②	積算資料	(財)経済調査会	月刊
③	土木コスト情報	(財)建設物価調査会	季刊
④	土木施工単価	(財)経済調査会	季刊

- (4) 「2種以上の物価資料の市場価格（市中価格）を比較検討」とは、次による。ただし、1種の物価資料しか掲載されていない場合及び工事費に影響の少ない材料は、1種の物価資料により決定することができる。
  - イ) 物価資料の掲載価格に大口，小口等の区別があるときは、大口の価格による。
  - ロ) 物価資料の掲載価格に流通経路による区別があるときは、経由する代理店等が最も少なくなる経路の価格による。

ハ) 物価資料の掲載値の比較方法は、次表による。

表 物価資料の比較

物価資料A	物価資料B	採用値
都市	都市	低値
〃	地区	都市
〃	全国	〃
〃	掲載なし	〃
地区	地区	低値
〃	全国	地区
〃	掲載なし	〃
全国	全国	低値
〃	掲載なし	全国

- 注) 1. 都市とは、原則として、建設地に最も近い都市の価格とする。  
2. 地区とは、各物価資料において当該都道府県が分類されている地区若しくはブロックの価格とする。  
3. 全国とは、都市、地区に区分されていない価格とする。

(5) 物価資料に掲載されていない場合は、見積書等を審査して材料価格を決定する。「見積書等」により決定する場合は、本節 i. 見積書等による。

見積書等とは、次のものをいう。

- イ) 専門業者の見積書に記載された価格
- ロ) 専門業者の定価表に掲載された価格
- ハ) 物価資料に掲載された公表価格

#### c. 労務単価

(1) 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、これにより難しい場合は、市場の実態を調査の上、決定することができる。

- イ) 公共工事設計労務単価は、物価資料にも掲載されている。
- ロ) これにより難しい場合とは、公共工事設計労務単価にない場合等とする。
- ハ) 基準作業時間以外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(2) 休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

なお、法定休日とは、使用者の定める週一回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。

#### d. 機械器具損料

(1) 建設機械等損料（損耗費及び補修費を含む。）は、(社)日本建設機械施工協会刊の「建設機械等損料表」に掲載されている運転1日当たり又は1時間当たり換算値損料あるいは供用1日当たり換算値損料による。なお、北海道地区は「北海道補正版」による。

e. 運搬費

- (1) 現場着価格とした材料費には、運搬費を含むものとし、別途に積算しない。
- (2) 現場内の小運搬は、通常の場合労務歩掛りに含まれているものとする。
- (3) 積上げ積算により運搬費を計上する場合は次による。
  - イ) 運搬距離は、通常想定される順路による最短距離とする。運搬費を積算する場合は、原則として工事場所から最寄りの県庁所在地までの最短距離としてよい。なお、運搬が県庁所在地以外より搬入している実状の場合は、その都市からの最短距離で積算する。また、加工済み製品等で、積算上、加工場が明確に想定できる場合は、そこからの距離の搬入運賃を積算する。
  - ロ) 建設機械、器材及び仮設材料の運搬費は、本積算要領4編共通仮設費による。

f. 下請経費等

- (1) 土木工事の積算には、原則として下請経費は計上しない。
- (2) 物価資料、見積書等の材工共の単価を採用する際、下請経費相当分が含まれていればこれを除いて採用する。

g. 細目単価表

- (1) 本積算要領3編単価2章から13章に定める1施工単位当たりの細目単価表書式は、標準的な内容で記載しており採用する際は、1施工単位当たりの設計に基づき必要に応じて記載内容を変更し、採用するものとする。

h. 複合単価等

複合単価の算出は以下による。

- (1) 本積算要領に基づき複合単価を作成する場合は、「国土交通省土木工事積算基準」（以下「国交省基準」という。）又は「公益社団法人日本下水道協会発行の下水道用設計積算要領－管路施設（開削工法）編－」（以下「下水道基準」という。）の最新版により算出する。

ただし、単価の採用に当たっては以下の事項に留意する。

- イ) 国交省基準において、施工パッケージ型積算基準に定められた工種については、標準歩掛に優先して施工パッケージ単価を採用する。なお、細目単価表備考欄の【 】部は施工パッケージ名称を示す。また、施工パッケージ型積算方式標準単価表は、国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センターがホームページで公表している単価表を用いることとする。
- ロ) 複合単価の適用範囲が、現場の施工条件等に適合していること。
- ハ) 工法、機種等が、現地の地形・地質条件、施工規模等に対して適切なものであること。
- ニ) 複合単価は、標準的な施工条件における単価が記載されているが、特殊な施工条件下で使用する場合、本積算要領等に基づき適正な補正を行うこと。

- (2) 市場単価は、物価資料に記載された土木工事の複合単価であり、本編1.3市場単価に定める工種についてのみ採用する。なお、市場単価から土木工事標準単価に移行した工種は土木工事標準単価を採用することとする。この場合、本編2章以降の細目単価表の備考欄は、市場単価を土木工事標準単価に読み替える。また、工種によって材料費を除く単価が記載されている場合等、単価の構成が異なっているため、採用に当たっては単価の内容、適用範囲等について物価資料の記載事項等に留意すること。

#### i. 見積書等

(1) 見積書を徴収する場合は、次による。

- イ) 見積書は、種別ごとに総金額で徴収することを原則とする。ただし、総金額で徴収することが適切でないものについては、単価見積りとしてよい。
- ロ) 見積書は、専門業者3社以上より徴収することを原則とし、消費税等相当分について明示させるものとする。
- ハ) 材料の見積書は、仕様書及び図面等を提示し、その仕様・数量等を明示の上、徴収する。(見積り依頼の際には、見積り仕様を専門業者に提示する。)
- ニ) 工事費を含んだ見積書は、仕様書及び図面等を提示するほか、見積り範囲、発注条件等を明示の上、材料費、労務費、運搬費、諸経費等に区分して徴収する。
- ホ) コスト縮減の観点から、専門業者からのVE提案を積極的に引き出すように努める。なお、VE提案があった場合は、適切に評価する。(性能や品質を低下させない範囲で専門的な見地からの提案を積極的に引き出し、コスト縮減の観点から採否を判断し設計に反映させる。)

(2) 見積書は、審査の上、種別ごとの総金額(下請経費を除く)を比較し最低値のものを採用する。

なお、単価見積りの場合は、審査の上、個々の単価で比較し最低値のものを採用する。

〔審査とは、見積り仕様、見積り条件、見積り数量等を確認した上、コスト縮減の観点から類似の事例や取引の実例価格等をできる限り調査し、数量の多寡、施工時期、工期の長短、地域性等を反映した価格とすることをいう。〕

(3) 軽微な場合は、審査の上、専門業者の定価表により価格を決定することができる。

#### j. 諸雑費

(1) 諸雑費の定義

諸雑費とは、当該作業に必要な材料、労務、機械器具損料費等で、その金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

(2) 諸雑費の計上

- イ) 単価表等に諸雑費率が記載されている場合は、原則として所定の諸雑費率で算出される費用の範囲内で、本節k.金額の端数整理に規定する単価表の金額になるように端数を計上する。
- ロ) 単価表等に諸雑費率が記載されていない場合は、原則として本節k.金額の端数整理に規定する単価表の金額になるように端数を計上する。
- ハ) 種目別、科目別、中科目別、細目別内訳書には、原則として諸雑費は計上しない。
- ニ) 諸雑費は下請経費ではないため、上記により適正に計上する。

#### k. 金額の端数整理

(1) 単価等の端数整理は、次による。

- イ) 物価資料及び建設機械等損料算定表等に記載されている価格を採用する場合は、公表価格を除き、端数整理を行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は、小数点以下第2位までとする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)
- ロ) 細目別内訳書に計上する単価及び一式で計上する工種の金額は、10円単位とする。ただし、100円未満の場合は1円単位とする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)

(2) 予定価格算出内訳明細書の端数整理は、次による。

細目別内訳書の数量に単価を乗じた金額は、1円単位とする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)

1. その他

今後の社会情勢等の変化により、本積算要領により難しいと判断される場合は、別途考慮する。

### 1. 3 市場単価

#### a. 市場単価とは

市場単価とは、歩掛りを用いた積上げ単価ではなく、材料費、労務費及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場における取引価格のことである。

土木工事の市場単価は、季刊の「土木コスト情報」（財）建設物価調査会発行及び「土木施工単価」（財）経済調査会発行に工種別・仕様別に掲載されている。

#### b. 市場単価方式による工種

市場単価を採用する工種は、次による。なお、採用に当たっては、物価資料に記載された市場単価の適用範囲、構成と範囲、規格・仕様、加算率、補正係数、適用に当たっての留意事項に留意する。

##### (1) 鉄筋工

太径鉄筋を含む土木構造物の鉄筋工（加工・組立て）及び場所打ち杭<sup>くい</sup>の鉄筋かごの加工・組立てに適用する。ただし、コンクリート山留め壁工の場所打ち連続壁工、道路維持修繕<sup>きようりよう</sup>の橋梁地覆補修工、橋梁上部工（ポストテンション桁製作工等）の鉄筋工には適用しない。

##### (2) 鉄筋工（ガス圧接工）

鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工に適用する。ただし、熱間押抜法によるガス圧接工には適用しない。

##### (3) 区画線工

道路に設置する溶融式（手動）及びペイント式（自走）の区画線及び路面標示の設置及び消去に適用する。

##### (4) 高視認性区画線工

道路に設置するリブ式（溶融式、二液反応式、貼付式）及び非リブ式（溶融式）の区画線及び路面標示の設置及び消去に適用する。ただし、突起部（リブ）のみ及びライン部のみ（非リブ型を除く）の施工には適用しない。

##### (5) インターロッキングブロック工

インターロッキングブロック（厚6，8cm）の新設，更新，撤去に適用する。

##### (6) 防護柵設置工

防護柵設置工（ガードレール，ガードパイプ，歩道の横断・転落防止柵<sup>さく</sup>）の新設，更新，撤去及び部材の設置，撤去に適用する。

##### (7) 道路標識設置工

道路標識の基礎，柱，標識板の設置，撤去に適用する。ただし，内部照明式の道路標識板の設置，撤去，道路標識の基礎工事のうち杭設置及び撤去，道路管理者以外が行う標識工事，改築工事等で基礎のみの設置には適用しない。

##### (8) 道路付属物設置工

道路付属物のうち道路及び敷地境界に設置するコンクリート製の境界杭及び金属製の境界<sup>びよう</sup> 鋌の設置，撤去に適用する。ただし，メーカーのオリジナル製品を用いる場合には適用しない。

##### (9) 排水構造物工

排水工のうちプレキャストU形側溝，自由勾配側溝及び側溝蓋の設置，撤去に適用する。

##### (10) コンクリートブロック積工<sup>のりめん</sup>

勾配が1割未満の法面に施工するブロック積みでJISタイプの積ブロック（間知・ブロック質量150kg/個未満）を使用するブロック積擁壁工に適用する。ただし，積プロ

ック（間知・ブロック質量150kg/個以上）を使用する場合、垂直高が練積<sup>ねりづみ</sup>で7 m、空積で3 mを超える場合には適用しない。

(11) 法面工

法面保護工のうち、次の工種の施工に適用する。

- ・モルタル吹付工
- ・コンクリート吹付工
- ・植生基材吹付工
- ・客土吹付工
- ・種子散布工
- ・植生マット工
- ・吹付枠工のうち法枠内（モルタル、コンクリート、植生基材）吹付工
- ・野芝、高麗芝又は人工筋芝（種子帯）による張芝及び筋芝工

(13) 吹付枠工

金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む現場吹付法枠工に適用する。ただし、梁<sup>はり</sup>の断面が正方形以外の場合、基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外の場合には適用しない。

(14) 公園植栽工

環境緑化の植栽工のうち、次の工種の施工に適用する。なお、市場単価の道路植栽工は適用しない。

- ・植樹工（中、低木）
- ・支柱設置工（中木）
- ・地被類植付工

(15) 構造物とりこわし工

大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機による道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業に適用する。ただし、建築物、舗装版のとりこわし作業には適用しない。

(16) 軟弱地盤処理工

粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうち次の工種の施工に適用する。

- ・サンドドレーン工
- ・サンドコンパクションパイル工

(17) 硬質塩化ビニル管設置工

開削工法による管布設工のうち、呼び径150mm以上350mm以下の「下水道用硬質塩化ビニル管 JSWAS K-1」を設置する場合。

(18) 砂基礎工

管基礎工のうち砂基礎の設置に適用する。

(19) 組立マンホール設置工

組立マンホールのうち、0号～3号、だ円(600×900)マンホールを設置する場合。

(20) 小型マンホール工（塩化ビニル製）

小型マンホール工のうち、「下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール JSWAS K-9」及び「リブ付小型マンホール JSWAS K-17」を設置する場合。

(21) 取付管及び柵<sup>ます</sup>（塩化ビニル製）工

柵設置工のうち、「塩化ビニル公共ます（JSWAS K-7）」のうち径150mm, 200mm, 300mm, 350mmの柵を設置する場合。

## 1. 4 標準工期の算出

### a. 総則

積算に用いる標準工期は、準備期間、施工に必要な実日数及び跡片付け期間に期間中の不稼働日を加えた期間とする。

ただし、工場製作など降雨（雪）の影響を受けることのない作業は、降雨（雪）日数は加算しない。

### b. 準備期間

準備期間は、工事の着手に必要な関係機関との事前協議、資器材等の手配に要する日数であり、30日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。

### c. 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、国交省基準の最新版の「作業日当たりの標準作業量について」に示されている歩掛の作業日当たり標準作業量を参考に、当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。

その際、パーティ数は基本1パーティで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮のうえ、パーティ数を変更してもよいものとする。

### d. 後片付け期間

後片付け期間は、現場内の清掃、整地及び資器材の搬出等に要する日数であり、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。

ただし、工場製作等直接現場で作業を行わない場合は見込まない。

### e. 不稼働日

不稼働日は、「休日」、「天候等による作業不能日」、「その他の作業不能日」の合計の日数を設定するものとする。

「休日」は、土曜日、日曜日、祭日及び12月29日から1月3日とする。

「天候等による作業不能日」は、1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日とし、過去5年間の気象庁のデータにより地域ごとの年間平均発生日数を算出することを基本とする。

「その他の作業不能日」は、工事ごとにその工事特有の条件や地域の実情等を考慮し必要に応じて加算するものとする。





(中科目別内訳)

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
I ○○地区基幹整備					
1. 敷地造成	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 地盤改良	1	式		
計					
2. 舗装	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 地盤改良	1	式		
	(5) 車道舗装	1	式		
	(6) 車道付属施設	1	式		
	(7) 広場・歩道舗装	1	式		
	(8) 広場・歩道付属施設	1	式		
計					
3. 排水	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 排水	1	式		
	(5) 柵・人孔	1	式		
計					
4. 法面保護 <small>のりめん</small>	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削	1	式		
	(4) 法面保護	1	式		
計					
5. 運動場舗装	(1) 仮設	1	式		
	(2) 土工	1	式		
	(3) 岩掘削工	1	式		
	(3) 岩盤削工	1	式		
	(4) 地盤改良	1	式		
	(5) クレイ系舗装	1	式		
	(6) 全天候系舗装	1	式		
	(7) 付属施設	1	式		
計					
6. 環境緑化	(1) 植栽	1	式		
	(2) 移植	1	式		
	(3) 付属施設	1	式		



(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
1. 敷地造成						
(1) 仮設						
工事用道路工	再生碎石 厚〇〇cm	1	式			
仮水路工	素掘り 〇〇製透水管	1	式			
地下排水暗渠工	<small>あんきよ</small> 径〇〇cm	1	式			
締切排水工（水替工）	〇〇時排水	1	式			
〇号仮防災池工		1	式			
仮土留工	〇〇土留工	1	式			
ガス切断工		1	式			
覆工板工	〇〇製覆工板	1	式			
足場工		1	式			
支保工		1	式			
ウエルポイント工 （地下水位低下工）		1	式			
仮囲い工		1	式			
法面工 （仮設用モルタル吹付工）		1	式			
交通整理員		1	式			
計						
(2) 土工						
切土－盛土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
切土－流用土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
流用土－盛土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
購入土－盛土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
不用土処分	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
根切り（床掘り）	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
埋戻し	埋戻し種別〇種	〇〇	m <sup>3</sup>			
計						
(3) 岩掘削						
岩掘削－運搬	軟岩又は硬岩	〇〇	m <sup>3</sup>			
岩掘削－盛土	軟岩又は硬岩	〇〇	m <sup>3</sup>			
岩掘削－処分	軟岩又は硬岩	〇〇	m <sup>3</sup>			
転石破碎工	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
(4)地盤改良						
表層混合処理工	添加材-〇〇 厚〇〇cm	1	式			
置換工	採取土(〇〇土) 厚〇cm	1	式			
サンドドレーン工	打込み長 L=〇〇m	1	式			
サンドコンパクション パイル工	打込み長 L=〇〇m	1	式			
計						
2. 舗装						
(1)仮設						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(2)土工						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(3)岩掘削						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(4)地盤改良						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(5)車道舗装						
アスファルト舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
コンクリート舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
排水性アスファルト 舗装工	路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
(6)車道付属施設						
縁石工	〇〇境界 ブロック(〇型)	〇〇	m			
アスカーブ設置工		〇〇	m			
防護柵設置工	ガードレール又は ガードパイプ〇型	〇〇	m			
区画線設置工		1	式			
道路標識設置工	〇〇式	1	式			
L形側溝工	〇〇型 〇〇×〇〇	〇〇	m			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
計						
(7) 広場・歩道舗装						
アスファルト舗装工	路盤厚○○cm 舗装厚○○cm	○○	m <sup>2</sup>			
コンクリート舗装工	路盤厚○○cm 舗装厚○○cm	○○	m <sup>2</sup>			
透水性アスファルト 舗装工	路盤厚○○cm 舗装厚○○cm	○○	m <sup>2</sup>			
インターロッキング ブロック舗装工	路盤厚○○cm 舗装厚○○cm	○○	m <sup>2</sup>			
コンクリート平板 舗装工	路盤厚○○cm 舗装厚○○cm	○○	m <sup>2</sup>			
計						
(8) 広場・歩道附属施設						
工作物設置工	○○○○	1	式			
ネットフェンス工	○型H=○m	○○	m			
計						
3. 排水						
(1) 仮設						
○○○○		○○				
計						
(2) 土工						
根切り（床掘り）	○○土	○○	m <sup>3</sup>			
埋戻し	埋戻し種別○種	○○	m <sup>3</sup>			
不用土処分	○○土	○○	m <sup>3</sup>			
床付面整正工		○○	m <sup>2</sup>			
計						
(3) 岩掘削						
○○○○		○○				
計						
(4) 排水						
プレキャストU形 側溝工	○○形 蓋付き	○○	m			
現場打ちU形側溝工	蓋無し	○○	m			
円形又は箱形側溝工	○○形	○○	m			
自由勾配側溝工	○○形	○○	m			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
管渠工 <small>かんきよ</small>	〇〇管 径〇〇cm	〇〇	m			
支管取付工	〇〇管 径〇〇cm	〇〇	か所			
透水暗渠工	〇〇管 径〇〇cm	〇〇	m			
計						
(5) 柵・人孔 <small>ます</small>		1	式			
プレキャスト集水柵工	〇〇形	〇〇	か所			
現場打ち集水柵工		〇〇	か所			
プレキャストマンホール工	組立マンホール 〇号	〇〇	か所			
現場打ちマンホール工	〇号マンホール	〇〇	か所			
マンホール副管取付工		〇〇	か所			
計						
4. 法面保護 <small>のりめん</small>						
(1) 仮設						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(2) 土工		一式				
根切り (床掘り)	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
埋戻し	埋戻し種別〇種	〇〇	m <sup>3</sup>			
不用土処分	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			
床付面整形工		〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
(3) 岩掘削						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(4) 地盤改良						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(5) 法面保護						
盛土法面整形工	〇〇土	〇〇	m <sup>2</sup>			
切土法面整形工	〇〇土	〇〇	m <sup>2</sup>			
張芝工		〇〇	m <sup>2</sup>			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
筋芝工		〇〇	m <sup>2</sup>			
種子散布工		〇〇	m <sup>2</sup>			
モルタル吹付工		〇〇	m <sup>2</sup>			
コンクリート吹付工		〇〇	m <sup>2</sup>			
プレキャスト <sup>のりわく</sup> 法枠工	〇〇型	〇〇	m <sup>2</sup>			
コンクリートブロック積擁壁工	H=〇~〇m	〇〇	m <sup>2</sup>			
プレキャスト擁壁工	〇〇型 H=〇~〇m	〇〇	m			
現場打ちコンクリート擁壁工	〇〇型 H=〇~〇m	〇〇	m <sup>3</sup>			
張りコンクリート工	〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
5. 運動場舗装						
(1) 仮設						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(2) 土工						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(3) 岩掘削						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(4) 地盤改良						
〇〇〇〇		〇〇				
計						
(5) クレイ系舗装						
下層工	材料〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
中層工	材料〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
表層工	材料〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
(6) 全天候系舗装						
基盤工		〇〇	m <sup>2</sup>			
表層工	材料〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備 考
計						
(7)運動場附属施設						
〇〇設置工		1	式			
計						
6.環境緑化						
(1)植栽						
平面張芝工	〇〇芝	〇〇	m <sup>2</sup>			
地被類植付工	ササ又は リュウノヒゲ	〇〇	鉢			
中低木植栽工	樹種 樹高〇m	〇〇	本			
高木植栽工	樹種, 幹周〇cm	〇〇	本			
計						
(2)移植						
中低木移植工	樹種, 樹高〇m	〇〇	本			
高木移植工	樹種, 幹周〇cm	〇〇	本			
計						
(3)緑地附属施設						
緑化ブロック積工		〇〇	m <sup>2</sup>			
計						
7.施設補修						
(1)取りこわし工						
構造物取りこわし工	〇〇構造物	〇〇	m <sup>3</sup>			
計						
(2)舗装補修						
舗装版切断工	切断深〇〇cm	〇〇	m			
舗装打換え工	打換え厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
オーバーレイ工	平均厚〇〇cm	〇〇	m <sup>2</sup>			
計						



## 2章 仮設工

### 2. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事の仮設工の積算に適用する。

### 2. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適切な数値、単価を用いて積算する。
- b. 適用工種、工法は、現地の施工条件、施工規模を踏まえ、施工性、経済性を考慮する。
- c. 使用材料、使用機械は、市場性、汎用性を考慮する。
- d. 建設工事公衆災害防止対策要綱に定める「公衆に係わる区域」に該当する場合は、要綱等に基づいて施工する必要があるので、見落としのないよう積算条件に反映させる。

### 2. 3 仮設工の積算

- a. 仮設工は、工事目的物の構築を安全かつ経済的に施工するために設置するものであり、下記項目のうち、当該工事に必要な項目について計上する。
  - ①支保工、足場工の設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該設備の使用期間中の損料
  - ②山留（土留・仮締切）の設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該設備の使用期間中の損料（賃料）
  - ③水替工、仮水路の設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該設備の使用期間中の電力料及び損料（賃料）
  - ④電力、用水等の供給設備に係る設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該供給設備の使用期間中の損料
  - ⑤工事用道路に係る設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該仮施設の使用期間中の損料
  - ⑥施工に必要な防護施設、仮囲いに係る設置・撤去及び補修に要する費用並びに当該防護施設等の使用期間中の損料
  - ⑦施工に伴う防じん対策に係る設置・撤去及び補修に要する費用並びに使用期間中の損料（賃料）
  - ⑧交通誘導員及び機械の誘導員等の交通整理に要する費用
  - ⑨上記のほか、当該工事に必要な仮設備の設置・撤去等の費用。ただし共通仮設費として計上する事業損失防止対策費に係る仮設備は除く。
- b. 仮設工は、工事目的物でないことから、施工者の任意による方法で発注されることが多いが、仮設備の規模及び使用期間等は、想定される施工方法、工程計画から適切に積算する。

## 2.4 細目単価表

### 2.4.1 工事用道路工

一般道路等から工事現場までの工事用道路（幅員 2.5m以上4.0m未満）を砕石等によって整備する場合は、次の単価表による。

第2-1号 工事用道路工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
〇〇砕石	RC-40 厚〇〇cm	〇〇	m <sup>3</sup>			施工面積×厚さ×1.20 (割増し)
敷きならし	排出ガス対策型 普通3t級	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【整地】参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 敷きならし作業の仕上がり厚さは20~30cmとする。  
 3. 防じん対策として、地域及び施工条件等を勘案して、散水を行う場合はアスファルト舗装(再生密粒度<sup>のりめん</sup>厚5cm)との比較を行うこと。  
 4. 基盤整地、法面整形、仮土留、敷鉄板等が必要な場合は、別途考慮する。

### 2.4.2 仮水路工

仮設の雨水排水施設として素掘り側溝（全掘削土量100m<sup>3</sup>程度）を設ける場合は、次の単価表による。

第2-2号 仮水路工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
根切り(床掘り)	排出ガス対策型 バックホウ0.28m <sup>3</sup>	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工(床掘工) 【床掘り】参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 根切りした土砂を場外に搬出する場合は、別途考慮する。  
 3. 側溝を長期間使用する場合の側溝側面及び底面の保護工は別途考慮する。  
 4. コンクリート製品等を使用する場合の積算は、本編8章排水工に準じる。

### 2.4.3 地下排水暗渠工<sup>あんきよ</sup>

敷地造成に先立ち湧水、地下水等の対策に地下排水暗渠を設ける場合は、本編8章排水工の単価表に準じる。

## 2.4.4 締切排水工

### a. 締切排水工（水替工）

構造物床付面の湧水，仮防災池の排水等に潜水ポンプを使用する場合は，次の単価表による。なお，排水方法は作業開始1～3時間前に排水を開始し，作業終了後に排水を中止する「作業時排水」と，昼夜連続して排水する「常時排水」に区分する。

第2-3号 ○○○○		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ポンプ運転	口径○○×○台 口径○○×○台	○○	日			国交省基準 締切排水工参照
ポンプ据付け撤去		○○	箇所			〃
諸 雑 費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. ポンプ口径，台数，供用日数は2編数量2.3.4締切排水工（水替工）に準じる。  
 3. ポンプの揚程が15m以下の場合に適用するものとし，大規模工事の排水工事には適用しない。

## 2.4.5 仮防災池工

敷地造成工事等に伴う土砂，濁水等の下流への流出防止及び雨水等の出水量を調整する目的で仮設的に設ける防災池は，現地の地形，地質，雨水流出量等を踏まえて計画した，仮防災池の設計図面に基づき必要工種，数量等を適切に積算する。

なお，参考事例として，次の単価表を記載する。

第2-5号 ○号仮防災池工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
切土－盛土	○○土	○○	m <sup>3</sup>			本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じる
切土－流用土	〃	○○	m <sup>3</sup>			〃
流用土－盛土	〃	○○	m <sup>3</sup>			〃
不用土処分	〃	○○	m <sup>3</sup>			〃
地盤改良工	○○工法	一式				〃
仮土留工	鋼矢板○型	一式				本編2.4.6 仮土留工に準じる
流入 <sup>ます</sup> 柵工	○型	一式				本編7章排水工に準じる
流出柵工	〃	一式				〃
水たたき工	〃	一式				〃
切土 <sup>のりめん</sup> 法面整形工		○○	m <sup>2</sup>			本編8章法面保護工に準じる
盛土法面整形工		○○	m <sup>2</sup>			〃
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費(2) ㊦による。

## 2.4.6 仮土留工

敷地造成及び構造物の床掘りに伴い仮土留工を行う場合は、次の単価表による。

### a. 鋼矢板土留工

第2-6号 ○○○○		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
鋼 矢 板	○型, L=○m	○○	枚			本編2.4.15参照
鋼矢板打込み	○○工法	○○	枚			国交省基準 鋼矢板(H形鋼)工参照
鋼矢板引抜き	○○工法	○○	枚			〃
<small>きりばり</small> 切梁・腹起し材	主部材	○○	t			本編2.4.15参照
切梁・腹起し材	副部材(A)	○○	t			本編2.4.15参照
切梁・腹起し材	副部材(B)	○○	t			本編2.4.15参照
切梁・腹起し 設 置		○○	t			国交省基準 仮設材設置撤去工参照
切梁・腹起し 撤 去		○○	t			〃
諸 雑 費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 鋼矢板及び打込み及び引抜きは、鋼矢板の規格寸法、工法ごとに計上する。  
 3. タイロッド・腹起しによる場合は、切梁・腹起しに代えて計上する。  
 4. 鋼矢板及び主部材の単価は本編2.4.15仮設用鋼材単価の算出に準じて算出する。  
 5. 切梁・腹起しの設置・撤去の対象質量は、主部材、副部材の合計質量とする。

b. H鋼杭<sup>くい</sup>横矢板土留工

第2-7号 ○○○○		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
H形鋼	H○○○型 L=○○m	○○	本			本編2.4.15参照
H形鋼打込み	○○工法	○○	本			国交省基準 鋼矢板(H形鋼)工参照
H形鋼引抜き	○○工法	○○	本			〃
きりぼり 切梁・腹起し材	主部材	○○	t			本編2.4.15参照
切梁・腹起し材	副部材(A)	○○	t			本編2.4.15参照
切梁・腹起し材	副部材(B)	○○	t			本編2.4.15参照
切梁・腹起し材 置		○○	t			国交省基準 仮設材設置撤去工参照
切梁・腹起し材 撤去		○○	t			〃
横矢板設置		○○	m <sup>2</sup>			〃
横矢板撤去		○○	m <sup>2</sup>			〃
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. H鋼杭及び打込み及び引抜きは、杭の規格、寸法、工法ごとに計上する。  
 3. タイロッド・腹起しによる場合は、切梁・腹起しに代えて計上する。  
 4. 杭及び主部材の単価は2.4.15仮設用鋼材単価の算出に準じて算出する。  
 5. 切梁・腹起しの設置・撤去の対象質量は、主部材、副部材の合計質量とする。  
 6. 横矢板の材料単価は、物価資料又は見積りによるものとし全損とする。

c. 軽量鋼矢板土留工

第2-8号 ○○○○		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
軽量鋼矢板	○型, L=○m	○○	枚			本編2.4.15参照
軽量鋼矢板 建込み工		○○	m			下水道基準 矢板工(軽量鋼矢板・建 込引抜き工)参照
軽量鋼矢板 引抜き工		○○	m			〃
土留支保工 (軽量金属 支保工)	腹起し・切梁 <sup>きりぼり</sup> ○段 設置・撤去共	○○	m			下水道基準 土留支保工(軽量金属支 保工)参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 軽量鋼矢板の設置・撤去工は、軽量鋼矢板の形状寸法、掘削深さごとに計上する。  
 3. 軽量鋼矢板の単価は、本編2.4.15仮設用鋼材単価の算出に準じて算出する。  
 4. 軽量鋼矢板の使用枚数は、矢板幅250mmの場合、両側分で1m当たり8枚を標準とする。  
 5. 腹起し材、切梁材の組合せは、地域特性を考慮して定めること。

d. 建込み簡易土留工

第2-9号 建込み簡易土留工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
建込み簡易 土留材	掘削深さ○m 掘削幅○m	○○	m <sup>2</sup>			本編2.4.15参照
建込み工		○○	m			下水道基準 たて込み簡易土留工参照
引抜き工		○○	m			〃
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 建込み簡易土留材及び建込み工、撤去工は、掘削深さ、掘削幅ごとに計上する。  
 3. 簡易土留材(1組の長さ2~3m)は、1セット30mを標準とし、単価は本編2.4.15仮設用鋼材単価の算出に準じて算出する。  
 4. 簡易土留材の数量は、両側分の土留面積とする。

#### 2.4.7 ガス切断工

仮土留工に伴いH鋼杭（H300～H400）、鋼矢板（Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型、Ⅵ型、Ⅶ型、Ⅷ型、Ⅸ型、Ⅹ型、Ⅺ型、Ⅻ型、Ⅼ型、Ⅽ型、Ⅾ型、Ⅿ型、ⅰ型、ⅱ型、ⅲ型、ⅳ型、ⅴ型、ⅵ型、ⅶ型、ⅷ型、ⅸ型、ⅹ型、ⅺ型）を現場でガス切断する場合は、次の単価表による。

第2-10号 ガス切断工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ガス切断工		〇〇	箇所			国交省基準 ガス切断工参照
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ㊦による。

#### 2.4.8 覆工板工

土留開削工法に伴い路面覆工を行う場合は、次の単価表による。

第2-11号 覆工板工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
覆工板	〇〇製	〇〇	m <sup>2</sup>			本編2.4.15参照
覆工板受桁		〇〇	t			本編2.4.15参照
覆工板受桁用桁受		〇〇	t			本編2.4.15参照
覆工板・ 覆工板受桁設置		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 仮設材設置撤去工参照
覆工板・ 覆工板受桁撤去		〇〇	m <sup>2</sup>			〃
覆工板設置		〇〇	m <sup>2</sup>			〃
覆工板撤去		〇〇	m <sup>2</sup>			〃
覆工板受桁設置		〇〇	t			〃
覆工板受桁撤去		〇〇	t			〃
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ㊦による。

#### 2.4.9 足場工

施工基面から高さ2m以上の構造物の施工に伴い足場工（最大設置高30m以下）を設置する場合は、次の単価表による。ただし、現場打ちコンクリート擁壁工，共同溝工，鋼橋床版，砂防，ダム，トンネル等には適用しない。

第2-12号 足場工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
〇〇足場	平均設置高〇m	〇〇	掛m <sup>2</sup>			国交省基準 足場工参照
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

#### 2.4.10 支保工

構造物の施工に伴い支保工（最大設置高30m以下）を設置する場合は、次の単価表による。ただし、現場打ちコンクリート擁壁工，共同溝工，鋼橋床版，砂防，ダム，トンネル等には適用しない。

第2-13号 支保工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
〇〇支保工	設置高〇m	〇〇	空m <sup>3</sup>			国交省基準 支保工参照
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

#### 2.4.11 ウエルポイント工

地下水位の高い地層の床掘り作業を容易にするためウエルポイント工法を行う場合は、次の単価表による。

第2-14号 ウエルポイント工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ウエルポイント 設置		〇〇	本			国交省基準 ウエルポイント工参照
ウエルポイント 撤去		〇〇	本			〃
ウエルポイント ポンプ設置		〇〇	組			〃
ウエルポイント ポンプ撤去		〇〇	組			〃
ウエルポイント 運転管理		〇〇	日			〃
ウエルポイント 工損料		一式				〃
ジェット装置 運		一式				〃
諸 雑 費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

#### 2.4.12 仮囲い工

工事現場を仮囲い鉄板によって立入防止柵（高さ3m程度）を設置する場合は、次の単価表による。

第2-15号 仮囲い工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
仮囲い設置撤去		〇〇	m			国交省基準 仮囲い設置・撤去工参照
諸 雑 費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 仮囲い材料の単価は、損料(円/m・日)×供用日数とする。

#### 2.4.13 法面工（仮設用モルタル吹付工）

もたれ式擁壁等の掘削部の施工で危険防止のために、仮設用モルタルを吹付ける場合は、次の単価表による。なお、吹付厚は3cmを標準とする。

第2-16号 法面工（仮設用モルタル吹付工）		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
仮設用モルタル吹付工	厚3cm	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 法面工（仮設用モルタル吹付工）参照
諸 雑 費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ㊦による。

#### 2.4.14 交通整理員

現場条件によって交通整理員を配置する場合は、次の単価表による。ただし、工事現場内の安全監視、不稼働日の保安要員等の費用は、基本共通仮設費に含む。

第2-17号 交通整理員		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
交通整理員		〇〇	人			
計						

注) 1. 交通整理員の単価は、「交通誘導警備員A又はB」とする。

2. 数量は、配置人員×必要日数とし、配置人員は必要に応じて交替要員を含む人数とする。配置人員、必要日数は、工程表等の資料により決定する。

3. 夜間勤務や2交代制勤務等を行う場合は、労務費を適切に補正する。

なお、これにより難しい場合は別途考慮する。

## 2.4.15 仮設用鋼材単価の算出

- a. 仮土留工，覆工板工等に使用する仮設用鋼材単価の算出は，次式による。なお，賃料による仮設材単価の計上上限額（1現場当たり修理費及び損耗費を含む）は，当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格（市中価格）の80%を上限とする。

$$\text{仮設用鋼材単価 (円/t)} = \text{賃料 (円/t・日又は月)} \times \text{供用日数 (日又は月)} + \text{修理費及び損耗費 (円/t)}$$

$$\text{杭単価 (円/枚又は本)} = \{ \text{賃料 (円/t・日)} \times \text{供用日数 (日)} + \text{修理費及び損耗費 (円/t)} \} \times \text{質量 (t/枚又は本)}$$

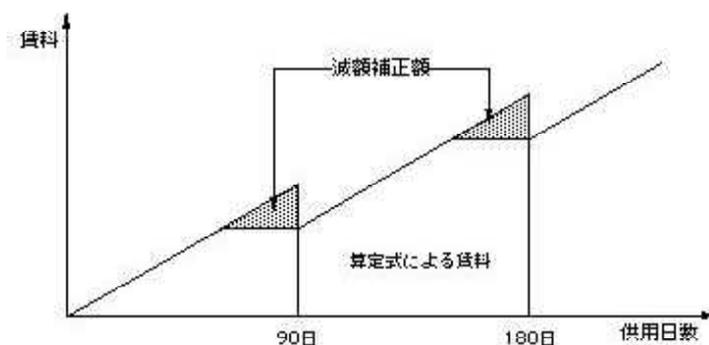
$$\text{※質量 (t/枚又は本)} = 1 \text{枚又は本当たりの長さ (m)} \times \text{単位質量 (t/m)}$$

$$\text{主部材単価 (円/t)} = \text{賃料 (円/t・日)} \times \text{供用日数 (日)} + \text{修理費及び損耗費 (円/t)}$$

$$\text{覆工板単価 (円/m}^2\text{)} = \text{賃料 (円/m}^2\text{・月)} \times \text{供用月数 (月)} + \text{修理費及び損耗費 (円/m}^2\text{)}$$

$$\text{建込み簡易土留材単価 (円/m}^2\text{)} = \text{賃料 (円/m}^2\text{・日)} \times \text{供用日数 (日)} + \text{修理費及び損耗費 (円/m}^2\text{)}$$

- ①賃料は，物価資料によるものとする。ただし，供用日数（又は月数）の長短による賃料に係る市場単価の適用区分が変わることによって，賃料計上額（1現場当たり修理費及び損耗費を除く）が当該日数（又は月数）の増加に比例せず減少する場合がある。したがって，減少する時点までの供用日数（又は月数）における賃料計上額（1現場当たり修理費及び損耗費を除く）は，その減少する時点における賃料計上額（1現場当たり修理費及び損耗費を除く）を上限とし，次の方法により減額補正する。



②鋼矢板，H形鋼，覆工板及び鋼製マットの1現場当たり修理費及び損耗費は，(社)日本建設機械化協会刊の「建設機械等損料算定表」による。

③副部材の賃料（1現場当たり修理費及び損耗費含む）は，別途考慮する。

④たて込み簡易土留材の1現場当たり修理費及び損耗費は，別途考慮する。

⑤賃料期間の算定（鋼矢板(軽量鋼矢板を含む)，H形鋼，覆工板等）は，次を標準とする。



$$\text{賃料期間(日)} = (\text{打込み期間} \times 1/2) + \text{在場期間} + (\text{引抜き期間} \times 1/2) + (5日 + 4日)$$

⑥作業区分は次を標準とする。

[鋼矢板（軽量鋼矢板を含む）及びH形鋼]

イ) 打込みを伴う場合（打撃，振動，圧入工法等）

最大N値が20未満……………軽作業

最大N値が20以上39以下……………標準

最大N値が40以上……………重作業

ロ) 補助工法を併用し打込みを行う場合（ジェット併用パイプロハンマ，オーガ併用圧入，ジェット併用圧入工法）及び打込みを伴わない場合（プレボーリング工法）

最大N値が39以下……………軽作業

最大N値が40以上……………標準

注) 1. 「先端部分のみに補助工法を併用しないで打込む場合」及び「プレボーリング工法で先端部分のみを打撃する場合」についてもロ) を適用する。

[主桁・腹起し材]

主桁・腹起し材……………標準

⑦使用回数による修理費及び消耗費の補正は、次による。

1 現場当たりの修理費及び損耗費は、1 現場における使用回数が2回以上となる（現場内で転用する）場合は補正が必要である。したがって、工程等を勘案して1現場を何ブロックに分けて行うかの想定により、仮設材の使用回数 $n$ を算出し補正する。

$$\text{補正率} = 0.5 \times (n + 1)$$

⑧杭等の鋼材を切断撤去する場合のスクラップ材として積算する杭長は、物価資料によるものとし、切断杭であってもスクラップ長以上の場合は賃料（損料）扱いとする。

なお、スクラップ長未満となる杭又は存置する杭の積算は、下記による。

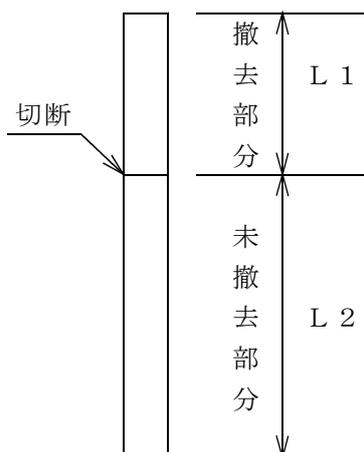
イ) 当初より撤去しない場合

- ・中古品の場合は施工業者が入手可能な購入価格（市中価格）の90%とする。
- ・新品を使用する場合又は中古品が入手不可能な場合は市中価格とする。

ロ) 当初は撤去を考えていたが、現場状況から1本ものが全て撤去できなくなった場合

- ・新品でない場合は、[不足分弁償金に係る市中価格（中古）×対象質量]とする。
- ・新品の場合は、[不足分弁償金に係る市中価格（新品）×対象質量]とする。

ハ) 当初から、現場状況により1本ものの内一部を撤去しないものとした場合  
(新品でない場合)



- ・ L 1 がスクラップ長以上の場合は、L 1 部の賃料を計上する。

$$[(\text{賃料} + \text{修理費及び損耗費}) \times \text{対象質量}]$$

- ・ L 1 がスクラップ長未満の場合は、L 1 部の市中価格を計上する。

$$[(\text{市中価格} \times 80\%) \times \text{対象質量}]$$

- ・ L 1 がスクラップ長以上の場合は、L 2 部の不足分弁償金に係る市中価格を計上する。

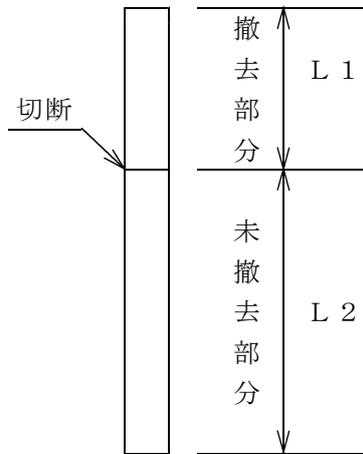
$$[\text{不足分弁償金に係る市中価格（中古）} \times \text{対象質量}]$$

- ・ L 1 がスクラップ長未満の場合は、L 2 部の市中価格を計上する。

$$[(\text{市中価格} \times 90\%) \times \text{対象質量}]$$

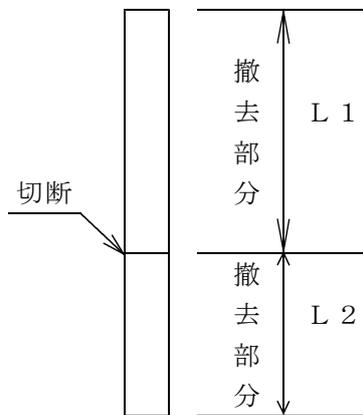
ニ) 当初は撤去を考えていたが、現場状況から1本ものの内一部が撤去できなくなった場合

(新品でない場合)



- ・ L1 がスクラップ長以上の場合は，L1 部の賃料を計上する。  
[ (賃料+修理費及び損耗費) ×対象質量]
  - ・ L1 がスクラップ長未満の場合は，L1 部の不足分弁償金に係る市中価格を計上する。  
[ (不足分弁償金に係る市中価格 (中古) ×90%) ×対象質量]
  - ・ L2 部は，[不足分弁償金に係る市中価格 (中古) ×対象質量]とする。
- ホ) 当初は切断をせず撤去するものとしていたが，現場状況から切断を行い撤去した場合

(新品でない場合)



- ・ L1 又はL2 がスクラップ長以上の場合は，賃料を計上する。  
[ (賃料+修理費及び損耗品費) ×対象質量]
- ・ L1 又はL2 がスクラップ長未満の場合は，不足分弁償金に係る市中価格を計上する。  
[ (不足分弁償金に係る市中価格 (中古) ×90%) ×対象質量]

b. 仮土留工法は次表を標準とする。

表 仮土留工法の概要

土留工法	工法の概要
鋼矢板土留工	あらかじめ鋼矢板を所定の位置に打込み土留を行うもので、地下水の影響軟弱地盤 <small>きりばり</small> が介在する地層で掘削深さ20m程度の土留工に適用する。切梁・腹起し材 <small>くわい</small> は、鋼製の支保工とする。
H鋼杭横矢板土留工	あらかじめH鋼の杭 <small>くわい</small> を所定の位置に打込み、掘削と同時に木製の横矢板を設置し土留を行うもので、地下水の少ない比較的良好な地盤で掘削深さ20m程度の土留工に適用する。切梁・腹起し材は鋼製の支保工とする。
軽量鋼矢板土留工 (建込み工法)	掘削と同時に軽量鋼矢板を建込み20cm程度打込みを行い土留を行うもので、地下水の影響がなく良好な地盤で、掘削深さ4m未満の土留工に適用する。切梁・腹起し材は軽量金属製の支保工を標準とする。
建込み式簡易土留工	掘削と同時にパネルと支保工が一体となった土留材（1組の長さ2～3m）により土留を行うもので、地下水のない良好な地盤で掘削深さ6m未満の土留工に適用する。

- 注) 1. 土留工法は、上表を参考に概略の工法を選定し、H鋼杭横矢板又は鋼矢板土留工の場合は、更に地質調査結果に基づき杭断面、根入長等に対する土留安定計算を行ってその構造を決定する。
2. 上表により難しい場合は、別途考慮する。

c. 鋼矢板又はH鋼杭<sup>くい</sup>の打込み，引抜き工法は，次のフロー図を参考に選定する。

図 打込み工法選定フロー

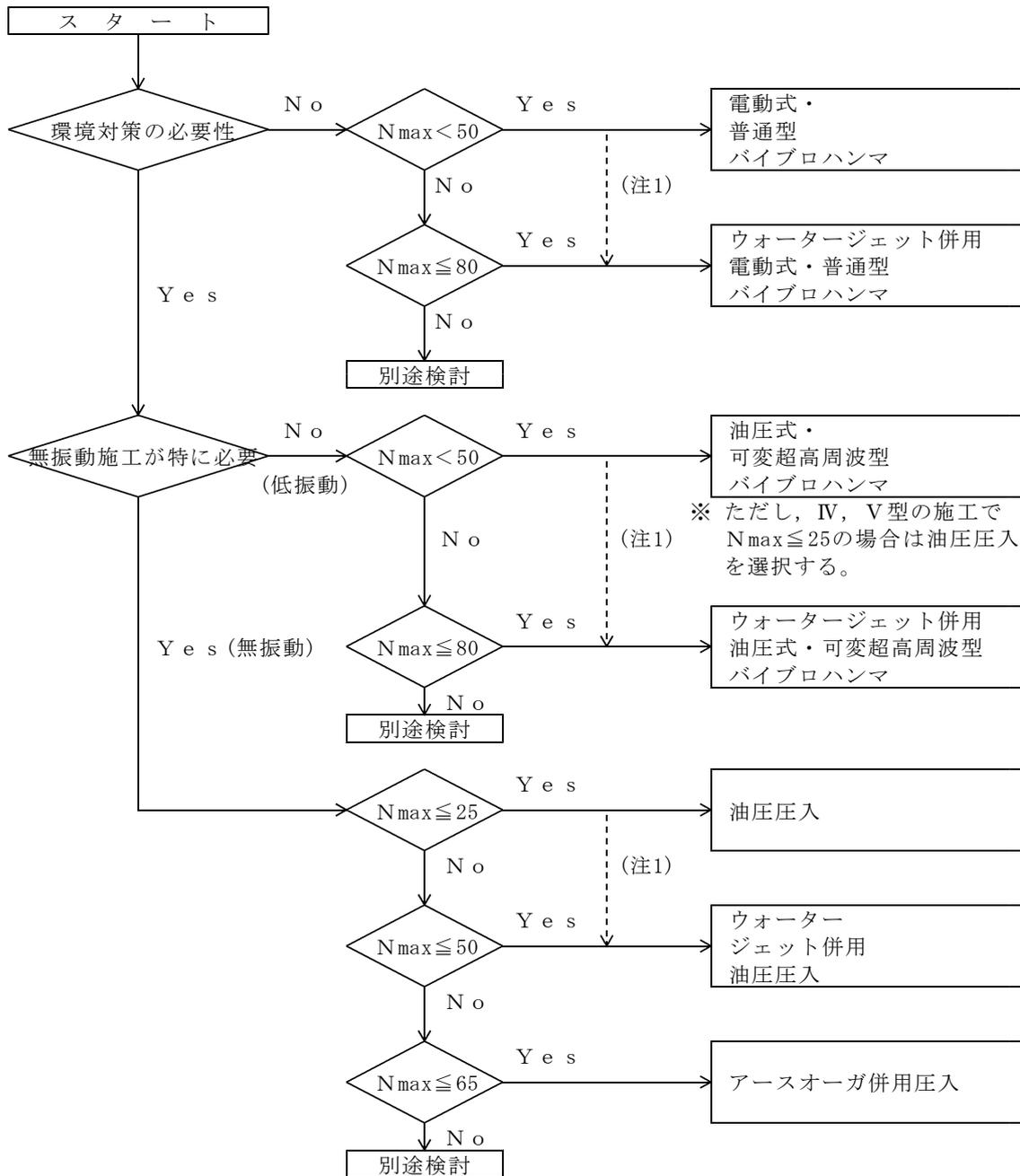
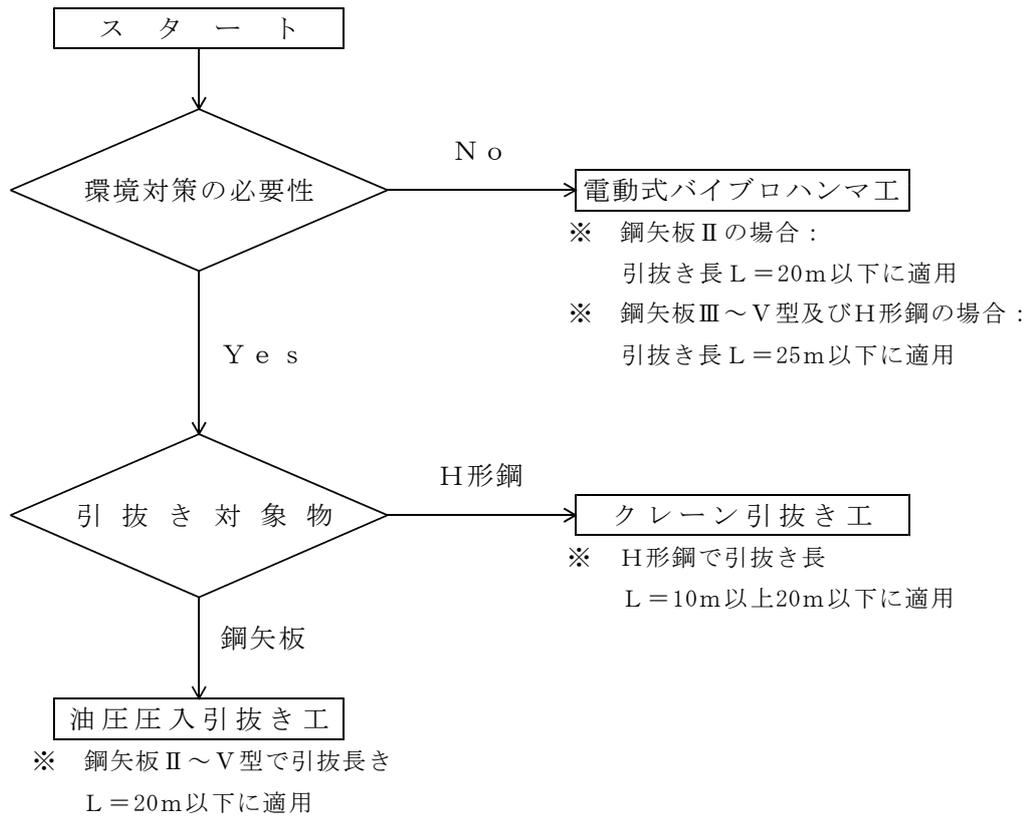


図 引抜き工法選定フロー



注) 1. 上表は，一般的な施工条件の下で経済性を考慮したフローである。

### 3章 土工・岩掘削工・地盤改良工

#### 3. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事にかかわる土工・岩掘削工・地盤改良工の積算に適用する。

#### 3. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項を十分理解の上、適切な数値、単価を用いて積算する。
- b. 適用工種、工法は現地の施工条件、施工規模を踏まえ施工性、経済性を考慮して採用する。
- c. 使用材料、使用機種は、市場性、汎用性を考慮して採用する。
- d. 土工・岩掘削工においては、発生量を極力抑制するように設計積算を行うこと。やむを得ず場外に搬出する場合は、適切に処理できるよう必要経費を計上すること。
- e. 処分費は、原則として複数の処理施設を選定して、運搬費を含めた経済性、施工性について総合的に比較検討して決定する。

### 3.3 土工・岩掘削工・地盤改良工の積算

#### 3.3.1 土工の積算

a. 土工事に係る細目単価区分と積算項目は次表による。

表 細目単価区分と積算項目

細目単価区分	積算項目	施工概要
切土－盛土	①掘削押土→敷きならし+締固め	ブルドーザによるオープンカット
	②掘削積込→運搬→敷きならし+締固め	バックホウによるオープンカット
	③掘削→積込→運搬→敷きならし+締固め	バックホウによる片切掘削
切土－流用土	①掘削積込→ <u>運搬</u> → <u>敷きならし</u>	バックホウによるオープンカット
	②掘削→積込→ <u>運搬</u> → <u>敷きならし</u>	バックホウによる片切掘削
流用土－盛土	<u>積込</u> → <u>運搬</u> →敷きならし+締固め	他工事又は仮置き土を使用
購入土－盛土	購入土 → 敷きならし+締固め	現場渡しの購入土使用
不用土処分	掘削積込（掘削→積込） → 運搬 → <u>処分費</u>	土砂処理施設へ運搬・処分
根 切 り （床掘り）	①根切り（床掘り）→ <u>運搬</u> → <u>敷きならし</u>	バックホウによる掘削（機械施工）
	②根切り（床掘りのみ）	人力による掘削
	③掘削→運搬→ <u>敷きならし</u>	土留工のある掘削
埋 戻 し	①掘削積込→ <u>運搬</u> →埋戻し	機械施工による埋戻し
	②埋戻し→ <u>締固め</u>	人力による埋戻し

- 注) 1. 内は、現場条件、施工条件により、必要に応じて計上する。  
 2. 現場の施工条件によって、上表に適合しない場合は別途考慮する。  
 3. 土工事の用語の定義は、2編数量3.2土工・岩掘削工・地盤改良工の細目別内訳書注)1.による。  
 4. 施工形態、適用機種の設定は、本編3.5積算標準による。

b. この章における土質区分は次表による。

表 土質区分

土 質 名	分類土質名
砂	砂
砂質土，普通土，砂質ローム	砂 質 土
レキ質土，砂利混じり土，レキ	レキ 質 土
粘土，粘性土，シルト質ローム，砂質粘性土，粘土質ローム，火山灰質粘性土，有機質土	粘 性 土
岩塊・玉石混じり土，破碎岩	岩塊・玉石
軟岩(I)，軟岩(II)	軟 岩
中硬岩，硬岩(I)	硬 岩

- c. 土量計算に用いる土量変化率は、次表の①を標準とする。ただし、細分化が難しい場合は表②によることができる。

表① 土量の変化率

分類名称		記号	変化率(L)	変化率(C)
主要区分				
レキ質土	レキ	(GW) (GP) (GPS) (G-M) (G-C)	1.20	0.95
	レキ質土	(GM) (GC) (GO)	1.20	0.90
砂質土 及び砂	砂	(SW) (SP) (SPU) (S-M) (S-C) (S-V)	1.20	0.95
	砂質土(普通土)	(SM) (SC) (SV)	1.20	0.90
粘性土	粘性土	(ML) (CL) (OL)	1.30	0.90
	高含水比粘性土	(MH) (CH)	1.25	0.90
岩塊・玉石			1.20	1.00
軟岩 I			1.30	1.15
軟岩 II			1.50	1.20
中硬岩			1.60	1.25
硬岩 I			1.65	1.40

注) 1. 本表は体積(土量)より求めたL, Cである。

表② 土量の変化率

主要区分	変化率(L)	変化率(C)	1/C	L/C
レキ質土	1.20	0.90	1.11	1.33
砂質土及び砂	1.20	0.90	1.11	1.33
粘性土	1.25	0.90	1.11	1.39

注) 1. 本表は体積(土量)より求めたL, Cである。

2. 1/Cは「締固め後の土量」を「地山の土量」に換算する場合に使用する。

3. L/Cは「締固め後の土量」を「ほぐした土量」に換算する場合に使用する。

- d. 掘削及び運搬土量は原則として「地山土量」で表示するものとし、埋戻し(敷きならし・締固め)土量は「締固め後土量」で表示する。

ただし、土工機械の運転1時間当たり土工量(地山土量)をほぐした土量又は締固め後土量の状態に換算する場合は、次表の土量換算係数fを乗じて算出する。

表 土量換算係数(f)

求める作業量 基準の作業量	地山の土量	ほぐした土量	締固めた土量
	地山の土量	1	L

注) 1. 上表のL及びCは本編3.3.1土工の積算c.表①, 表②による。

- e. 土工の積算は機械施工を標準とする。ただし、機械による施工ができない箇所(管)の土工は「人力」によるものとする。なお、人力掘削には、掘り起こした土砂の3m程度までの仮置き又は積込を含むものとする。

### 3.3.2 岩掘削工の積算

a. 岩掘削に係る細目単価区分と積算項目は、次表による。

表 細目単価区分と積算項目

細目単価区分	積算項目	施工概要	備考
岩掘削－運搬	①岩掘削→押土	リッパ掘削+ブルドーザ押土	軟岩のオープンカット
	②岩掘削→積込→運搬	リッパ掘削+バックホウ積込	〃
	③岩掘削→押土	火薬併用リッパ掘削 +ブルドーザ押土	硬岩のオープンカット
	④岩掘削→積込→運搬	火薬併用リッパ掘削 +バックホウ積込	〃
	⑤岩掘削→積込→運搬	大型ブレーカ粉砕 +バックホウ積込	軟岩又は硬岩のオープンカット
	⑥岩掘削→積込→運搬	人力併用機械掘削 +バックホウ積込	軟岩又は硬岩の片切掘削
	⑦岩掘削→積込→運搬	火薬併用機械掘削 +バックホウ積込	硬岩の片切掘削
	⑧岩粉砕→掘削	人力による破砕・掘削	軟岩・硬岩掘削
岩掘削－盛土	岩掘削運搬 →敷きならし	粉砕した岩塊による盛土を行う場合に適用	上記区分に敷きならし締固めを計上
岩掘削処分工	岩掘削運搬→処分費	粉砕した岩塊を処分する場合に適用	上記区分に処分費を計上
転石破砕工	転石破砕→積込→運搬	大型ブレーカ又は火薬による粉砕+バックホウ掘削	転石の破砕

- 注) 1. 岩掘削－運搬の①～⑦は、破砕した岩塊を仮置場まで運搬する場合に適用する。  
したがって岩塊を盛土材として使用する場合、他の工事に流用する場合又は処分する場合は、その施工に必要な費用を適正に積算する。
2. 現場条件によって上表に適合しない場合は別途考慮する
3. 転石破砕工は、粒径が50cm以上に適用する。

b. 岩質の判定基準は次表を標準とする。

表 岩質の判定基準

岩 分 類		軟岩(I)		軟岩(II)		中硬岩		硬岩(I)		硬岩(II)	
岩種グループ		A	B	A	B	A	B	A	B	A	
変成岩 及び 堆積岩	主として 古生代	片麻岩	●		◆		■		▲○		
		砂質片岩			●◆		◆■		■▲		○
		黒色片岩		■		▲		○			
		緑色片岩	●		●◆		■		▲○		
		千枚岩		●		◆		■		▲○	
		けい岩・角岩			●		◆		▲		▲○
		石灰岩	●		◆■		▲○				
		砂岩	●		◆		■		▲		○
		粘板岩		●◆		◆■		■▲		○	
		輝緑凝灰岩	●		◆	■	■	▲	▲		
堆積岩	中生代	粘板岩		●◆		◆■		■○			
		けつ岩		◆		■		▲○			
		砂岩	●		◆		■		▲○		
		れき岩	●		◆■		▲○				
	第三紀	けつ岩泥岩		■▲		○					
		砂岩	◆■		▲○						
		凝灰岩		●◆		■▲		○			
		凝灰角れき岩		●◆		■▲		○			
火成岩	深成岩	花こう岩	●◆		◆■		■▲		○		
		セン緑岩	●		◆		■▲		○		
		ハンレイ岩			●◆		■▲		○		
		カンラン岩			●◆		■▲		○		
		蛇紋岩	●◆		■▲		○				
	火山岩	流紋岩	●		◆		■		▲○		
		ヒン岩			●◆		■		▲○		
		安山岩	●		◆		■		▲○		
		玄武岩	●		◆		■		▲○		
		集塊岩		◆■		▲○					

凡例 ■：割れ目に沿って風化変色が少なく、岩片内部は新鮮なもの

●：全体に変化が進み変色しているもの

◆：割れ目に沿って幅広く風化しているが球状、レンズ状に未風化部を残すもの

▲：割れ目が少なく風化変色がほとんどなく新鮮で硬いもの

○：岩石が特に硬く全く新鮮なもの

注) 1. Aグループは、花こう岩、安山岩、砂岩、けい岩のように、造岩物質、固結度ともに硬く、風化が進み亀裂が入って、弾性波速度が遅くても、岩片耐圧強度の高い岩種類

2. Bグループは、けつ岩、粘板岩、黒色片岩のように、造岩物質が軟らかく、風化が進むと泥化し新鮮なもので弾性波速度が速くても、岩片耐圧強度の低い岩種類

表 地山弾性波速度による岩分類【参考】

岩分類 岩種グループ	軟岩(I)		軟岩(II)		中硬岩		硬岩(I)		硬岩(II)
	A	B	A	B	A	B	A	B	A
地山弾性波速度 (km/sec)	0.7 }	1.0 }	1.2 }	1.8 }	1.9 }	2.8 }	2.9 }	4.1 }	4.2 }
	1.2	1.8	1.9	2.8	2.9	4.1	4.2	以上	以上

c. 岩分類に対する適用掘削工法は次表（○印）を標準とする。

表 適用掘削法の選定

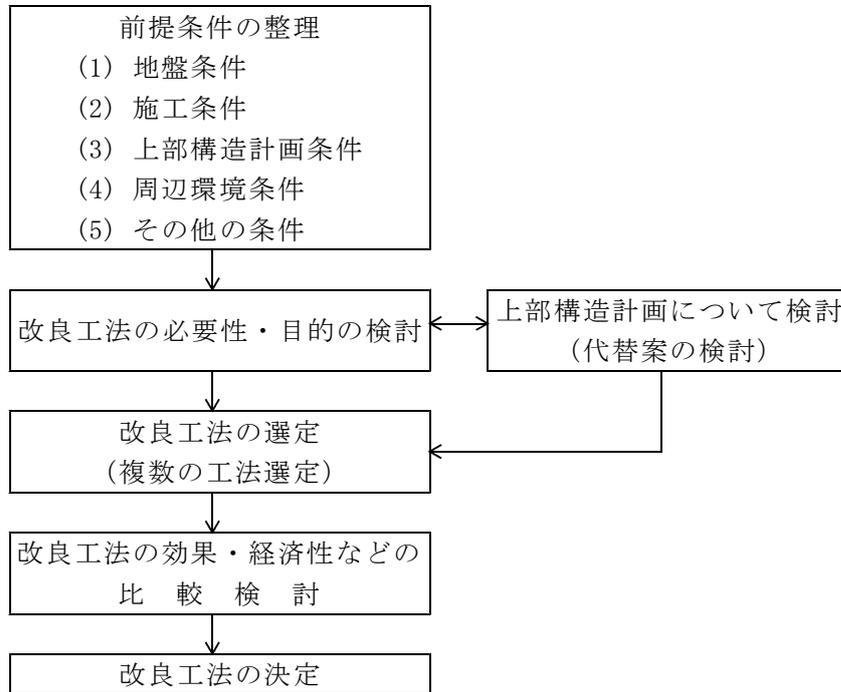
施工 形態	掘削工法	掘削工法説明	岩分類	
			軟岩	硬岩
オープン カット	リッパ掘削	リッパ掘削とは、リッパ装置付ブルドーザによる岩掘削と押土を行う工法である。なお、掘削補助として大型ブレーカを組み合わせる。	○	—
	火薬併用リッパ掘削 (クローラドリル)	火薬併用リッパ掘削(クローラドリル)とは、クローラドリルによる削孔及びふかし発破後、リッパ装置付ブルドーザによる掘削と押土を行う工法である。なお、掘削補助として大型ブレーカを組み合わせる。	—	○
	大型ブレーカ掘削	大型ブレーカ掘削とは、大型ブレーカにより掘削する工法である。	○	○
片切	人力併用機械掘削	人力併用機械掘削とは、機械掘削(大型ブレーカ掘削)と人力掘削(コンクリートブレーカ掘削)の組合せにより掘削する工法である。	○	○
	火薬併用機械掘削	火薬併用機械掘削とは、機械掘削(大型ブレーカ掘削)と火薬掘削(クローラドリルによる削孔後、発破による掘削)の組合せにより掘削する工法である。	—	○

- 注) 1. 押土作業には、破砕片を運搬機械に積み込むまでの集積作業を含む。  
 2. 軟岩は、軟岩(I)と軟岩(II)を含み、硬岩は、中硬岩と硬岩(I)を含む。  
 3. 硬岩(II)の掘削は、施工実態を考慮し別途決定する。

### 3.3.3 地盤改良工の積算

- a. 地盤改良の積算に当たっては、その工法が地盤性状、施工条件、周辺に及ぼす影響などを考慮し、必要とする対策の目的（沈下対策、地盤安定対策及び地震時安定対策）に適合し、かつ経済的な工法であることを確認の上で積算する。

#### 地盤改良工法の検討フロー（参考）



- b. 地盤改良にかかわる細目単価と積算項目は次表による。

表 細目単価と積算項目

細目単価	積算項目	施工概要
表層混合処理工 (路床安定処理工)	安定処理工	トラッククレーンで固化材散布 → スタビライザ混合 → クレーダ敷きならし → タイヤローラ締固め → 養生(1層の混合深さ100cm以下)
置換工	不良土掘削運搬 処分費 良質土搬入 敷きならし締固め	バックホウによる不良土掘削処分 → 良質土搬入 → ブルドーザ敷きならし → タイヤローラ締固め

注) 1.  内は必要に応じて計上する。

- c. 地盤改良工法の選定に当たっては、上記以外の工法についても検討対象に含め、改良の目的に適合する工法を選定する。

### 3.4 細目単価表

#### 3.4.1 切土－盛土

敷地造成、道路土工において現場内で土砂の切土、盛土を一連の作業で行う場合は、施工形態（オープンカット又は片切掘削）、適用機種に応じて次の単価表による。なお、構造物の根切り（床掘り）など作業土工には適用しない。

##### a. ブルドーザ掘削押土（オープンカット）

第3-1号 切土－盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削押土	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】（又は土工(ICT)【掘削(ICT)】）参照
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤロー 〇t	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体（築堤）盛土】 （又は【路床盛土】、土工(ICT)【路体（築堤）盛土(ICT)】、土工(ICT)【路床盛土(ICT)】）参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. ブルドーザによる土砂の掘削作業には60mの押土が含まれている。運搬距離が60mを超える場合はバックホウ掘削+ダンプトラック運搬を標準とする。  
 3. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

##### b. バックホウ掘削+ダンプトラック運搬（オープンカット）

第3-2号 切土－盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】（又は土工(ICT)【掘削(ICT)】）参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤロー 8～20t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体（築堤）盛土】 （又は【路床盛土】、土工(ICT)【路体（築堤）盛土(ICT)】、土工(ICT)【路床盛土(ICT)】）参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 敷きならし+締固めの対象土量は、全土量の50%とする。  
 3. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

c. 人力併用バックホウ掘削+ダンプトラック運搬(片切掘削)

第3-3号 切土-盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土:〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削	排出ガス対策型 バックホウ0.8m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤローラ 8~20t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体(築堤)盛土】 (又は【路床盛土】、土工(ICT)【路体(築堤)盛土(ICT)】、土工(ICT)【路床盛土(ICT)】)参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 敷きならし、締固めの対象土量は、全土量の50%とする。  
 3. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

### 3.4.2 切土－流用土

敷地造成、道路土工等において現場内で切土した土砂を、他の工事現場へ流用あるいは後日他工事に流用するために仮置場へ搬出する場合は、施工形態に応じて次の単価表による。

なお、構造物の根切り（床掘り）など作業土工には適用しない。

#### a. オープンカット

第3－4号 切土－流用土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】（又は土工（ICT）【掘削（ICT）】）参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【整地】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 他の工事現場に流用する場合の運搬及び敷きならしは他の工事との協議内容に基づき、必要に応じて計上する。  
 3. 敷きならしは仮置場に運搬後、敷きならしを必要とする場合に計上する。  
 4. 敷きならしの対象土量は、全土量の50%とする。  
 5. 仮置場の造成、仮排水路、仮防護柵、防じん<sup>きく</sup>処理等は別途考慮する。

b. 片切掘削

第3-5号 切土-流用土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削	排出ガス対策型 バックホウ0.8m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT) 【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【整地】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 他の工事現場に流用する場合の運搬及び敷きならしは他の工事との協議内容に基づき、必要に応じて計上する。  
 3. 敷きならしは仮置場に運搬後、敷きならしを必要とする場合に計上する。  
 4. 敷きならしの対象土量は、全土量の50%とする。  
 5. 仮置場の造成、仮排水路、仮防護柵、防じん処理等は別途考慮する。

3.4.3 流用土-盛土

敷地造成、道路土工等において他の工事現場から発生した土砂を流用又は仮置場(土取り場)から土砂を採取して盛土を行う場合は、次の単価表による。

なお、構造物の埋戻しなど作業土工には適用しない。

第3-6号 流用土-盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤローラ 8~20t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体(築堤)盛土】 (又は【路床盛土】、土工(ICT) 【路体(築堤)盛土(ICT)】、土工(ICT) 【路床盛土(ICT)】)参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 積込、運搬は、仮置場（土取り場）から土砂を採取する場合に計上するものとし、他の工事現場から流用する場合は、他の工事との協議内容に基づき必要に応じて計上する。
3. 敷きならし+締固めの対象土量は、全土量の50%とする。
4. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

#### 3.4.4 購入土-盛土

敷地造成、道路土工等において土砂を購入して盛土を行う場合は、次の単価表による。なお、構造物の埋戻し、植栽基盤の盛土などの土工事には適用しない。

第3-7号 購入土-盛土		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
購入土	〇〇土	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤロー 8~20t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路体(築堤)盛土】 (又は【路床盛土】、土 工(ICT)【路体(築堤)盛 土(ICT)】、土工(ICT)【路 床盛土(ICT)】)参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。
2. 購入土の数量(土量)は[100m<sup>3</sup>×土量変化率(L)]とし、単価は実勢単価(ほぐした土の単価)とする。
3. 敷きならし+締固めの対象土量は、全土量の50%とする。
4. 道路土工に適用する場合、敷きならし+締固めは、必要に応じて路体と路床に分けて計上する。

### 3.4.5 不用土処分

現場内で不要となった土を構外の処理施設に運搬処分する場合は、次の単価表による。

第3-8号 不用土処分		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
掘削積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
運搬	ダンプトラック 〇〇t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
処分費		100	m <sup>3</sup>			実勢単価
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 国交省基準 土工【掘削】には積込を含む場合と含まない場合があるので留意する。なお、積込を含まない場合は、掘削積込を掘削と積込(国交省基準 土工【積込(ルーズ)】参照)に分けて計上する。  
 3. 根切り(床掘り)に伴い現場内で不要となった土を構外の処理施設に運搬処分する場合は、掘削積込を根切り(床掘り)に置き換えるとともに、備考欄の国交省基準 土工【掘削】を国交省基準 作業土工(床掘工)【床掘り】に置き換える。  
 4. 処分費は、必要に応じて計上するものとし、単価は見積りによる。

### 3.4.6 根切り(床掘り)

擁壁、排水構造物及び付属施設等の根切り(床掘り)を行う場合は、次の単価表による。

#### a. 機械施工による場合

第3-9号 根切り(床掘り)		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
根切り(床掘り)	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工(床掘工)【床掘り】参照
運搬	ダンプトラック 〇t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
敷きならし	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t	50	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【整地】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 敷きならしは仮置場に運搬後、敷きならしを必要とする場合に計上する。

3. 施工場所周辺に仮置きする場合は運搬，敷きならしは計上しない。
4. 床付面の整正は，必要に応じて別途考慮する。
5. 敷きならしの対象土量は，全土量の50%とする。
6. 根切り（床掘り）に伴い舗装版破砕積込が必要な場合は，別途考慮する。

b. 1箇所当たりの根切り（床掘り）施工土量のごく少量で人力による場合

第3-10号 根切り（床掘り）		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				対象土：〇〇土
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
根切り（床掘り）	人力	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工（床掘工） 【床掘り】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 掘削土砂を運搬する場合は，2tダンプトラックによるものとし，必要に応じて別途，人力積込，運搬を計上する。

### 3.4.7 埋戻し

擁壁，排水構造物及び付属施設等の埋戻しは，次の単価表による。

a. 機械施工による場合

第3-11号 埋戻し		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				最大埋戻幅：〇m
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
積 込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込（ルーズ）】参照
運 搬	ダンプトラック 〇t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
埋 戻 し		100	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工（埋戻工） 【埋戻し】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 積込，運搬は仮置き土（土取り場）から土砂を採取する場合に計上するものとし，他の工事現場から流用する場合は，他の工事との協議内容に基づき必要に応じて計上する。  
 3. 施工場所周辺の仮置き土又は購入土で埋戻す場合は，積込，運搬は計上しない。な

お、購入土を使用する場合は数量 [100m<sup>3</sup>×土量変化率 (L)] に実勢単価 (ほぐした土の単価) を乗じた費用を別途計上する。

b. 1箇所当たりの埋戻し施工土量のごく少量で人力による場合

第3-12号 埋戻し		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
人力埋戻し	タンパ及びランマ 質量60~80kg	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 作業土工(埋戻工) 【埋戻し】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

3.4.8 岩掘削-運搬

土木工事において岩掘削及び岩破碎後、所定の仮置場まで押土又は積込み運搬する場合は、次の単価表による。

a. リッパ装置付ブルドーザ掘削+ブルドーザ押土(軟岩のオープンカット)

第3-13号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質: 軟岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
リッパ掘削押土	排出ガス対策型 リッパ装置付 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT) 【掘削(ICT)】)参照
押土	排出ガス対策型 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【押土(ルーズ)】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. 切り幅5m以上、延長20m以上の軟岩の掘削(掘削量500m<sup>3</sup>以上)及び平均運搬距離が90m以内の掘削押土を行う場合に適用する。なお、平均運搬距離が90mを超える範囲は、バックホウ積込+ダンプトラック運搬と施工性、経済性を比較検討し採用する。

3. リッパ装置付ブルドーザによる岩掘削作業には30mの押土集積が含まれているため、仮置場までの運搬距離が30m以下の場合、押土は計上しない。

4. 押土のブルドーザの規格は、施工数量にかかわらず、排出ガス対策型 湿地20t級を標準とする。

5. 軟岩をリッピングしたものは、リッピング後の状態に応じた土質を採用する。

b. リッパ装置付ブルドーザ掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬  
(軟岩のオープンカット)

第3-14号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価				岩質：軟岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
リッパ掘削押土	排出ガス対策型 リッパ装置付 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 切り取り幅5m以上、延長20m以上の軟岩の掘削(掘削量500m<sup>3</sup>以上)及び平均運搬距離が90mを超える範囲の積込運搬を行う場合に適用する。なお、平均運搬距離が90m以内はブルドーザ掘削押土と施工性、経済性を比較検討し、採用する。  
 3. 軟岩をリッピングしたものは、リッピング後の状態に応じた土質を採用する。

c. 火薬併用リッパ装置付ブルドーザ掘削+ブルドーザ押土  
(硬岩の火薬併用オープンカット)

第3-15号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
火薬併用 リッパ掘削	クロータール油圧式○kg級 排出ガス対策型 リッパ装置付 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
押土	排出ガス対策型 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【押土(ルーズ)】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 切り取り幅5m以上、延長20m以上の硬岩の掘削及び平均運搬距離が90m以内の掘削押土を行う場合に適用する。なお、平均運搬距離が90mを超える範囲はバックホウ積込+ダンプトラック運搬と施工性、経済性を比較検討し、採用する。  
 3. リッパ装置付ブルドーザによる岩掘削作業には30mの押土集積が含まれているため、運搬距離が30m以下の場合には押土は計上しない。

- d. 火薬併用リッパ装置付ブルドーザ掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬  
(硬岩の火薬併用オープンカット)

第3-16号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
火薬併用リッパ掘削	クローナル油圧式○kg級 排出ガス対策型 リッパ装置付 ブルドーザ○t級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 切り取り幅5m以上、延長20m以上の硬岩の掘削及び平均運搬距離が90mを超える範囲の積込運搬を行う場合に適用する。なお、運搬距離が90m以内はブルドーザ掘削押土と施工性、経済性を比較検討し、採用する。

- e. 大型ブレイカ掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬  
(軟岩又は硬岩のオープンカット)

第3-17号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：軟岩又は硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
大型ブレイカ掘削	排出ガス対策型 大型ブレイカ油圧式 ○kg級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 切り取り幅5m以上、延長20m以上の軟岩の掘削(掘削量500m<sup>3</sup>以下)又は硬岩掘削に火薬の使用ができない場合に適用する。

f. 人力併用機械掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬  
(軟岩又は硬岩の片切掘削)

第3-18号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：軟岩又は硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
片切掘削 人力併用機械掘削	排出ガス対策型 大型ブレーカ油圧式 ○kg級+人力	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 切り幅5m未満、延長20m未満の軟岩の片切掘削又は火薬の使用ができない硬岩の片切掘削を行う場合に適用する。

g. 火薬併用機械掘削+バックホウ積込み+ダンプトラック運搬(硬岩の片切掘削)

第3-19号 岩掘削-運搬		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				岩質：硬岩
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
片切掘削 火薬併用機械掘削	クロータール油圧式○kg級 排出ガス対策型 大型ブレーカ油圧式 ○kg級	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【掘削】(又は土工(ICT)【掘削(ICT)】)参照
積込	排出ガス対策型 バックホウ○m <sup>3</sup>	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工 【積込(ルーズ)】参照
運搬	ダンプトラック 10t積み	100	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【土砂等運搬】参照
諸雑費		一式				
計						
1m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 切り幅5m未満、延長20m未満の火薬を使用した硬岩の掘削を行う場合に適用する。

### 3.4.9 岩掘削-盛土

- a. 破碎岩を盛土材料として使用する場合は、本編3.4.8岩掘削-運搬のa.~g.の各細目別単価表に破碎岩の状態を考慮した敷きならし締固めを別途計上する。  
b. 敷きならし締固め機械はブルドーザを標準とし、規格は次表を標準とする。

表 ブルドーザの規格

対象土量	10,000m <sup>3</sup> 未満	普通15 t 級
対象土量	10,000m <sup>3</sup> 以上	普通21 t 級

### 3.4.10 岩掘削－処分

- a. 破碎岩を場外処分する場合は本編3.4.8岩掘削－運搬のa.～g.の各細目別単価表に、運搬処分費を別途計上する。なお、他の工事に流用する場合は、他の工事との協議内容に基づき積算する。
- b. 処分費は、見積りによる。

### 3.4.11 表層混合処理工

表層部の安定を図ることを目的に、表層部の軟弱な地盤に石灰又はセメントをスタビライザにより混合する場合は、次の単価表による。なお、スタビライザ以外の機械を使用した混合方法を採用する場合は、別途考慮する。

第3-20号 表層混合処理工 (路床安定処理工)		一式当たり単価表				固化材：○○ 混合厚：○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
安定処理		○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 安定処理工【安定処理】 参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。
2. 1層の混合深さは100cm以下とし、消石灰、セメント系は1回混合、生石灰は2回混合を標準とする。なお、土質条件等によりこれにより難しい場合は別途考慮する。
3. 養生中にシート掛け等の飛散防止対策が必要な場合は、これを考慮する。

### 3.4.12 置換工

表層部の安定を図ることを目的に、表層部の軟弱な地盤を良質土に置き換える場合は、次の単価表による。

第3-21号 置換工		一式当たり単価表				置換土質：〇〇土 置換厚：〇〇cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
不良土掘削積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量
不良土運搬	ダンプトラック 10t積	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量
不良土処分		〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
置換土積込	排出ガス対策型 バックホウ〇m <sup>3</sup>	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量÷C
置換土運搬	ダンプトラック 10t積	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量÷C
置換土敷きならし +締固め	排出ガス対策型 ブルドーザ〇t級 タイヤローラ 8~20t	〇〇	m <sup>3</sup>			地山土量÷C
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土砂、建設機械等の搬入搬出路が必要な場合は、別途考慮する。  
 3. 発生土を改良して再利用する場合は、処分費に変え必要な費用を計上する。  
 4. 置換土は良質な発生土(採取土)又は流用土を原則とする。なお、他の工事から流用する場合は、掘削、運搬の費用は他の工事との協議内容に基づき必要に応じて計上する。  
 5. 置換土の土量は、置き換え箇所の地山土量を該当する土質の土量変化率(C)で除した土量とする。  
 6. 発生土(採取土)又は流用土の入手が困難な場合は購入土とする。なお、購入土を使用する場合は、置換土積込及び置換土運搬は計上しない。  
 7. 購入土の土量は、[置き換え箇所の地山土量×土量変化率(L÷土量変化率(C))  
とし、単価は実勢単価(ほぐした土の単価)とする。  
 8. 不良土処分は見積りによる。

### 3.4.13 サンドドレーン工

軟弱な地盤の安定を図ることを目的に、軟弱地盤内に砂を柱状に構築する場合は、次の単価表による。

第3-22号 サンドドレーン工		一式当たり単価				打設本数：○本 打設長：○m
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
砂	○○砂	○○	m <sup>3</sup>			実勢単価
サンドドレーン工	径○○cm	○○	m			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 砂の使用量は、実数量〔砂杭断面面積×総打設長〕に割増しとして1.26を見込む。  
 なお、砂を砕石とする場合は、別途考慮する。  
 3. 打込み単価は市場単価とするが、採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 打込み機械の分解・組立て・運搬は別途運搬費に計上する。

### 3.4.14 サンドコンパクションパイル工

軟弱な地盤の安定を図ることを目的に、軟弱地盤内に、砂に振動を加えながら柱状に打込み構築する場合は、次の単価表による。

第3-23号 サンドコンパクションパイル工		一式当たり単価				打設本数：○本 打設長：○m
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
砂	○○砂	○○	m <sup>3</sup>			実勢単価
サンドコンパクションパイル工		○○	m <sup>2</sup>			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 砂の使用量は、実数量(砂杭断面面積×総打設長)に割増しとして1.41を見込む。  
 なお、砂を砕石とする場合は、別途考慮する。  
 3. 打込み単価は市場単価とするが、採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 打込み機械の分解・組立て・運搬は別途運搬費に計上する。



## 4章 基礎工

### 4.1 適用範囲

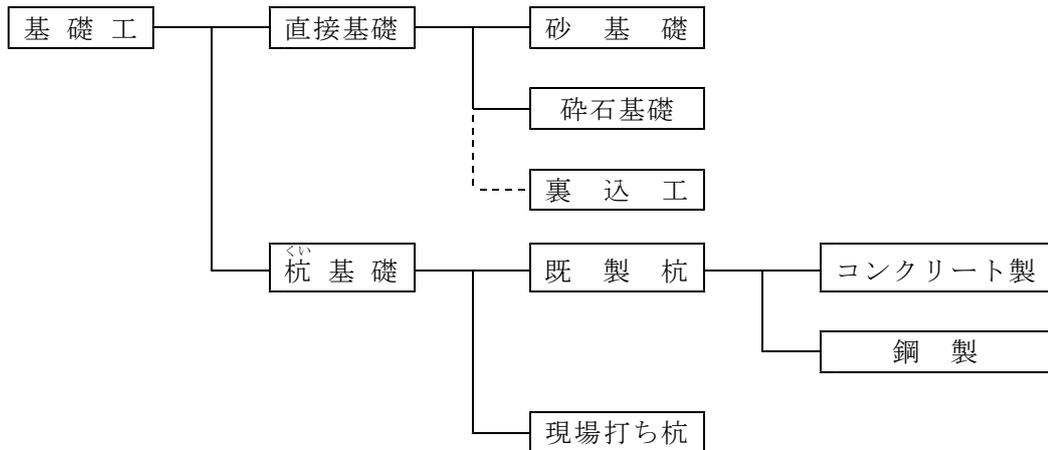
この章は、土木工事及びこれに類する工事に係る基礎工の積算に適用する。

### 4.2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適切な数値、単価を用いて積算する。
- b. 基礎形式は、現地の施工条件、地質条件等を踏まえ、施工性、経済性を考慮して選定する。
- c. 使用材料、使用機械は、市場性、汎用性のあるものを採用する。
- d. 河川、海上部で仮締切を行って基礎を構築する場合は、前提となる施工条件、地質条件を踏まえて検討する。

### 4.3 基礎工の積算

- a. 一般構造物の基礎工は下記形式に区分されるが、構造物の転倒、不等沈下にたいして十分安全性をもつものであることを確認の上で積算する。



- b. 基礎形式は、砂、碎石等による直接基礎と杭基礎に大別されるが、構造上の転倒、不同沈下に対して十分安全性をもつものであることを確認の上積算する。
- c. 杭基礎の施工法は現場の施工条件（作業スペース、周辺環境等）を踏まえ、かつ経済的な工法を選択し適切な積算を行う。

### 4.4 細目単価表

- a. 基礎工は、構造物と一体のものであるため基礎工単独の細目単価表は設けず、各構造物ごとの細目単価表に計上して積算する。



## 5章 コンクリート工

### 5.1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事に係るコンクリート及び型枠、鉄筋工の積算に適用する。なお、車道、歩道、広場のコンクリート舗装、共同溝工、現場打ちコンクリート擁壁工には適用しない。

### 5.2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適切な数値、単価を用いて積算する。
- b. 施工方法は、現地の施工条件、施工規模を踏まえ、施工性、経済性を考慮して選定する。
- c. 使用する材料、使用機械は、市場性、汎用性があり、使用目的に適合するものを採用する。

### 5.3 コンクリート工及び型枠・鉄筋工の積算

#### 5.3.1 コンクリート工の積算

- a. コンクリート工は無筋・鉄筋・小型構造物及び打設工法別に積算する。
- b. レディミクストコンクリートの強度別の適用構造物は、次表を標準とする。

表 設計基準強度及びスランプ等

	設計基準強度 $\delta c k$ N/mm <sup>2</sup>	呼び 強度	スランプ (cm)	構造物の種類		セメント の 種 類
無筋 コンク リート	—	18	8	ならしコンクリート		高炉B
	18	18	8	通常 の 構造物	重力式擁壁等 管渠、側溝、基礎 コンクリート、胴込 めコンクリート、裏 込めコンクリート、 集水桝、広場、歩道、 駐輪場等	
鉄筋 コンク リート	24	24	8	通常 の 構造物	片持ち梁式擁壁、控 え壁式擁壁、暗渠、 共同溝、コンクリ ート法枠等	
				特に強度 を必要と するもの	スラブ橋等	普通ポル トランド
	曲げ 4.5	曲げ 4.5	2.5	コンク リート舗装	車道、駐車場等	高炉B

- 注) 1. コンクリート舗装用の設計基準強度は曲げ強度とする。  
2. 上表により難しい場合は、別途考慮する。

### 5.3.2 鉄筋工の積算

- a. 鉄筋工の積算は市場単価によるものとする。ただし、コンクリート舗装工の鉄筋工及びコンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工等は除く。
- b. 市場単価の構成は、次表のとおり。

表 鉄筋工の市場単価構成

工 種	市場単価		
	機械	労務	材料
鉄 筋 工	○	○	×

- 注) 1. 結束線、スペーサーの材料費は市場単価に含む。  
2. トラッククレーンを必要とする場合の、賃料及び回送費は含む。  
3. ガス圧接費及び機械継手費は含まない。

- c. 市場単価の採用に当たっては、物価資料の記載事項に留意する。
- d. 鉄筋は、電炉品を標準とする。
- e. 鉄筋は、物価資料による。

### 5.3.3 型枠工の積算

- a. 型枠工は、無筋・鉄筋・小型構造物及び打設工法別に積算する。

### 5.4 細目単価表

- a. コンクリート・鉄筋及び型枠工は、コンクリート構造物の本体材料及び仮設材であるため、単独の細目単価表は設けず、各構造物ごとの細目単価表に計上して積算する。

## 6章 舗装工

### 6.1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事に係る車道、広場・歩道舗装及び附属施設の積算に適用する。

### 6.2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上適切な数値、単位を用いて積算する。
- b. 車道舗装の種類、舗装構成の選定は、地盤強度、気象条件、利用頻度等を考慮する。
- c. 凍上抑制層、遮断層の施工範囲、及び厚さは、路床付近の湧水の状況、冬期の気象条件等を十分考慮する。
- d. 広場・歩道舗装の種類等の選定は、周辺施設と調和したもので、かつ施工性、経済性を考慮する。
- e. 特殊な表層材を使用する場合は、耐久性、経済性を確認の上、採用する。
- f. 路盤材料及び舗装材料には、再生資源の有効利用を図るものとする。

### 6.3 車道、広場・歩道舗装工及び附属施設工の積算

#### 6.3.1 車道、広場・歩道舗装工の積算

- a. 舗装工は、舗装の種類別に積算する。
- b. 舗装工の積算は、機械施工を標準とするが、狭い場所や小規模な場合は人力施工とする。
- c. 土工・地盤改良は、本編3章土工・岩掘削・地盤改良工に準じ別途積算する。

#### 6.3.2 附属施設工の積算

- a. 附属施設工は、種類別・構造寸法別に積算する。
- b. 道路に設置する区画及び路面表示は、市場単価によるものとする。なお、構内道路、駐車場の区画線、路面表示は「未供用区画」を適用する。
- c. 道路標識の新設・更新・撤去は、市場単価によるものとする。
- d. 本積算要領に定めのない修景的な石積み、景石を設置等の積算は見積りによる。

6. 4 細目単価表

6. 4. 1 アスファルト舗装工（車道）

車道のアスファルト舗装は、次の単価表による。

第6-1号 アスファルト舗装工（車道） 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚〇〇cm 舗装厚〇〇cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
凍上抑制層	〇〇碎石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【下層路盤（車道・路肩部）】(又は路盤工(ICT)【下層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
遮断層材料	〇〇砂	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
遮断層敷きならし締固め	排出ガス対策型ブルドーザ〇t級	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 土工【路床盛土】参照
不陸整正	〇〇碎石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【不陸整正】(又は路盤工(ICT)【不陸整正(ICT)】)参照
下層路盤工(車道)	〇〇碎石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【下層路盤（車道・路肩部）】(又は路盤工(ICT)【下層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
上層路盤工(車道)	〇〇碎石(RM-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【上層路盤（車道・路肩部）】(又は路盤工(ICT)【上層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
〇層舗装工	〇粒度(〇〇)機械又は人力	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工【基層（車道・路肩部）・中間層(〃)・表層(〃)】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。

2. 土工事は、別途計上する。

3. 凍上抑制層は、必要に応じて計上する。なお、凍上抑制材料の割増しは1.27を標準とする。

4. 遮断層は、必要に応じて計上する。なお、遮断層の割増しは1.27を標準とする。

5. 不陸整正工は、路床又は路盤までを別途工事で行った場合で、かつ路床又は路盤面に凹凸、ゆるみが生じている場合等必要に応じて計上する。なお、不陸整正は機械によるものとし、不陸整正後の高さが計画高に足りない場合は、路盤材料と同等品を補足材(不足量×1.27)とした不陸整正を計上する。

6. 路盤材料ごとに下層、上層路盤工に分けて計上する。なお路盤が1層の場合は下層路盤工とする。また、瀝青安定処理路盤材による路盤工は、表層と同様に考慮する。

7. 舗装工は使用するアスファルト混合物ごとに計上する。なお、幅員にかかわらず機械施工が困難な場合は、平均幅員1.4m未満を適用する。

#### 6.4.2 コンクリート舗装工（車道）

車道のコンクリート舗装は、次の単価表による。なお、特殊コンクリートや特殊工法を採用する場合は、別途考慮する。

第6-2号 コンクリート舗装工（車道） 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
下層路盤工(車道)	○○砕石(RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【下層路盤(車道・路肩)】(又は路盤工(ICT)【下層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
上層路盤工(車道)	○○砕石(RM-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【上層路盤(車道・路肩)】(又は路盤工(ICT)【上層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
舗設	曲げ ○○N/mm <sup>2</sup> 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 コンクリート舗装工参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 凍上抑制層、遮断層、不陸整正が必要な場合は、本編6.4.1アスファルト舗装工(車道)に準じて別途計上する。  
 4. 路盤工の計上は、本編6.4.1アスファルト舗装工(車道)に準じる。  
 5. 鉄筋鉄網、補強鉄筋鉄網、縦目地、横目地は必要項目を計上するものとし全体施工数量を100m<sup>2</sup>あたりに換算した数値を計上する。

### 6.4.3 排水性アスファルト舗装工（車道）

車道の排水性アスファルト舗装工は、次の単価表による。ただし、施工幅員は2.4m以上とする。

第6-3号 排水性 アスファルト舗装工（車道）100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
下層路盤工(車道)	○○砕石(RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【下層路盤(車道・路肩)】(又は路盤工(ICT)【下層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
上層路盤工(車道)	○○砕石(RM-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【上層路盤(車道・路肩)】(又は路盤工(ICT)【上層路盤(車道・路肩部)(ICT)】)参照
基層舗装工	○粒度(○○) 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工 【基層(車道・路肩部)】 参照
表層舗装工	排水性(○○) 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 排水性アスファルト 舗装工【排水性舗装・表層 (車道・路肩部)】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 凍上抑制層、遮断層、不陸整正が必要な場合は、本編6.4.1アスファルト舗装工(車道)に準じて別途計上する。  
 4. 路盤工の計上は、本編6.4.1アスファルト舗装工(車道)に準じる。  
 5. 舗装工は、幅員にかかわらず機械施工が困難な場合、平均幅員1.4m未満を適用する。

### 6.4.4 縁石工

歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの据付けは、次の単価表による。

第6-4号 縁石工						○○境界ブロック ○○型
100m当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
境界ブロック 据付工	○○境界ブロック ○○型	100	m			国交省基準 路側工(据付け) 【歩車道境界ブロック】又は 【地先境界ブロック】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費 (2) ρ) による。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 1 個のブロック長は、ブロック長 + 平均目地 6 mm 程度とする。

#### 6.4.5 アスカーブ設置工

アスファルトカーバによるアスカーブ設置は、次の単価表による。

第 6-5 号 アスカーブ設置工		100m 当たり単価表				
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
アスカーブ設置	細粒度 (〇〇)	100	m			国交省基準 アスファルト舗装工 【アスカーブ】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費 (2) ρ) による。

#### 6.4.6 防護柵<sup>さく</sup>設置工

防護柵は、車両を対象とする車両用防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）と歩行者自転車等を対象とする転落防止柵に区別する。

- a. ガードレールの新設，更新，撤去は，市場単価による。なお，採用に当たっては，物価資料の記載事項に留意する。

第 6-6-1 号		ガードレール設置工				ガードレール
		100m 当たり単価表				Gr-〇〇-〇
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
ガードレール	Gr-〇〇-〇	100	m			実勢単価
ガードレール 設 置 工		100	m			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費 (2) ρ) による。  
 2. 支柱建込み箇所が岩盤・舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は、別途計上する。

- b. ガードパイプの新設，更新，撤去は，市場単価による。なお，採用に当たっては，物価資料の記載事項に留意する。

第6-6-2号 ガードパイプ設置工 100m当たり単価表						ガードパイプ G p - ○ ○ - ○
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
ガードパイプ	G p - ○ ○ - ○	100	m			実勢単価
ガードパイプ 設 置 工		100	m			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 支柱建込み箇所が岩盤・舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は，別途計上する。

- c. 歩道の横断・転落防止柵（S P種を除く）の新設，更新，撤去は，市場単価による。なお，採用に当たっては，物価資料の記載事項に留意する。

第6-6-3号 防護柵設置工 100m当たり単価表						横断・転落防止柵 P種（土中建込み用）
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
○ ○ 防 護 柵	P種（ビーム型 又はパネル式）	100	m			実勢単価
横断・転落防止 柵 設 置 工	○ ○	100	m			市場単価
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 根巻きコンクリート設置は，必要に応じて別途計上する。

3. 支柱建込み箇所が岩盤・舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は，別途計上する。

#### 6.4.7 区画線設置工

道路及び駐車場等に設置する区画線，路面標示は，次の単価による。

第6-7号 区画線設置工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
区画線工	〇〇線，〇色 〇〇cm， 〇〇区間	〇〇	m			市場単価
〃	矢印，記号， 〇色 15cm換算	〃	〃			〃
〃	矢印，〇色 15cm換算	〃	〃			〃
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ㍶による。  
 2. 区画線工は市場単価とし，採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。  
 3. 区画線等を消去する場合は，市場単価により別途計上する。

#### 6.4.8 道路標識設置工

道路等に標識を設置する場合は，次の単価による。

第6-8号 道路標識設置工		一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
標識柱・基礎設置	〇〇式，〇〇品 φ〇〇	〇〇	基			市場単価
標識板設置工	〇〇型	〇〇	m <sup>2</sup>			〃
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2) ㍶による。  
 2. 道路標識設置工は市場単価とし，採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。  
 3. 標識板設置工で，既製品を使用する場合は，材料費を計上する。

#### 6.4.9 L形側溝工

コンクリート製品のL形，皿形，V形側溝を設置する場合は，次の単価表による。

第6-9号		○形側溝工				100m当たり単価表		○○形○○×○○	
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考			
ならし基礎 コンクリート型枠		○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照			
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照			
○形側溝据付け	○○型 ○○×○○	100	m			国交省基準 排水構造物工【プレキャ ストL形側溝】参照			
諸 雑 費		一式							
計									
1 m 当 たり									

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。  
 2. 土工事は，別途計上する。  
 3. 1個のブロック長は，ブロック長+平均目地6mm程度とする。

#### 6.4.10 アスファルト舗装工（歩道）

広場・歩道のアスファルト舗装は、次の単価表による。

第6-10号 アスファルト舗装工(歩道) 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
路盤工（歩道）	○○砕石（RC-○）	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤(歩道部)】参照
舗装工	○粒度（○○） 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工 【基層（歩道部）・中間層 （"）・表層（"）】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 舗装工は使用するアスファルト化合物ごとに計上する。なお、幅員にかかわらず機械施工が困難な場合は、平均幅員1.4m未満を適用する。

#### 6.4.11 コンクリート舗装工（歩道）

広場・歩道のコンクリート舗装は、次の単価表による。なお、特殊コンクリートや特殊工法を採用する場合は、別途考慮する。

第6-11号 コンクリート舗装工(歩道) 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
路盤工（歩道）	○○砕石（RC-○）	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤(歩道部)】参照
舗設	曲げ ○○N/mm <sup>2</sup> 機械又は人力	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 コンクリート舗装工参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 1. 土工事は、別途計上する。  
 3. 溶接金網は、必要に応じて計上する。  
 4. 目地材は、本編6.4.2コンクリート舗装工（車道）注)5.に準じる。

6.4.12 透水性アスファルト舗装工（歩道）

広場・歩道の透水性アスファルト舗装工は、次の単価表による。ただし、施工幅員は2.4m以上で機械施工が可能な場合に適用する。

第6-12号 透水性 アスファルト舗装工(歩道) 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
フィルター層	○○砂 厚○cm 機械施工	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 透水性アスファルト舗装工 【フィルター層】参照
路盤工（歩道）	○○砕石 (RC-○)	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤(歩道部)】参照
舗装工	透水性 (○○) 機械施工	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 透水性アスファルト舗装工 【透水性アスファルト舗装】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。

6.4.13 インターロッキングブロック舗装工

広場・歩道のインターロッキングブロック舗装は、次の単価表による。

第6-13号 インターロッキング ブロック舗装工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						路盤厚○○cm ブロック厚○○cm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
路盤工（歩道）	○○砕石 (RC-○)	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤(歩道部)】参照
敷材料	砂又は再生砂	○○	m <sup>3</sup>			100×厚さ×割増し 実勢単価
設置	○○配置, ○	100	m <sup>2</sup>			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。  
3. 敷材料は砂又は再生砂を使用するものとし、割増しは1.29を標準とする。  
4. ブロック設置の市場単価の採用に当たっては、物価資料の記載事項に留意する。  
なお、市場単価にはブロック材料のロス分として2%が含まれている。

#### 6.4.14 コンクリート平板舗装工

コンクリート平板舗装及び視覚障害者誘導用ブロック（コンクリート製品）舗装は、次の単価表による。

第6-14号 コンクリート 平板舗装工						路盤厚○○cm 舗装厚○○cm
100m <sup>2</sup> 当たり単価表						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
路盤工（歩道）	○○砕石（RC-○）	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工 【下層路盤（歩道部）】参照
特殊ブロック 設置工	○○ブロック ○×○	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 特殊ブロック設置工 【特殊ブロック舗装】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。

#### 6.4.15 工作物設置工

金属製，コンクリート製及び木製の特殊な工作物の積算は，材工共の見積り等による。なお，見積書に諸経費，下請経費等が計上されている場合は，これを削除して採用する。

#### 6.4.16 ネットフェンス工

ネットフェンス工の積算は，材工共の見積り等による。なお，見積書に諸経費，下請経費等が計上されている場合は，これを削除するとともに物価資料等の単価と比較検討の上採用する。



## 7章 排水工

### 7. 1 適用範囲

この章は、土木工事及びこれに類する工事の排水施設の積算に適用する。

### 7. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲・注意事項等を十分理解の上、適切な数量及び単価を用いて積算する。
- b. 排水構造物は、地盤強度、埋設位置、計画排水量等の前提条件を踏まえ、施工性、経済性を考慮して選定する。
- c. 埋戻し土は、特別な理由がない限り発生土を利用する。

### 7. 3 排水工の積算

- a. 排水工は、構造物の種類別、寸法別に積算する。
- b. 土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。
- c. 仮設工が、必要な場合は、本編2章仮設工に準じ、別途積算する。
- d. 基礎工、コンクリートは、本編4章基礎工及び5章コンクリート工に準じ積算する。

## 7. 4 細目単価表

### 7. 4. 1 プレキャストU形側溝工

コンクリート製品のU形側溝（ブロック1個当たりの長さが0.6m又は2.0m）を設置する場合は、次の単価表による。

第7-1号 プレキャスト U形側溝工		10m当たり単価表				U-〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	〇〇砕石(RC-〇)	〇〇	m <sup>3</sup>			10m×断面積×割増し 実勢単価
ならし基礎 コンクリート型枠		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
プレキャスト U型側溝	U-〇〇形	〇〇	個			10m÷〇〇m/個 実勢単価
U型側溝 (据付け)	〇〇kg/個以下	10	m			市場単価
側溝蓋	〇〇製	〇〇	枚			10m÷〇〇m/枚 実勢単価
蓋版 (据付け)	〇〇kg/枚以下	〇〇	枚			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 基礎材料の割増しは1.20を標準とする。  
 4. 基礎コンクリートは、自動車等が側溝上を通過する場合又は基盤が軟弱な場合など必要に応じて計上する。  
 5. U形側溝1個のブロック長には、目地幅6mm程度見込む。  
 6. 側溝蓋は必要に応じて計上するものとし、1枚の長さには目地幅は考慮しない。

#### 7.4.2 現場打ちU形側溝工

現場打ちコンクリートによるU形側溝工を設置する場合は、次の単価表による。

第7-2号 現場打ちU形側溝工		10m当たり単価表				U-〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
現場打ち U形側溝		10	m			国交省基準 排水構造物工（現場打ち 水路）【現場打ち水路（本 体）】参照
側溝蓋	〇〇製	〇〇	枚			10m÷〇〇m/枚 実勢単価
蓋版 （据付け）	〇〇kg/枚以下	〇〇	枚			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j:諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 側溝蓋は必要に応じて計上するものとする。  
 4. 現場打ちU形側溝工は、地形、地質条件等からプレキャスト製品が使用できない場合に適用する。

### 7.4.3 管(函)渠側溝工

管(函)渠側溝とは、一般のヒューム管やボックスカルバートのように全体埋設されるものでなく、車道部、歩道部等の側溝を兼ねた排水構造物（円形又は箱形のコンクリート製側溝等）をいう。

管(函)渠側溝工（1個当たりの長さが2.0m）は、次の単価表による。

第7-3号 円形側溝工又は箱形側溝工		10m当たり単価表				〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ならし基礎 コンクリート型枠		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
管(函)渠型側溝 据付	〇〇側溝	10	m			国交省基準 排水構造物工 【管(函)渠型側溝】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. 土工事は、別途計上する。

3. 基礎コンクリートは、自動車等が側溝上を通過する場合又は基盤が軟弱な場合など必要に応じて計上する。

### 7.4.4 自由勾配側溝工

コンクリート製の自由勾配側溝（1個当たりの長さが2.0m）を設置する場合は、次の単価表による。

第7-4号 自由勾配側溝工		10m当たり単価表				〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	〇〇碎石(RC-〇)	〇〇	m <sup>3</sup>			10m×断面積×割増し 実勢単価
レディミクスト コンクリート	基礎用 σ c k = 〇〇 N	〇〇	m <sup>3</sup>			10m×断面積×割増し 実勢単価
自由勾配側溝	〇〇形	5	個			10m÷2.0m/個 実勢単価
自由勾配側溝 (据付け)	〇〇kg/個以下	10	m			市場単価
レディミクスト コンクリート	底部用 σ c k = 〇〇 N	〇〇	m <sup>3</sup>			10m×断面積×割増し 実勢単価
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 基礎材料、コンクリートの割増しは、次表を標準とする。

基礎材料	1.20
基礎コンクリート	1.04
底部コンクリート	

4. 側溝蓋を設置する場合は、別途計上する。

#### 7.4.5 <sup>かんきよ</sup>管渠工

- a. 管渠工（ヒューム管（遠心力鉄筋コンクリート管）、コンクリート基礎）  
 ヒューム管による排水管渠（コンクリート基礎）を設置する場合は、次の単価表による。

第7-5号 管渠工						ヒューム管 ○○度固定
10m当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ヒューム管 (B形管)	○種, 径○○	10	m			国交省基準 排水構造物工【ヒューム 管(B形管)】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 土留支保工が必要な場合は、別途計上する。

- b. <sup>かんきよ</sup>管渠工（ヒューム管（遠心力鉄筋コンクリート管），砂基礎）  
 ヒューム管による排水管渠（砂基礎）を設置する場合は，次の単価表による。

第7-6号 管渠工		10m当たり単価表				ヒューム管，砂基礎
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	砂又は再生砂	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
砂基礎工	機械又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			市場単価
ヒューム管 (B形管)	〇種，径〇〇	10	m			国交省基準 排水構造物工【ヒューム 管(B形管)】参照
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は，別途計上する。  
 3. 砂基礎材料の割増しは，1.20を標準とする。  
 4. はしご胴木基礎を併用する場合は，上表に別途計上する。  
 5. 土留支保工が必要な場合は，別途計上する。

- c. 管渠工（塩化ビニル管，砂基礎）  
 塩化ビニル管による雨水排水管渠（砂基礎）を設置する場合は，次の単価表による。

第7-7号 管渠工		10m当たり単価表				塩化ビニル管 砂基礎
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎材料	砂又は再生砂	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
砂基礎工	機械又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			市場単価
硬質塩化ビニル管 設置工	円形又は卵形 径〇〇	10	m			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1m当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は，別途計上する。  
 3. 砂基礎材料の割増しは，1.20を標準とする。  
 4. 砂基礎以外の工法を採用する場合は，別途考慮する。  
 5. はしご胴木基礎を併用する場合は，上表に別途計上する。  
 6. 土留支保工が必要な場合は，別途計上する。

7.4.6 透水暗渠工あんきよ

穴あき直管、波状管及び網状管等の透水管を設置する場合は、次の単価表による。

第7-8号 透水暗渠工		10m当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
フィルター材敷	〇〇碎石 (RC-〇) 又は単粒度碎石	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 排水構造物工 【フィルター材】参照
暗渠排水管敷	〇〇管, 径〇〇	10	m			国交省基準 排水構造物工 【暗渠排水管】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。

7.4.7 プレキャスト集水柵工ます

コンクリート製品の集水柵（街渠柵）を設置する場合は、次の単価表による。

第7-9号 プレキャスト集水柵工		10箇所当たり単価表				〇〇形
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ならし基礎 コンクリート型枠		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
プレキャスト集水柵	〇〇形 〇×〇	10	基			実勢単価
集水柵蓋		10	枚			実勢単価
集水柵据付け		10	基			国交省基準 排水構造物工 【プレキャスト集水柵】参照
柵接続工		〇〇	箇所			下水道基準 ます設置及び取付管工参照
諸雑費		一式				
計						
1 箇所当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
2. 土工事は、別途計上する。  
3. 基礎コンクリートは自動車等が柵上を通過する場合又は基盤が軟弱な場合など必要に応じて計上する。

4. 桧接続工は、コンクリート製桧に塩化ビニル管，コンクリート管，陶管を接続する場合に適用し，桧ごとの管取付け箇所数を計上する。

#### 7.4.8 現場打ち集水桧工

現場打ちコンクリートによる集水桧（街渠桧）を設置する場合は，次の単価表による。

第7-10号 現場打ち集水桧工 10箇所当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
現場打ち集水桧		10	箇所			国交省基準 排水構造物工 (現場打ち集水桧・街渠桧) 【現場打ち集水桧・街渠桧 (本体)】参照
集水桧蓋	〇〇製	10	枚			実勢単価
蓋版 (据付け)	〇〇kg以下	10	枚			市場単価
桧接続工		〇〇	箇所			下水道基準 ます設置及び取付管工参照
諸雑費		一式				
計						
1箇所当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は，別途計上する。  
 3. 集水桧蓋は，受け桧を含む。  
 4. 現場打ち集水桧は，地形，地質条件等からプレキャスト製品が使用できない場合に適用する。  
 5. 桧接続工は，本編7.4.7プレキャスト集水桧工の注)4.に準じる。

#### 7.4.9 プレキャストマンホール工（組立マンホール工）

コンクリート製品の組立マンホールを設置する場合は、次の単価表による。

第7-11号		プレキャストマンホール工				1箇所当たり単価表		○号人孔
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考		
基礎材料	○○砕石(RC-○)	○○	m <sup>3</sup>			1箇所当たり設計量×割増し 実勢単価		
マンホール用 ブロック	○○	○○	個			実勢単価		
マンホール蓋	受枠共	1	個			実勢単価		
組立マンホール 設置工	○号, ○m	1	箇所			市場単価		
削孔工		○○	箇所			実勢単価		
底部工(組立式)	インバート用	○○	箇所			下水道基準 マンホール設置工参照		
桝接続工		○○	箇所			下水道基準 ます設置及び取付管工参照		
諸雑費		一式						
計								

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 基礎材料の割増しは1.20を標準とする。  
 4. マンホール用ブロックは、形状・寸法ごとに計上する。  
 5. 削孔工は、必要に応じて計上する。なお、マンホールの流出口については製品価格に組み込まれている。  
 6. インバート付底塊を使用する場合は、底部工(組立式)は計上しない。  
 7. 桝接続工は、本編7.4.7プレキャスト集水桝工の注)4.に準じる。

#### 7.4.10 現場打ちマンホール工

下部を現場打ちコンクリートとするマンホールを設置する場合は、次の単価表による。

第7-12号 現場打ちマンホール工		1箇所当たり単価表				〇〇号人孔
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎砕石工	〇〇砕石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 基礎・裏込砕石工 【基礎砕石】参照
ならし基礎 コンクリート型枠		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
無筋構造物 コンクリート打設	ならしコンクリート コンクリートポンプ車 又は人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
鉄筋	D〇〇	〇〇	kg			1箇所当たり設計量×割増し 実勢単価
鉄筋工		〇〇	kg			市場単価
型枠	下部用	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
小型構造物 コンクリート打設	下部用 クレーン車又人力	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
マンホール用 ブロック	〇〇	〇〇	個			実勢単価
マンホール蓋	受枠共	1	個			実勢単価
ブロック据付け工 (斜壁,直壁,スラブ)	〇〇	〇〇	個			下水道基準 マンホール設置工参照
蓋据付け工		1	箇所			〃
足掛け金物		〇〇	個			実勢単価
底部工 (標準マンホール)	インバート用	〇〇	箇所			下水道基準 マンホール設置工参照
ます 桝接続工		〇〇	箇所			下水道基準 ます設置及び取付管工参照
諸雑費		一式				
計						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工事は、別途計上する。  
 3. 鉄筋及び鉄筋工は、必要に応じて計上するものとし、鉄筋の割増しは1.03を標準とする。  
 4. 底部工(標準マンホール)は必要に応じて計上する。  
 5. 足掛け金物は、必要に応じて計上する。  
 6. 桝接続工は、本編7.4.7プレキャスト集水桝工の注)4.に準じる。  
 7. マンホール用ブロックは、部位(斜壁,直壁,調整スラブ),寸法ごとに必要数量を計上する。  
 8. ブロック据付け工には、据付けモルタル(配合比1:2)の費用を含む。

#### 7.4.11 マンホール副管取付け工

上下流の管底高さが60cm以上の段差があるためマンホールに外副管を取り付ける場合は、次の単価表による。

第7-13号 マンホール副管取付け工		1箇所当たり単価表				φ○○mm
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎砕石工	○○砕石 (RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 基礎・裏込砕石工 【基礎砕石】参照
ならし基礎 コンクリート型枠		○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 型枠工【型枠】参照
小型構造物 コンクリート打設	基礎用 クレーン車又は人力	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリート工 【コンクリート】参照
下水道用塩ビ継手 (副管用)	直管 径○○	1	本			実勢単価
下水道用塩ビ継手 (副管用)	90度曲管 径○○	1	本			実勢単価
副管用支管	径○○	1	本			実勢単価
接着受口カラー	径○○	1	本			実勢単価
マンホール接続用 砂付き単管	径○○	1	本			実勢単価
副管設置工	段差○m以下	1	箇所			下水道基準 マンホール設置工参照
諸雑費		一式				
計						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. 塩ビ管以外の管を使用する場合は、別途考慮する。



## 8章 <sup>のりめん</sup>法面保護工

### 8. 1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の法面保護の積算に適用する。

### 8. 2 留意事項

- a. 各工種の採用に当たっては、適用範囲、注意事項等を十分理解の上、適正な数量及び単価を用いて積算する。
- b. 法面保護工法は、地盤強度、法面勾配、法高等の前提条件を踏まえ、施工性・経済性を考慮して選定する。

### 8. 3 法面保護工の積算

- a. 法面保護工は、構造物の種類別、寸法別に積算する。
- b. 土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。
- c. 法面表層部の締固め整形又は削取り整形が必要な場合は、盛土法面整形工又は切土法面整形工を別途積算する。
- d. 仮設工が、必要な場合は、本編2章仮設工に準じ、別途積算する。
- e. 基礎工、コンクリートは、本編4章基礎工及び5章コンクリート工に準じて積算する。
- f. 法面保護のうち、本編1.3市場単価に示す工種は、市場単価による。なお、市場単価の採用に当たっては、物価資料の記載事項に留意する。

8.4 細目単価表

8.4.1 プレキャスト<sup>のりわく</sup>法<sup>のりわく</sup>枠工

プレキャストブロック（質量1,400kg/個未満）による法枠を設置する場合は、次の単価表による。

第8-1号 プレキャスト法枠工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
プレキャスト ブロック設置	法枠ブロック ○×○	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 法面工参照
中詰ブロック 設置	○×○	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 法面工参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

8.4.2 コンクリートブロック積擁壁工

間知ブロック質量が150kg/個未満のコンクリートブロック積擁壁を設置する場合は、次の単価表による。

第8-3号 コンクリート ブロック積擁壁工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎 砕 石 工	○○砕石 (RC-○)	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 基礎・裏込砕石工【基礎 砕石】参照
現場打基礎 コンクリート打設工	型枠共	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリートブロック積(張)工 【現場打基礎コンクリート】参照
レディミクスト コンクリート	裏込め・胴込め σ c k = ○○N	○○	m <sup>3</sup>			実勢単価
裏 込 砕 石 工	○○砕石	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリートブロック積(張)工 【胴込・裏込材(砕石)】参照
ブロック積工		○○	m <sup>2</sup>			市場単価
現場打 <sup>てんば</sup> 天端 コンクリート打設工	型枠共	○○	m <sup>3</sup>			国交省基準 コンクリートブロック積(張)工 【天端コンクリート】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当 たり						

注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。

2. 土工事は、別途計上する。

3. 胴込・裏込コンクリート打設手間、養生及び目地、水抜きパイプ等は、ブロック積工(市場単価)に含む。
4. 胴込・裏込材は、必要に応じて計上する。
5. 間知ブロック質量が150kg/個以上のブロック積及び間知ブロック、平ブロック、連結ブロックのブロック張りの場合は、別途考慮する。
6. 杭基礎を使用する場合は、別途計上する。

#### 8.4.3 プレキャスト擁壁工

コンクリート製品の擁壁を設置する場合は、次の単価表による。なお、ブロックの長さは2.0m/個を標準とする。

第8-4号 プレキャスト擁壁工 10m又は一式当たり単価表						○型
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
プレキャスト擁壁	○型 H=○○m	10	m			国交省基準 プレキャスト擁壁工 【プレキャスト擁壁設置】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。
2. 土工事は、別途計上する。
3. 単価表はブロックの高さごとに作成することを原則とするが、ブロックの高さが著しく異なる場合は一式当たり単価表とし、まとめて計上することができる。
4. 杭基礎を使用する場合は、別途計上する。

#### 8.4.4 現場打ちコンクリート擁壁工

現場打ちコンクリート擁壁を設置する場合は、次の単価表による。

第8-5号 現場打ちコンクリート擁壁工 10m <sup>3</sup> 当たり単価表						○○型
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
擁壁工	○○型	10	m <sup>3</sup>			国交省基準 場所打擁壁工 【○○擁壁】参照
鉄筋	D○○	○○	t			設計量×割増し 実勢単価
鉄筋工		○○	t			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。

2. 土工事は、別途計上する。
3. 鉄筋及び鉄筋工は、必要に応じて計上し、鉄筋の割増しは1.03を標準とする。
4. 裏込工は必要に応じて、別途考慮する。
5. 杭基礎を使用する場合は、別途計上する。
6. 止水板が必要な場合は、別途計上する。

#### 8.4.5 張りコンクリート工

縦排水溝・小段排水溝周りの張りコンクリート又は防草コンクリートを打設する場合は、次の単価表による。なお、コンクリートの厚さが平均5cm以上10cm以下のものに適用する。

第8-6号 張りコンクリート工 100m <sup>2</sup> 当たり単価表						
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基面整正		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 張りコンクリート工参照 (防草コンクリート 注2)
型枠工		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 張りコンクリート工参照
コンクリート打設工	縦排水溝・小段排水溝又は防草コンクリート	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 張りコンクリート工参照
養生工		〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 張りコンクリート工参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロ)による。
2. 基面整正は、張りコンクリート(防草コンクリート)施工箇所における掘削・盛土等の土工を行わない場合のみ計上する。
3. 型枠工(組立、解体・撤去)及び目地材設置の有無にかかわらず適用する。
4. 表面仕上は、こて仕上げ、刷毛仕上のいずれの場合も適用する。

## 9章 運動場工

### 9.1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の運動場舗装工及び付属施設工の積算に適用する。

### 9.2 留意事項

- a. 運動場の舗装構成は、利用目的に適合し、安全性、耐久性、経済性を考慮し選定する。
- b. 積算に当たっては、歩掛りの適用範囲、注意事項等を十分理解し、適正な数量及び単価を用いて行う。
- c. クレイ系舗装の下層、中層材は、できる限り再生砕石や発生土を利用する。

### 9.3 運動場舗装工及び運動場付属施設工の積算

- a. 運動場の舗装は、見積りによる。
- b. 土工は本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。
- c. 運動場の排水施設、のりめん法面保護等の付属施設は、本積算要領によるものとし、積算要領に定めのないバックネット、ライン等の積算は見積りによる。



## 10章 環境緑化工

### 10. 1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の環境緑化工の積算に適用する。

### 10. 2 留意事項

- a. 積算に当たっては、歩掛りの適用範囲、注意事項等を十分に理解し適正な数量及び単価を用いて行う。
- b. 樹種は、植栽地の気候条件、土壌条件等に適したもので、植栽の目的、周辺建物等との調和等を考慮し選定する。

### 10. 3 環境緑化工の積算

- a. 樹木の植栽（新植又は移植）は、樹種、樹高又は幹周、支柱形式等ごとに積算する。
- b. 植栽地の造成及び客土工は、本編3章土工・岩掘削工・地盤改良工に準じ、別途積算する。なお、植穴掘り及び埋戻しは、植栽歩掛りに含む。
- c. 樹高60cm未満の低木植栽、樹高60cm以上3m未満の中木植栽及び地被類植付けは、市場単価とし、採用に当たっては物価資料の記載事項に留意して積算する。なお、構内における環境緑化工の市場単価は「公園植栽工」を採用する。
- d. 樹木の植栽（新植）及び張芝等地被類の植付けには、植樹割増しとして材料、労務、機械経費の合計金額の0.5%を計上する。ただし、樹木の移植に係る積算には計上しない。

#### 10. 4 細目単価表

##### 10. 4. 1 平面張芝工

植栽地の張芝は、次の単価表による。なお、<sup>のりめん</sup>法面保護の張芝には適用しない。

第10-1号 平面張芝工		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
張芝工	〇〇芝, 〇〇目土	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 公園植栽工参照
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 客土、肥料、土壌改良材は、必要に応じて別途計上する。  
 4. 植樹割増費は、張芝工の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

##### 10. 4. 2 地被類植付工

地被類植付け(ササ, リュウノヒゲ)は、次の単価表による。

第10-2号 地被類植付工		100鉢当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
地被類名	〇〇ササ リュウノヒゲ	100	鉢			実勢単価
地被類植付工		100	鉢			市場単価
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1 鉢 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 市場単価の採用は公園植栽工によるものとし、物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 植樹割増費は、地被類、地被類植付工の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

### 10.4.3 中低木植栽工

樹高60cm以上3m未満の中木及び60cm未満の低木の植栽は、次の単価表による。

第10-3 中低木植栽工		100本当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
樹種名	樹種, 樹高○m	100	本			実勢単価
植栽工		100	本			市場単価
支柱設置	支柱形式	○○	本			市場単価
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1本当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 市場単価の採用は公園植栽工によるものとし、物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 支柱設置は、樹高1.0m以上の樹木を植栽する場合に計上する。なお、特殊な支柱材を使用する場合は見積りによる。  
 5. 肥料、土壌改良材が必要な場合は、別途計上する。  
 6. 植樹割増費は、植栽材料、植栽工、支柱設置工の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

### 10.4.4 高木植栽工

樹高3m以上の高木の植栽は、次の単価表による。

第10-4号 高木植栽工		100本当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
高木植栽	樹種名○○ ○○支柱	○○	本			国交省基準 公園植栽工参照
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1本当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 肥料、土壌改良材が必要な場合は、別途計上する。  
 4. 特殊な支柱材を使用する場合は、別途考慮する。  
 5. 植樹割増費は、高木植栽の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

#### 10.4.5 中低木移植工

樹高60cm以上3m未満の中木及び60cm未満の低木の移植は、次の単価表による。

第10-5号 中低木移植工		100本当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
樹種名	樹高〇〇m	100	本	—	—	
掘り取り		100	本			国交省基準 公園植栽工参照
運搬工		100	本			〃
植栽工	中木又は低木	100	本			市場単価
支柱設置	支柱形式	〇〇	本			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1本当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 市場単価の採用は公園植栽工によるものとし、物価資料の記載事項に留意する。  
 4. 掘り取り、植栽には、100m程度の小運搬を含むため、運搬工の計上には留意する。  
 5. 支柱設置は、樹高1.0m以上の樹木を植栽する場合に計上する。なお、特殊な支柱材を使用する場合は見積りによる。  
 6. 肥料、土壌改良材が必要な場合は、別途計上する。

#### 10.4.6 高木移植工

樹高3m以上の高木の移植は、次の単価表による。

第10-6号 高木移植工		100本当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
樹種名	樹高〇〇m	100	本	—	—	
掘り取り		100	本			国交省基準 公園植栽工参照
幹巻き	幹周	100	本			〃
運搬工		100	本			〃
高木植栽	樹種名〇〇 〇〇支柱	〇〇	本			〃
諸雑費		一式				
計						
1本当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
 2. 植栽地の造成は、別途考慮する。  
 3. 掘り取りは、根鉢を付ける場合であり、その他の場合は別途考慮する。  
 4. 掘り取り、植栽には100m程度の小運搬を含むため、運搬工の計上には留意する。  
 5. 幹巻工は、幹周25cm以上の樹木に対し、必要に応じて計上する。  
 6. 肥料、土壌改良材が必要な場合は、別途計上する。  
 7. 特殊な支柱材を使用する場合は、別途考慮する。

#### 10.4.7 緑化ブロック積工

勾配が1:1.0より急な(勾配1割未満の)法面に法面保護と緑化を目的とした緑化ブロックを設置する場合は、次の単価表による。なお、緑化ブロックに使用する樹木は、樹高50cm未満の低木とする。

第10-7号 緑化ブロック積工		10m <sup>2</sup> 又は一式当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
基礎砕石工	〇〇砕石(RC-〇)	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 基礎・裏込砕石工 【基礎砕石】参照
緑化ブロック積工	〇〇型 樹種名〇〇	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 コンクリートブロック積(張)工 【緑化ブロック積】参照
植樹割増費		一式				
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j. 諸雑費(2)ロによる。  
 2. 土工を行う場合は、別途計上する。  
 3. 客土材料は発生土を標準とする。なお、購入土とする場合は、実勢単価とする。  
 4. 植樹割増費は、コンクリートブロック積(張)工の植栽工の合計額に0.5%を乗じた金額を計上する。

## 11章 施設補修工

### 11. 1 適用範囲

この章は土木工事及びこれに類する工事の構造物取りこわし及び施設補修の積算に適用する。

### 11. 2 留意事項

- a. 積算に当たっては、歩掛りの適用範囲、注意事項等を十分に理解し、適正な数量及び単価を用いて行う。
- b. 構造物の取りこわしは、騒音、振動に対する周辺施設及び住民への影響を考慮し適切な工法を選定する。
- c. 施設補修は、施設の性能を一定水準以上に保つために行うもので、利用者の利便性、安全性あるいは快適性等を考慮し、破損の程度に応じた補修を計画的に実施する。
- d. 取りこわしたコンクリート塊、アスファルト塊等は不法な処分が行われないように適切な積算を行う。

### 11. 3 施設補修工の積算

- a. コンクリート構造物の取りこわしは市場単価による。なお、市場単価の採用に当たっては、物価資料の記載事項に留意して積算する。
- b. 施設補修は、施設ごと、補修工法ごとに積算する。

## 11. 4 細目単価表

### 11. 4. 1 構造物取りこわし工

土木構造物の取りこわし，運搬，処分を行う場合は，次の単価表による。ただし，建物，舗装版取りこわしには適用しない。

第11-1号 構造物取りこわし工		100m <sup>3</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
構造物取りこわし工	〇〇構造物	〇〇	m <sup>3</sup>			市場単価
ガラ運搬	ダンプトラック 10 t 又は 2 t	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 殻運搬【殻運搬】参照
処分費		〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>3</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は，本編 1. 2 単価算出共通事項 j. 諸雑費(2) ロ)による。  
 2. 取りこわし，運搬の数量は，破砕前のコンクリート体積とする。  
 3. 取りこわし，積込み，運搬機械の選定は，次表を標準とする。

取りこわし	積込み	運搬	施工規模（工法選定）
機械施工 バックホウ装着型 大型ブレーカ コンクリート圧砕機	バックホウ 0.8m <sup>3</sup>	ダンプトラック 10 t	
人力施工 コンクリートブレーカ	人力	ダンプトラック 2 t	重機の使用ができない狭い場所，部分的な取りこわしが必要な場合

4. 処分費は，処理施設の受入条件等から，適切な数値，単価を計上する。  
 5. コンクリート塊，アスファルト塊等のガラ運搬単価は，土砂運搬のダンプトラック運搬日数の補正を行うものとする。

表 運搬日数の補正值

コンクリート塊（鉄筋）	1.37
コンクリート塊（無筋） アスファルト塊	1.30

#### 11.4.2 舗装版切断工

アスファルト舗装版等の打換えに先立ち、あらかじめ舗装版の切断を行う場合は、次の単価表による。

第11-2号 舗装版切断工		100m当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
舗装版切断工	切断深さ〇〇cm	100	m			国交省基準 舗装版切断工 【舗装版切断】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 切断深さは、原則として舗装厚全厚とする。

#### 11.4.3 舗装版打換え工

a. アスファルト舗装版の打換えを行う場合は、次の単価表による。

第11-3号 舗装版打換え工		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
舗装版破砕工	舗装厚〇〇cm	100	m <sup>2</sup>			国交省基準 舗装版破砕工 【舗装版破砕】参照
ガ ラ 運 搬	ダンプトラック 10 t	〇〇	m <sup>3</sup>			国交省基準 殻運搬【殻運搬】参照
処 分 費		〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
不 陸 整 正	路盤補足材料 〇〇碎石(RC-〇) 平均厚さ〇〇mm	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 路盤工【不陸整正】(又 は路盤工(ICT)【不陸整 正(ICT)】)参照
舗 装 工	車道・路肩部 又は歩道部 〇粒度(〇〇) 機械又は人力	〇〇	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工 【基層(〇〇部)・中間層 (〇)・表層(〇)】参照
諸 雑 費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当 たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編1.2単価算出共通事項j.諸雑費(2)ロによる。  
2. 処分費は、処理施設の受入条件等から経済性等を比較検討し、適切な数値、単価を計上する。  
3. 路盤補足材は、路床又は路盤の不良箇所の入替え及び舗装打換えによって生じる路盤材の不足分として、既設路盤材と同等品を100m<sup>2</sup>当たりロス分を含め3.8m<sup>3</sup>を見込むものとする。

4. 舗装工は使用するアスファルト化合物ごとに計上する。なお、幅員にかかわらず機械施工が困難な場合は、平均幅員1.4m未満を適用する。
5. 路盤層を含めた打換えを行う場合は、別途考慮する。
6. ガラ運搬単価は、本編 1 3 . 4 . 1 構造物取りこわし工の注)5. に準じて補正を行うものとする。

b. インターロッキングブロック舗装の打換えを行う場合は、次の単価表による。

第11-4号		インターロッキングブロック		100m <sup>2</sup> 当たり単価表		
		舗装打換え工				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
撤去	再使用部分	〇〇	m <sup>2</sup>			市場単価
撤去	更新部分	〇〇	m <sup>2</sup>			市場単価
敷材料	空練りモルタル 又は砂	〇〇	m <sup>3</sup>			実勢単価
設置	再使用部分	〇〇	m <sup>2</sup>			市場単価
設置	更新部分	〇〇	m <sup>2</sup>			市場単価
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

- 注) 1. 諸雑費の計上は、本編 1 . 2 単価算出共通事項 j . 諸雑費(2) ロ)による。
2. ブロック撤去及び設置の数量は、ブロックを再使用する部分と新しいブロックに入れ替える部分の全体の比率をそれぞれ計上する。なお、再使用部分面積の 2% は、撤去設置時の材料ロス分面積とし、更新部分面積に加算する。
  3. 敷き材料は、既設材と同等品とし、必要に応じて計上する。なお、材料の割増しは次を標準とする。

空練りモルタル	1.14
砂又は再生砂	1.29

4. ブロック設置（再使用部分）の単価は、新設のブロック設置の市場単価から材料費（2%のロス分を含む）を除いた設置手間のみの単価とする。
5. ブロック設置（更新部分）は、市場単価とし、採用に当たっては物価資料の記載事項に留意する。なお、加算率を求める施工規模は、再使用部分と更新部分の合計面積とする。
6. 路盤層を含めた打換えを行う場合は、別途考慮する。
7. 撤去したブロック及び土砂の処分に要する費用は、必要に応じて別途計上する。

#### 11.4.4 オーバーレイ工

舗装表面の破損，劣化の進行を抑制するため新しいアスファルト混合物で舗装表面をカバーする場合は，次の単価表による。

第11-5号 オーバーレイ工		100m <sup>2</sup> 当たり単価表				
名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
舗装工	車道・路肩部 又は歩道部 ○粒度(○○) 機械又は人力	○○	m <sup>2</sup>			国交省基準 アスファルト舗装工 【表層(車道・路肩部) 又は(歩道部)】参照
諸雑費		一式				
計						
1 m <sup>2</sup> 当たり						

注) 1. 諸雑費の計上は，本編 1.2 単価算出共通事項 j. 諸雑費(2) ロ)による。

2. アスファルト混合物は使用する材料ごとに計上する。なお，幅員にかかわらず機械施工が困難な場合は，平均幅員1.4m未満を適用する。



# 4 編 共通費

## 1 章 一般共通事項

### 1. 1 適用範囲

本編は，土木工事及びこれらに類する工事の共通費（共通仮設費，諸経費）の積算に適用する。

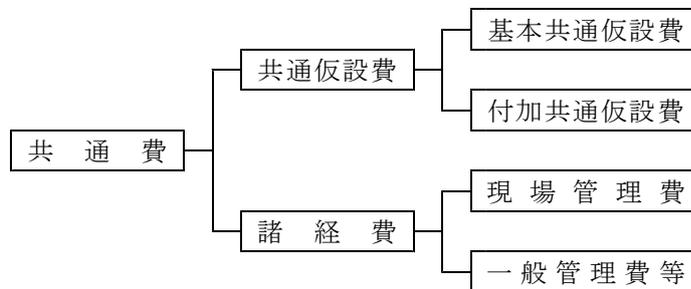
(1) 共通費は，工事の種類，規模，程度，時期，工期，施工場所，一般経済界の状況，特に需給関係，契約条件等によって左右されるものであるが，通常は本編によって算出する。

(2) 本編による共通費算出の適用範囲は，本要領によって，数量及び単価を算出する工事とする。なお，本編ではキャンパス内における一般的な土木工事として「国土交通省土木工事積算基準」（以下「国交省基準」という。）の工種区分のうち「公園工事」に準じた工事を想定しているが，工種内容に応じて適切に選定できるものとする。

### 1. 2 共通費の構成

共通費は，直接工事費以外の工事費及び経費等とし，共通仮設費及び諸経費によって構成されている。共通費の構成は，図 1.1 による。

図 1.1 共通費の構成



(1) 共通仮設費は，基本共通仮設費と付加共通仮設費によって構成される。

(2) 諸経費は，現場管理費及び一般管理費等によって構成される。

### 1. 3 工事における工期の延長等に伴う増加費用

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工事の延長や工事の一時中止（「工期の延長等」という。）をした場合の増加費用等の積算については，「国土交通省土木工事積算基準」（以下「国交省基準」という。）の最新版に掲載されている「工事による工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」により算出する。なお，現場経費率算定に用いる係数の工種区分は，国交省基準の工種区分のうち「公園工事」により算出するものとするが，工事内容に応じて適切に工種区分を選定できるものとする。

#### 1. 4 異種工事を含む工事を発注する場合の共通費の算出

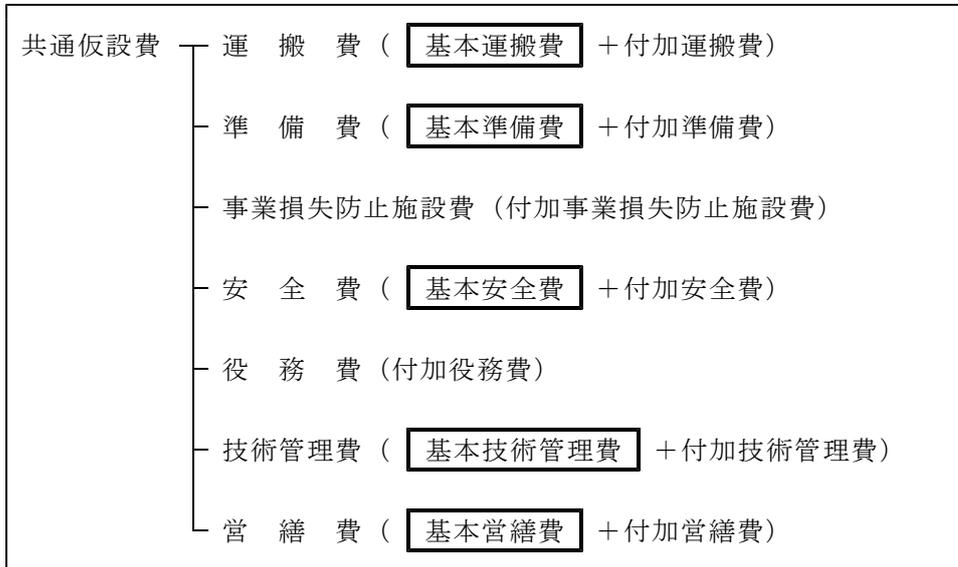
特別な場合で、主となる土木工事に異種工事（建築工事，電気設備工事，機械設備工事及び昇降機設備工事をいう。）を含む工事を発注する場合の共通費は，土木工事と異種工事に分け，それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算出する。

## 2章 共通仮設費

### 2.1 共通仮設費の構成

共通仮設費の構成は、図2.1による。

図2.1 共通仮設費の構成



- (1) 本編では、図2.1  で囲んだ費用を総合して基本共通仮設費、その他を付加共通仮設費という。
- (2) 基本共通仮設費は、原則としてすべての工事で積算する費用であり、率計算によって算出する額で、算出は本編2.4基本共通仮設費の算出による。
- (3) 付加共通仮設費は、工事の実状により必要に応じて積算する額であり、積上げによって算出する額で、算出は本編2.5付加共通仮設費の算出による。

## 2. 2 共通仮設費の内容

基本共通仮設費，付加共通仮設費の項目別内容は，2-1表による。なお，次表に記載のない場合は，別途考慮する。

2-1表 基本共通仮設費，付加共通仮設費の内容

内容 項目	基本共通仮設費 (率計算による額)	付加共通仮設費 (積上げ計算による額)
運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①質量20 t未満の建設機械及び器材等（型枠，足場，支保材等）の搬入，搬出に要する運搬費用並びに現場内の小運搬費用</li> <li>②建設機械の自走による搬入，搬出に要する運搬費用</li> <li>③質量20 t以上の建設機械の現場内の小運搬費用</li> <li>④建設機械の日々回送費用</li> <li>⑤トラッククレーン油圧伸縮ジブ型20～50 t吊・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型20～70 t吊の分解，組立て費用及び輸送に要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費用</li> <li>②仮設材（H鋼杭，鋼矢板，覆工板等）の運搬費用</li> <li>③重建設機械の分解・組立て及び輸送に要する費用（ただし，トラッククレーン油圧伸縮ジブ型20～50 t吊・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型20～70 t吊を除く）</li> </ul>
準備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①準備及び後片付けに要する費用</li> <li>②調査・測量，丁張等に要する費用</li> <li>③準備作業に伴う伐開，除根，除草に要する費用</li> <li>④整地，段切り等に要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①伐開，除根等に伴い発生する廃棄物の運搬，処分に要する費用</li> </ul>
事業損失防止施設費	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施工に伴って発生する騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置，撤去に要する費用及び維持管理費用</li> <li>②事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</li> </ul>
安全費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工事地域内全般の安全管理上の監視及び連絡等に要する費用</li> <li>②不稼働日の保安要員等の費用</li> <li>③標示板，標識，保安灯，防護柵，バリケード，照明等の安全施設類の設置，撤去，補修に要する費用及び使用期間中の損料</li> <li>④夜間作業を行う場合の照明費用</li> <li>⑤安全用品等の費用</li> <li>⑥安全委員会等の実施費用</li> <li>⑦安全，衛生管理に要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①バリケード，転落防止柵等の美装化に要する費用</li> <li>②鉄道等に近接した工事現場の出入口等に配置する安全管理員に要する費用</li> <li>③高圧作業の予防に要する費用</li> </ul>

内容 項目	基本共通仮設費 (率計算による額)	付加共通仮設費 (積上げ計算による額)
役務費		①土地の借り上げに要する費用。ただし、営繕費に係る土地の借り上げ費用は除く ②電力、用水等の基本料金
技術管理費	①品質管理基準に記載する試験に要する費用 <small>できがた</small> ②出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ③工程管理のための資料作成等に要する費用 ④完成図、マイクロフィルムの作成に要する費用 ⑤建設資材の品質記録保存に要する費用 ⑥コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 ⑦塗装膜厚施工管理に要する費用 ⑧施工管理に使用するOA機器の費用	①品質管理基準に記載されていない試験に要する費用 ②試験盛土等の工事に要する費用
営繕費	①現場事務所、試験室等の営繕に要する費用 ②労務者宿舎の営繕に要する費用 ③倉庫、資材保管場の営繕に要する費用 ④上記現場事務所等の土地、建物の借り上げに要する費用 注) 上記営繕とは、建物等の設置、撤去、維持、補修をいう。	①監督職員事務所及び火薬庫等の営繕に要する費用 ②上記監督職員事務所等の土地、建物の借り上げに要する費用 ③現場事務所、労務者宿舎等の美装化、シャワー設置、トイレの水洗化等に要する費用 注) 上記営繕とは、建物等の設置、撤去、維持、補修をいう。

### 2.3 共通仮設費の細目別内訳書

(1) 共通仮設費の細目別内訳書は、2-2表による。

2-2表 共通仮設費細目別内訳書

名 称	摘要	数量	単位	単価	金額	備 考
(B) 共通費		一式				
(1) 共通仮設費		一式				
基本共通仮設費		一式				本編2.4 基本共通仮設費の算出参照
付加共通仮設費		一式				本編2.5 付加共通仮設費の算出参照

(2) 基本共通仮設費及び付加共通仮設費の計上金額は、1円単位とする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)

## 2. 4 基本共通仮設費の算出

- (1) 基本共通仮設費は、その工事の基本共通仮設費対象額に対応する基本共通仮設費率を用いて(2.1)式により算出する。

$$K_b = P \times K_r \quad \dots\dots (2.1) \text{式}$$

ただし、 $K_b$ ：基本共通仮設費(円)

$P$ ：基本共通仮設費対象額(円)

$K_r$ ： $P$ に対する基本共通仮設費率(%)

- (2) 基本共通仮設費対象額( $P$ )は(2.2)式による。

$$P = \text{直接工事費} + \text{付加共通仮設費の「事業損失防止施設費」} + \text{支給品費}$$

$\dots\dots (2.2) \text{式}$

ただし、当該工事に次の事項を含む場合は、その金額は基本共通仮設費対象額に含めない。

- イ) 簡易組立式<sup>きょうりょう</sup>橋梁、PC桁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブル等の購入費
- ロ) 上記イ)を支給する場合の支給品費
- ハ) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る材料費、製作費、工場塗装費、工場管理費等の工場製作原価
- ニ) 大型標識柱(オーババンク柱(F型、T型、逆L型)、オーバーヘッド柱)の製作費を含む材料費
- ホ) 直接工事費に含まれている処分費(受入費)及び付加準備費に含まれている処分費。  
なお、準備費に含まれている処分費とは伐開、除根に伴うものとする。
- ヘ) 異種工事を含め1件工事として発注する場合は、異種工事部分の金額

- (3) 基本共通仮設費率( $K_r$ )は、国交省基準の最新版に掲載されている「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」別表第1 共通仮設費率 第1表の「公園工事」により算出する。なお、本編ではキャンパス内における一般的な土木工事として国交省基準の工種区分のうち「公園工事」を想定しているが、工事内容に応じて適切に工種区分を選定できるものとする。

- イ)  $K_r$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
- ロ) 当該工事の施工場所が離島、山間へき地<sup>さんかん</sup>等の場合は、上表の基本共通仮設費率に補正係数1.3を乗じるものとする。なお、離島、山間へき地とは、施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれらに準ずる地区を言う。
- ハ) 災害の発生等により、本要領において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定し、基本共通仮設費率に乗じることができるものとする。

## 2.5 付加共通仮設費の算出

(1) 付加共通仮設費は、2-1表基本共通仮設費、付加共通仮設費の内容のうち、該当する項目について、現場条件、設計・積算内容を的確に把握して算出する。

(2) 付加共通仮設費は、2-4表の付加共通仮設費内訳表による。

2-4表 付加共通仮設費内訳表

第 号 付加共通仮設費 1式当たり内訳表						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
付加運搬費		一式				本編2.5.1 付加運搬費の算出参照
付加準備費		一式				本編2.5.2 付加準備費の算出参照
付加事業損失 防止施設費		一式				本編2.5.3付加事業損失 防止施設費の算出参照
付加安全費		一式				本編2.5.4 付加安全費の算出参照
付加役務費		一式				本編2.5.5 付加役務費の算出参照
付加技術管理費		一式				本編2.5.6 付加技術管理費の算出参照
付加営繕費		一式				本編2.5.7 付加営繕費の算出参照
計						

### 2.5.1 付加運搬費の算出

(1) 積上げによる付加運搬費は、2-5表の内訳表による。

2-5表 付加運搬費内訳表

第 号 付加運搬費 1式当たり内訳表						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
建設機械 分解・組立費	質量 20t以上	一式				建設機械運搬費含む
仮設材等運搬費		一式				
計						

(2) 建設機械の分解・組立費は、2-5-1表により算出する。

2-5-1表 建設機械分解・組立費（建設機械運搬費含む）

建設機械分解・組立費 一式当たり算出表						
名称	規格	機械	分解・組立	1回当たり分解・	金額	摘要
		台数	回数(運搬共)	組立費(運搬費共)		
		①	②	③	①×②×③	
使用機械名	〇〇					
計						

- 注) 1. 分解・組立回数(運搬共)は原則として1回とする。なお、特別な理由により、一度搬入した機械を一時回送し、再度搬入する必要がある場合は、その回数に応じた金額を見込む。
2. 名称、規格は、当該工事に使用する機械名、規格を参考に計上する。
3. 分解・組立費の算出は、国交省基準の重建設機械分解・組立てによる。

(3) 仮設材等(H鋼杭<sup>くい</sup>、鋼矢板、覆工板等)の運搬費及び積込み、積卸し費は、2-6表により算出する。

2-6表 仮設材等運搬費算出表

仮設材等運搬費 1式当たり算出表						片道運搬距離=〇〇km	
名称	規格	運搬質量	基本運賃	運賃割増率	特殊料金	片道の運搬費	仮設材の
		①	②	③	④	①×②×(1+③)+④	積込・積卸費
							①×(注)8
〇〇仮設材	・・・	〇〇(t)	〇〇(円/t)	〇〇(%)	〇〇(円)	〇〇(円)	〇〇(円)
〇〇仮設材	・・・	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
小計						⑤	⑥
1往復						⑤×2=⑦	⑥×2=⑧
計						⑦+⑧=仮設材等運搬費	

- 注) 1. 名称、規格は、使用する仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)を計上する。ただし、型枠、足場、支保材、橋梁<sup>きょうりょう</sup>ベント等は率に含むため、計上しない。
2. 運搬距離は、原則として最寄りの県庁所在地から現場までとする。
3. 運搬質量①は、工程表等の資料から必要数量を決定する。
4. 基本運賃②は、別途算出する。

5. 運賃割増率③は、基本運賃に必要な応じ次表の冬期割増し及び深夜・早朝割増しを行う。なお、深夜・早朝割増しについては、「製品長12m以内」に限り計上する。

2-6-1表 冬期割増率

割増項目	地 域	期 間	割増率
冬期割増し	北海道の全域	自11月16日 至4月15日	2割増し
	青森県，秋田県，山形県，新潟県，長野県 富山県，石川県，福井県，鳥取県，島根県 の全域	自12月1日 至3月31日	
	岩手県のうち北上市，久慈市，遠野市，二 戸市，九戸郡，二戸郡，上閉伊郡，下閉伊 郡，岩手郡，和賀郡 福島県のうち会津若松市，喜多方市，南会 津郡，北会津郡，耶麻郡，大沼郡，河沼郡 岐阜県のうち高山市，大野郡，吉城郡，益 田郡，郡上郡		

2-6-2表 深夜・早朝割増率

割 増 時 間	割増率
午後10時から午前5時まで	3割増し

6. 特殊料金④は、自動車輸送船利用料，有料道路使用料等で必要に応じて計上する。なお、各料金には消費税を含まない金額を計上する。
7. 特別な理由により、一度搬入した仮設材を一時基地に回送し、再度搬入する必要がある場合は、その回数に応じた金額を見込む。

### 2.5.2 付加準備費の算出

積上げによる付加準備費は、2-7表の内訳表による。

2-7表 付加準備費内訳表

第 号	付加準備費	1式当たり内訳表					
		名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額
	〇〇処分費	〇〇	一式				
	〇〇処分費	〇〇	一式				
	計						

注) 1. 処分費は、準備作業の伐開，除根に伴い発生する廃棄物の運搬及び処分に要する費用であり，直接工事費に計上したものは除く。

### 2.5.3 付加事業損失防止施設費の算出

積上げによる付加事業損失防止施設費は、2-8表の内訳表による。

2-8表 付加事業損失防止施設費内訳表

第 号 付加事業損失防止施設費 1式当たり内訳表						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
事業損失防止施設	〇〇仮施設	一式				
調 査 費	地下水位観測	一式				
計						

- 注) 1. 事業損失防止施設費は、工事に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用であり、必要に応じて計上する。
2. 調査費は、事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用であり、必要に応じて計上する。

### 2.5.4 付加安全費の算出

積上げによる付加安全費は、2-9表の内訳表による。

2-9表 付加安全費内訳表

第 号 付加安全費 1式当たり内訳表						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
美 装 化 費		一式				
安 全 管 理 員		〇〇	人			
高圧作業予防費		一式				
計						

注) 安全管理員は、現場条件によって、鉄道等に近接した出入口等に安全管理要員を配置する場合に計上する。ただし、工事現場内の安全監視、不稼働日の保安要員等の費用は、基本共通仮設費に含む。

### 2.5.5 付加役務費の算出

積上げによる付加役務費は、2-10表の内訳表による。

2-10表 付加役務費内訳表

第 号 付加役務費		1式当たり内訳表				
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
借 地 料		一式				
基 本 料 金		一式				
計						

注) 1. 営繕費に係る土地の借り上げ以外の理由で借地する場合は、次式により借地料を算出し計上する。なお、次式に使用する土地価格は「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」第25条に準じる。

①宅地、宅地見込地、農地の場合  $A = B \times (C \times 0.06 \div 12) \times \text{使用月数}$

②林地、その他の場合  $A = B \times (C \times 0.05 \div 12) \times \text{使用月数}$

ただし、A：借地料(円)、B：借地面積(m<sup>2</sup>)、C：土地価格(円/m<sup>2</sup>)

2. 基本料金は、電気、上下水道等の基本料金であり、必要に応じて計上する。なお、料金算出は電力会社等の「供給規定」による。

### 2.5.6 付加技術管理費の算出

積上げによる付加技術管理費は、2-11表の内訳表による。

2-11表 付加技術管理費内訳表

第 号 付加技術管理費		1式当たり内訳表				
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
品 質 管 理 費		一式				
計測機設置撤去費		一式				
計						

注) 1. 品質管理費は、品質管理基準に記載されている項目以外で、特記仕様書に規定する品質管理試験費及びとりまとめ費を計上する。

2. 計測器設置撤去費は、特殊な計測器を使用した計測を特記仕様書に規定した場合、その機器の設置、撤去費及びとりまとめ費を計上する。

### 2.5.7 付加営繕費の算出

積上げによる付加営繕費は、2-12表の内訳表による。

2-12表 付加営繕費内訳表

第 号	付加営繕費	1式当たり内訳表				
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
監督職員事務所		一式				
火 薬 庫		一式				
計						

- 注) 1. 基本共通仮設費に含まれていない監督職員事務所、火薬庫等の設置を現場説明書又は、特記仕様書に規定した場合は、その費用を計上する。
2. 監督職員事務所は、建物の設置・撤去及び損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、机・椅子等の備品に要する費用及び工事期間中の維持管理費を見込むものとし、次式により算出する。

$$E_k = A \times (\text{監督職員事務所損料} \times M + \text{事務所設置撤去費}) + t \times M$$

ただし、 $E_k$  : 監督職員事務所に係る営繕費

$A$  : 建物面積 (m<sup>2</sup>)

$M$  : 月数 (必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。)

$t$  : 備品費 (机, いす, 黒板, 温度計, 書箱, 時計, エアコン, 消火器, 湯沸器, ロッカー, 応接セット)

注1. 上記 $E_k$ には電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

注2. 事務所設置撤去費には必要日数にかかわらず維持管理費を含む。

3. 監督職員事務所を設置又は撤去のみを行う場合は下記による。

設置のみの場合

$$E_k = A \times (\text{監督職員事務所損料} \times M + \text{事務所設置費}) + t \times M$$

撤去のみの場合

$$E_k = A \times (\text{監督職員事務所損料} \times M + \text{事務所撤去費}) + t \times M$$

4. 火薬庫の積算は、周辺地域の条件等を踏まえて別途考慮する。

## 2. 6 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の共通仮設費の算出

基本共通仮設費は、それぞれの敷地における工事ごとの基本共通仮設費対象額（本編 2.4 基本共通仮設費の算出(2) 参照）あるいは直接工事費に対する基本共通仮設費率により算出する。積上げによる付加共通仮設費においても、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

## 2. 7 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の共通仮設費の算出

同一敷地全体又は近接した敷地における基本共通仮設費対象額（本編 2.4 基本共通仮設費の算出(2) 参照）あるいは直接工事費の合計額に対する基本共通仮設費率により算出する。

## 2. 8 設計変更の共通仮設費の算出

設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初予定価格算出内訳明細書の共通仮設費を控除した額とする。

## 2. 9 新旧積算要領の積算調整

旧積算要領で積算した工事に新積算要領で積算した工事を追加する場合、又は旧積算要領で積算した工事を設計変更する場合の共通仮設費は、次により算出する。

### (1) 追加工事の共通仮設費

イ) 追加工事の基本共通仮設費は（2.5）式による。

$$K_b = (P' + P) \times K_{rk} - P' \times K_{r'}$$
 ..... (2.5) 式

ただし、 $K_b$  : 追加工事等の基本共通仮設費(円)

$P'$  : 元工事の改正前の基本共通費対象額(円)

$P$  : 追加工事の基本共通仮設対象額(円)

$K_{rk}$  :  $(P' + P)$ に対する改正後の基本共通仮設率(%)

$K_{r'}$  :  $P'$ に対する改正後の基本共通仮設率(%)

ロ) 前記により算出された追加工事の基本共通仮設費( $K_b$ )が負数となる場合は計上しない。

ハ) 追加工事の付加共通仮設費は、本章 2.7 追加工事の共通仮設費の算出(1) ロ)に準じて算出する。

### (2) 設計変更後の共通仮設費

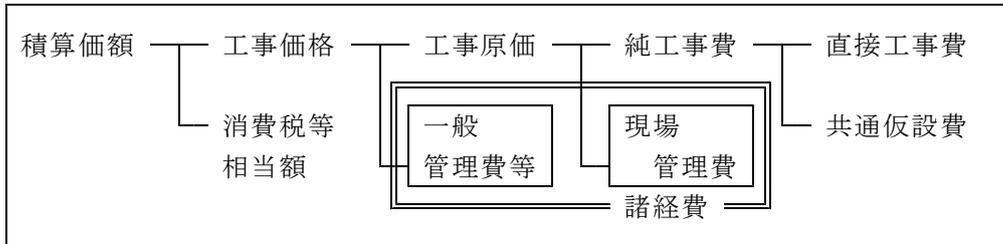
旧積算要領で積算した工事の設計変更は、旧積算要領により積算する。

### 3章 諸経費

#### 3.1 諸経費の構成

諸経費は、現場管理費と一般管理費等によって構成される。積算価額の中に占める諸経費の位置付けは、図3.1による。

図3.1 諸経費の位置付け



### 3. 2 諸経費の内容

#### (1) 現場管理費

現場管理費は、施工に伴う現場管理に必要な共通仮設費以外の経費として見込むものであり、その項目と内容は3-1表による。

3-1表 現場管理費の内容

項目	内 容
労務管理費	現場労働者に係る費用で、募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）、慰安、娯楽及び厚生に要する費用、直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
租 税 公 課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
保 險 料	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
退 職 金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、交通費及び旅費
交 際 費	現場への来客等の対応に要する費用
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。
外 注 経 費	工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
工事登録等に要する費用	工事实績等の登録に要する費用
動力、用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）
公共事業労務費調査に要する費用	
雑 費	上記に属さない諸費用

(2) 一般管理費等

一般管理費等は，施工に当たる企業の継続運営に必要な費用として見込むものであり，一般管理費及び付加利益からなり，その項目と内容は3-2表による。

3-2表 一般管理費等の内容

項目	内容
一般管理費	1) 役員報酬（取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与(損金算入分) 2) 従業員給料手当（本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与） 3) 退職金（退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金） 4) 法定福利費（本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額） 5) 福利厚生費（本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞い等，福利厚生等，文化活動等に要する費用） 6) 修繕維持費（建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等） 7) 事務用品費（事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費） 8) 通信交通費（通信費，交通費及び旅費） 9) 動力・用水光熱費（電力，水道，ガス，薪炭等の費用） 10) 調査研究費（技術研究，開発等の費用） 11) 広告宣伝費（広告，公告，宣伝に要する費用） 12) 交際費（本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用） 13) 寄附金 14) 地代家賃（事務所，寮，社宅等の借地借家料） 15) 減価償却費（建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額） 16) 試験研究費償却（新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額） 17) 開発費償却（新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額） 18) 租税公課（不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課） 19) 保険料（火災保険及びその他の損害保険料） 20) 契約保証費（契約の保証に必要な費用） 21) 雑費（電算等経費，社内打合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用）
付加利益	1) 法人税，都道府県民税，市町村民税等 2) 株主配当金 3) 役員賞与(損金算入分を除く) 4) 内部留保金 5) 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

### 3.3 諸経費の細目別内訳書

(1) 諸経費の細目別内訳書は、3-3表による。

3-3表 諸経費細目別内訳書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(B) 共通費						
(2) 諸経費		一式				
現場管理費		一式				本編3.4 現場管理費の算出参照
一般管理費等		一式				本編3.5 一般管理費等の算出参照

(2) 現場管理費の計上金額は、1円単位とする。(端数整理を行う場合は四捨五入とする。)

また、一般管理費等の計上金額は、工事価格に応じてその端数を本編3.5一般管理費等の算出によって求められた金額の範囲内で調整する。

### 3.4 現場管理費の算出

(1) 現場管理費は、その工事の現場管理費対象額に対する現場管理費率を用いて(3.1)式により算出する。

$$J = N_p \times (J_o + n) \quad \dots\dots (3.1) \text{ 式}$$

ただし、J：現場管理費(円)

N<sub>p</sub>：現場管理費対象額(円)

J<sub>o</sub>：N<sub>p</sub>に対する現場管理費率(%)

n：現場管理費率の補正率(%)

(2) 現場管理費対象額(N<sub>p</sub>)は、(3.2)式による。

$$N_p = \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} \quad \dots\dots (3.2) \text{ 式}$$

ただし、当該工事に次の事項を含む場合は、その金額は現場管理費対象額に含めない。

- イ) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る材料費、製作費、工場塗装費、工場管理費等の工場製作原価
- ロ) 直接工事費に含まれている処分費(受入費)及び共通仮設費の付加準備費に含まれている処分費。なお、付加準備費に含まれている処分費とは伐開、除根に伴うものとする。
- ハ) 異種工事を含め1件工事として発注する場合は、異種工事部分の金額

(3) 現場管理費率(Jo)は、国交省基準の最新版に掲載されている「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」別表第2 現場管理費率 第1表の「公園工事」により算出する。なお、本編ではキャンパス内における一般的な土木工事として国交省基準の工種区分のうち「公園工事」に準じた工種を想定しているが、工事内容に応じて適切に工種区分を選定できるものとする。

1) Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(4) 現場管理費率の補正率

積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合は、上表の現場管理費率に下記a.～g.により求めた補正率を加算する。なお、積雪寒冷地域とは、人事院規則で寒冷地手当を支給するために指定された地域とする。

- a. 現場管理費率の補正率(%) = 冬期率 × 補正係数
- b. 冬期率(%) = 冬期の工事期間(準備, 後片付けを含む) ÷ 全工事期間
- c. 工事期間(日) = 準備, 後片付けを含む工事期間
- d. 冬期の期間と適用地域区分は、次表による。

冬期の期間	適用地域
11/1～3/31	北海道, 青森県, 秋田県
12/1～3/31	上記以外の積雪寒冷地

e. 積雪寒冷地域区分別補正係数は、次表による。

積雪寒冷地域区分	補正係数
1 級 地	1.8
2 級 地	1.6
3 級 地	1.4
4 級 地	1.2

f. 冬期率, 補正率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

g. 2つ以上の地域にまたがる場合は、大きい方の補正係数を適用する。

(5) 災害の発生等により、本要領において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定し、現場管理費率に乗じることができるものとする。

### 3. 5 一般管理費等の算出

(1) 一般管理費等は、その工事の一般管理費等対象額に対する一般管理費等率を用いて（3.3）式により算出する。

$$G = C_p \times G_p \dots\dots\dots (3.3) \text{ 式}$$

ただし、G：一般管理費等(円)

C<sub>p</sub>：一般管理費等対象額(円)

G<sub>p</sub>：C<sub>p</sub>に対する一般管理費等率(%)

(2) 一般管理費等対象額(C<sub>p</sub>)は、（3.4）式による。

$$C_p = \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \dots\dots\dots (3.4) \text{ 式}$$

ただし、当該工事に次の事項を含む場合は、その金額は一般管理費等対象額に含めない。

イ) 資材等を支給する場合の支給品費

(3) 一般管理費等率(G<sub>p</sub>)は、国交省基準の最新版に掲載されている「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」別表第3 一般管理費等率により算出する。

イ) G<sub>p</sub>の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

ロ) 一般管理費等率は、社会状況（景気の動向）等を勘案して定めるものとするが、通常はこの率により算出する。

(4) 一般管理費等率の補正

発注者が金銭的保証を必要とする場合は、契約保証費として、3-4表により補正值を加算するものとする。

3-4表 契約保証に係る一般管理費等率の補正值

保証の方法		補正值(%)
ケース1	発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約基準第4条第1項を採用する場合)	0.04
ケース2	発注者が金銭的保証を必要としない場合	補正しない

注) 1. 発注者が金銭的保証を必要としない場合としては、予算決算及び会計令 第100条の2 第1項1号の規定により工事請負契約書を省略できる工事請負契約である場合等がある。

### 3. 6 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の諸経費の算出

- (1) 現場管理費は、それぞれの敷地における工事ごとの現場管理費対象額（本編3. 4 現場管理費の算出（2）参照）あるいは純工事費に対する現場管理費率により算出する。
- (2) 一般管理費等は、それぞれの敷地における工事ごとの工事原価（一般管理費等対象額）の合計額に対する一般管理費等率により算出する。

### 3. 7 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の諸経費の算出

- (1) 現場管理費は、同一敷地全体又は近接した敷地における現場管理費対象額（本編3. 4 現場管理費の算出（2）参照）あるいは純工事費の合計額に対する現場管理費率により算出する。
- (2) 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価（一般管理費等対象額）の合計額に対する一般管理費等率により算出する。

### 3. 8 設計変更の諸経費の算出

- (1) 設計変更の現場管理費  
現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初予定価格算出内説明細書の現場管理費を控除した額とする。
- (2) 設計変更の一般管理費等  
一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初予定価格算出内説明細書の一般管理費等を控除した額とする。

### 3. 9 新旧積算要領の積算調整

旧積算要領で積算した工事に新積算要領で積算した工事を追加する場合、又は旧積算要領で積算した工事を設計変更する場合の諸経費は、次による。

#### (1) 追加工事の諸経費

- イ) 追加工事の現場管理費の算出は(3.9)式による。なお、現場管理費率の補正がある場合は、別途考慮する。

$$J = (Np' + Np) \times J_{ok} - Np' \times J_{o'} \quad \dots\dots (3.9) \text{ 式}$$

ただし、 J : 追加工事の現場管理費(円)

Np' : 元工事の改正前の現場管理費対象額(円)

Np : 追加工事等の現場管理費対象額(円)

J<sub>ok</sub> : (Np' + Np)に対する改正後の現場管理費率(%)

J<sub>o'</sub> : (Np')に対する改正後の現場管理費率(%)

- ロ) 元工事が土木工事のみの場合の一般管理費等は、(3.10)式による。

$$G = (Cp' + Cp) \times G_{ok} - Cp' \times G_{o'} \quad \dots\dots\dots (3.10) \text{ 式}$$

ただし、 G : 追加工事の一般管理費等(円)

Cp' : 元工事の改正前の一般管理費等対象額(円)

Cp : 追加工事の一般管理費等対象額(円)

G<sub>ok</sub> : (Cp' + Cp)に対する改正後の一般管理費等率(%)

G<sub>o'</sub> : Cp'に対する改正後の一般管理費等率(%)

- ハ) 前記により算出された追加工事の諸経費(J, G)が負数となる場合は、計上しない。

#### (2) 設計変更後の諸経費

旧積算要領で積算した工事の設計変更は、旧積算要領により積算する。

# 5 編 消費税等相当額

## 1 章 一般共通事項

### 1. 1 適用範囲

本編は、土木工事及びこれらに類する工事の消費税等相当額の積算に適用する。

### 1. 2 一般事項

消費税等相当額は、消費税法に定める消費税及び地方税法に定める地方消費税相当分を積算する。

## 2章 消費税等相当額の算出

### 2.1 消費税等相当額の算出方法

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を含めずに算出した工事価格に、消費税及び地方消費税とを合わせた税率を乗じて得た額とする。

$$S = C_p \times S_r$$

ただし、 $S$  : 消費税等相当額(円)

$S_r$  : 消費税及び地方消費税とを合わせた税率

$C_p$  : 消費税及び地方消費税相当分を含めずに算出した工事価格(円)

### 2.2 消費税等相当額の端数整理

消費税等相当額の算出に当たって、1円未満の端数金額があるときは、その端数金額は切り捨てる。

# 6 編 複合単価算出表

## 1 章 一般共通事項

### 1.1 適用範囲

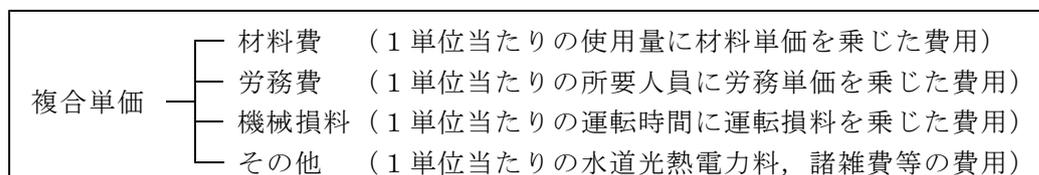
本編は、土木工事及びこれらに類する工事の複合単価の算出に適用する。

ただし、文部科学省土木工事標準仕様書の記載内容と相違する仕様を特記により規定する場合や社会情勢、経済情勢等の変動が著しい場合など、本編により難しい場合は、別途考慮する。

### 1.2 複合単価の構成

複合単価は原則として、本積算要領に記載した標準歩掛に基づき、1.1 図に示すとおり、材料費、労務費、機械器具損料、その他で構成されている。

1.1 図 複合単価の構成



注) 1. 1 単位当たりの材料使用量には、切りむだ、破損、飛散等のロス分が含まれている。

2. 1 単位当たりの所要人員には、材料の小運搬、手待ち時間等のロス分が含まれている。

### 1.3 単価採用資料

複合単価表を構成する材料費、労務費、機械器具損料、その他の単価採用資料は、3 編単価 1 章 1.2 単価算出共通事項による。